

総括調査票

令和5年6月公表分（28事案）

【 目 次 】

	頁		頁
(1) [内 閣 府] 特定地域づくり事業推進交付金	1	(16) [厚 生 労 働 省] 介護サービス事業者の経営状況等	44
(2) [内 閣 府] 人道救援物資備蓄経費	3	(17) [厚 生 劳 働 省] 診療報酬（調剤報酬）	47
(3) [内 閣 府] 警察情報通信基盤整備事業	6	(18) [農 林 水 産 省] 食料安定供給特別会計食糧管理勘定における穀物の買入れ及び売渡し	51
(4) [デ ジ タ ル 庁] 補助金申請システム等の内製化の効果分析を通じた政府情報システムの最適化	8	(19) [農 林 水 産 省] 農業農村整備事業(汎用化の効果)	55
(5) [総 務 省] デジタル活用支援推進事業	11	(20) [農 林 水 産 省] [国 土 交 通 省] 戦略的・機動的な海岸事業の推進	59
(6) [外 務 省] 在外公館の運営	15	(21) [農 林 水 産 省] 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等	62
(7) [外 務 省] 広報文化センター及び国際交流基金海外事務所	18	(22) [経 済 产 業 省] コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業	65
(9) [文 部 科 学 省] 少子化社会を支える私立大学の支援の在り方（私学助成）	22	(23) [国 土 交 通 省] 都市構造再編集中支援事業	69
(10) [文 部 科 学 省] 各事業におけるステージゲート等の実態調査	26	(24) [国 土 交 通 省] 河川の掘削土砂の有効活用	72
(11) [文 部 科 学 省] 伝統文化親子教室事業	28	(25) [国 土 交 通 省] 道路事業等	75
(12) [厚 生 劳 働 省] 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金	32	(26) [国 土 交 通 省] 特定離島港湾施設等の維持管理	81
(13) [厚 生 劳 働 省] 就職支援ナビゲーター等	35	(27) [国 土 交 通 省] 戦略的なプロモーションの実施（JNTO運営費交付金を含む）	83
(14) [厚 生 劳 働 省] 生活困窮者自立相談支援事業等	38	(28) [環 境 省] 海岸漂着物等地域対策推進事業	87
(15) [厚 生 动 働 省] 障害福祉サービス（共同生活援助）	41	(30) [防 卫 省] 民間船舶の運航・管理事業	90

総括調査票

調査事案名	(1) 特定地域づくり事業推進交付金			調査対象 予算額	令和4年度：500百万円 ほか (参考 令和5年度：560百万円)		
府省名	内閣府	会計	一般会計	項	特定地域づくり事業推進費	調査主体	共同
組織	地方創生推進事務局			目	特定地域づくり事業推進交付金 ほか	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

○ 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図ることにより、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るもの。

根拠法

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」(以下「法」という。)

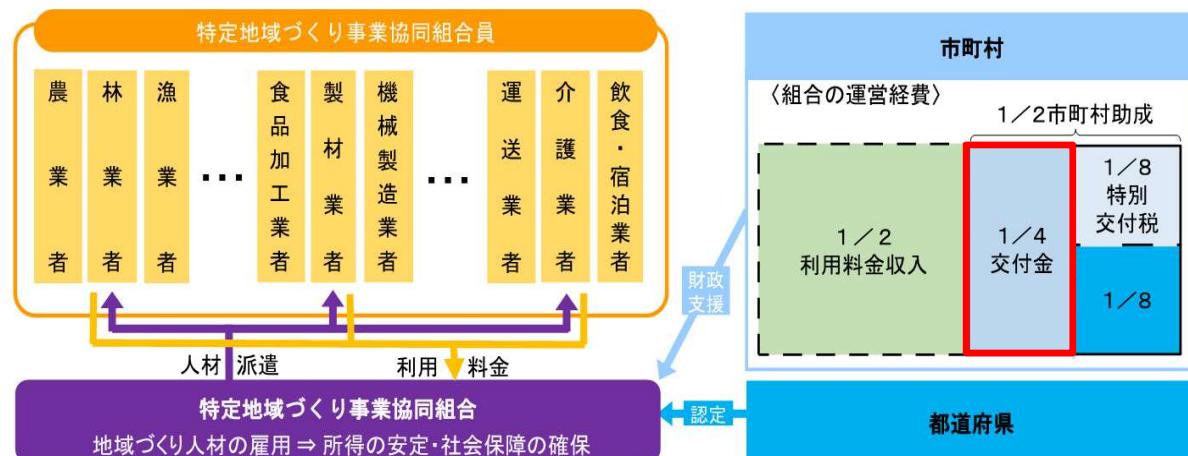
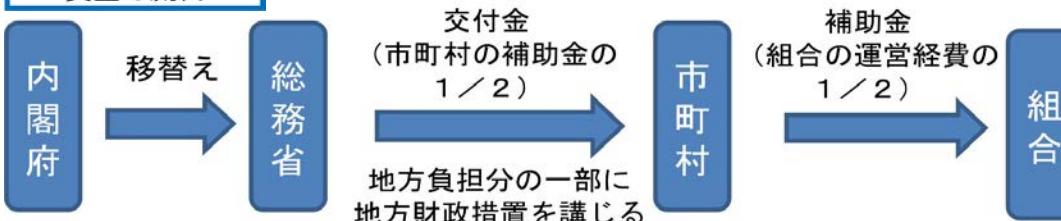
- ・対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- ・認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定(10年更新制)
- ・特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業(無期雇用職員に限る)を届出で実施可能

財政支援の概要

特定地域づくり事業協同組合(以下「組合」という。)に対し、当該組合の運営費を支援するため、以下の対象経費について、1/2までの範囲で地方公共団体が支援した額の1/2を交付金により支援する。

- ・派遣職員人件費(対象経費の上限額：400百万円/年・人
(国交付金上限：100百万円/年・人))
- ・事務局運営費(対象経費の上限額：600百万円/年
(国交付金上限：150百万円/年))

資金の流れ



【参考】執行状況等

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	500	500	500
交付決定額	10	100	290※
執行額	9	64	180※
組合数(年度末)	5	34	72

※令和4年度は見込み

総括調査票

調査事案名 (1) 特定地域づくり事業推進交付金

②調査の視点

1. 制度活用における課題

- 本制度創設以降、交付金の執行額は増加しているものの、いまだ執行率は低調である。制度活用に当たり課題となっている点は何か。

2. 事業の持続可能性（収支面）

- 各組合の収支状況はどうか。また、持続的で安定的な組合運営を図るために取組がなされているか。

3. 評価に当たっての指標

- 交付金の効果を評価するに当たり、本制度の目的・趣旨を踏まえた指標を設定・把握しているか。

【調査対象年度】

令和3年度～令和4年度

【調査対象先数】※有効回答数

- ・ 総務省 47都道府県
- ・ 68組合 80名（派遣職員）
- ・ 138事業者（組合員）

※上記を対象とする財務省調査

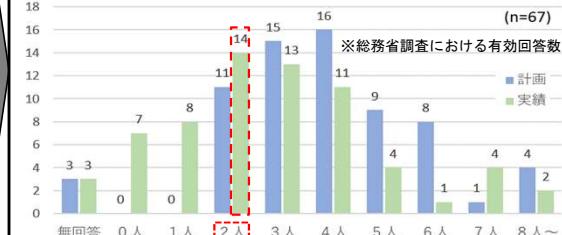
(以下「本調査」という。)に加え、「令和4年度 特定地域づくり事業協同組合制度に関する調査」(以下「総務省調査」という。)を基に作成。

③調査結果及びその分析

1. 制度活用における課題

- 総務省調査によると、組合設立に当たっての課題や苦労として最も多いためは、「派遣職員の確保」であった。組合の安定的な運営には一定数の派遣職員の確保が必要と考えられるが、派遣職員の採用人数（令和4年度）は「2人」である組合が最も多くなっている【図1】。
- また、本調査において、令和4年度の採用計画と実績を確認したところ、回答のあった63組合中35組合で実績が計画を下回っており【図2】、そのうち24組合は計画の5割以下の実績であった【図3】。この点からも、派遣職員の確保が課題となっており、ひいては、交付決定額と執行額の乖離【参考】にもつながっていると考えられる。
- (実地調査を行った) A組合では、採用専任の組合事務局職員を設置するとともに、ハローワークだけでなく県の移住推進窓口等と連携しつつ、中山間地域の資源のアピールと併せて派遣職員の募集を行うなどした結果、40名の応募（令和4年度）があった。

【図1】派遣職員の採用人数（令和4年度）



【図2】令和4年度
派遣職員採用数「計画>実績」に占める採用実績の充足率



2. 事業の持続可能性（収支面）

- 各組合の収支決算書（令和4年度）によると、組合の運営経費の1/2まで公費で補助されているにもかかわらず、確認できた63組合中19組合で赤字（純損失）となっており、十分な利用料金収入を得られていないという収支面の課題も存在している。
- 派遣職員の利用料金の設定に当たっては地域の給与水準が考慮されているが、(実地調査を行った) B組合では、派遣先事業者のための広報・営業活動を行うことにより、高い利用料金を支払うためのインセンティブを付与することで、地域の給与水準（980円/時間）と比較して高い利用料金設定（1,200円/時間）を実現している。
- その他、派遣事業以外の独自事業（例：有料職業紹介事業）の実施や派遣先事業者に対する「賦課金」の徴収を行う組合も存在した。また、複数市町村で組合を設立する例も見受けられた。これらの取組も、組合の収支改善に貢献し得ると考えられる。

3. 評価に当たっての指標

- 本制度の目的は、「地域づくり人材の確保及びその活躍の推進」による「地域社会の維持及び地域経済の活性化」とされている（法第1条）。
- 本調査において、回答のあった派遣先事業者のうち約6割が派遣職員の直接雇用を検討しており、また、回答のあった派遣職員のうち約6割が将来的な定住を考えている。行政事業レビューシートにおいては、交付金の「交付件数」（組合数）及び「派遣先事業者数」が指標とされているが、こうした直接雇用を含む定住の状況等といった「アウトカム」が、交付金の効果を評価する上で重要なデータと考えられる。
- (実地調査を行った) C組合では、派遣職員の定住を目的に、直接雇用又は起業のいずれかを前提に派遣職員を受け入れており、派遣職員と派遣先事業者のミスマッチを防ぐことで、2名の直接雇用及び定住を実現している。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 制度活用における課題

- 人口急減地域を対象とした制度であるため、当該地域外からの派遣職員の確保が重要と考えられるが、内閣府等においても、左のような地域特性に応じた好事業例を含め、移住支援施策と絡めて本制度の周知を推進することなどが考えられる。
- 併せて、限られた予算を今後より多くの組合が活用できるよう、派遣職員の稼働実績を踏まえた交付決定を行うことなども考えられる（例えば、現在、既存組合に対して、派遣職員数の見込みを基に、年度当初に交付決定を1回行っているが、交付決定を年2回行い、2回目に上記実績を考慮）。

2. 事業の持続可能性（収支面）

- 都市部と比較して派遣職員の確保には一定の限度はあるものの、赤字の組合は、左のような収支を改善させる取組を検討し、自治体は、組合の収支状況等について助言・指導（法第15条）の上、フォローアップすることが考えられる。

3. 評価に当たっての指標

- 内閣府等は、本制度の目的を踏まえ、例えば、派遣職員の「稼働実績」や当該地域への「定着度合」（直接雇用を含む定住）等も把握・勘査した上で、評価を行うようにすべきではないか。

総括調査票

調査事案名	(2) 人道救援物資備蓄経費			調査対象 予算額	令和4年度(補正後) : 421百万円 ほか (参考 令和5年度 : 142百万円)		
府省名	内閣府	会計	一般会計	項	国際平和協力本部	調査主体	本省
組織	国際平和協力本部			目	国際平和協力業務庁費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

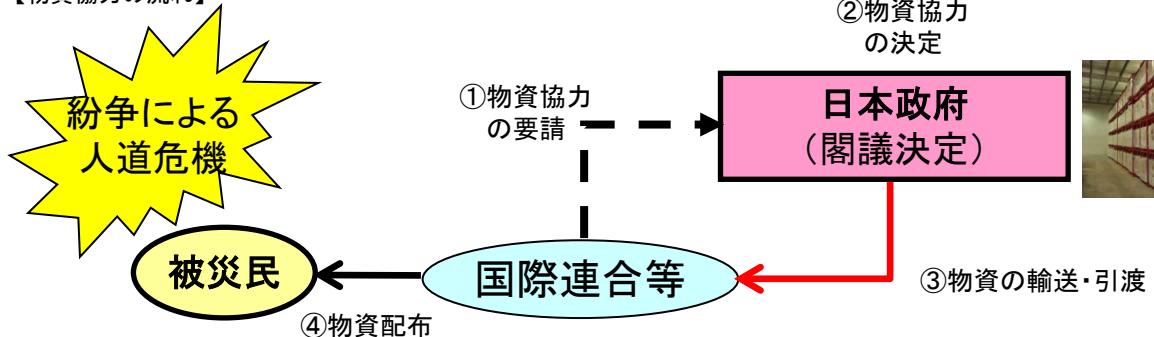
【事案の概要】

- 人道救援物資備蓄経費は、国際連合等から国際連合平和維持活動等に係る物資協力要請を受けた際、迅速に供与できるよう、あらかじめ人道救援物資を調達・備蓄(物資の保管・管理)するための経費である。
令和4年4月に国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)からウクライナ被災民に対する物資協力要請を受け、毛布5,000枚、ビニールシート4,500枚、スリーピングマット8,500枚の物資協力を実施した。その結果、当該3物資の備蓄が底をついたため、新たな物資協力要請を受けた場合には備蓄物資を用いた物資協力が実施できない状況となっていた。【表】
- 救援物資はそれぞれ2万人分に相当する数量を備蓄目標としており、一般競争入札により毎年度計画的に調達している。
一方、調達には相応の時間を要しているため、一時に相当量の物資協力要請が行われた場合に備えるためにも早期調達方法を事前に準備しておく必要がある。
- また、国際平和協力本部事務局(PKO事務局)以外にも、非常用として同種の物資を備蓄している機関がある。
他の機関との間で物資を融通することが可能であれば、一時に相当量の物資協力要請が行われた場合にも速やかに対応することができるため、物資融通の取組を進めていく必要がある。

【表】人道救援物資調達及び譲渡実績

備蓄目標数	平成31年度 年度未備蓄数	令和2年度		令和3年度		令和4年度			令和4年度末 補填率	
		購入数	年度未備蓄数	購入数	年度未備蓄数	物資協力数	購入数	年度未備蓄数		
テント	2,000張	0張	+200張	200張	+250張	450張	0張	0張	22.50%	
ビニールシート	8,000枚	0枚	+2,000枚	2,000枚	+2,500枚	4,500枚	△4,500枚	+4,500枚	4,500枚	56.25%
スリーピングマット	20,000枚	0枚	+5,000枚	5,000枚	+3,500枚	8,500枚	△8,500枚	+8,500枚	8,500枚	42.50%
毛布	20,000枚	5,000枚	0枚	5,000枚	0枚	5,000枚	△5,000枚	+5,000枚	5,000枚	25.00%
給水容器	20,000個	0個	+10,000個	10,000個	0個	10,000個	0個	0個	10,000個	50.00%

【物資協力の流れ】



【現在の備蓄5品目】



テント



給水容器



スリーピングマット



ビニールシート

総括調査票

調査事案名 (2) 人道救援物資備蓄経費

②調査の視点

1. 救援物資の早期調達

- 調達手順を段階ごとに分解し、どの段階で、どのような理由で、どの程度時間をしているのか調査する。
- 物資の仕様変更や調達手続の効率化等、早期調達を実現するために改善する余地がないか調査する。

③調査結果及びその分析

1. 救援物資の早期調達

救援物資5品目それぞれの調達手続の実績について調査し、各物資の調達について過去5年間で最も日数を要した年度の実績を【図1】に取りまとめた。

- 最も日数を要した段階: 5品目とも「③物資作成」
理由: 完全受注生産品であり、在庫も保有していないため、受注の都度一から物資を作成する必要
- 2番目に日数を要した段階: 5品目とも「②契約日まで」
理由: 政府調達(WTO)案件に該当する場合には、一般調達案件よりも公告期間を長く確保(10日以上→50日以上)する必要

また、救援物資としての性質上、調達に日数を要する理由として、以下のものがある。

- ・耐久性など一定の品質を証明するための公的機関の検査証明を取得する必要【③物資作成】
- ・日本からの協力物資であることを示すための日章旗を貼付・掲示する必要【③物資作成】

など

(1) 救援物資は、要請元の国際機関(UNHCR等)を通じて支援を行っていることから、当該国際機関が求める基準に即した仕様となっている必要がある。

5品目のうちテントについては、被災民支援を想定した物資であり、市場流通品では用途・耐久性の面から当該国際機関が求める基準に応えられないため、完全受注生産品によらざるを得ず、物資作成には相当の日数を要することを確認した。

他方、毛布等の他の救援物資については、国際機関が求める基準に即した仕様を満たし、かつ当該救援物資に日章旗を貼付・掲示する必要から完全受注生産品を調達する必要があるとしているものの、当該国際機関が求める基準に適合する市場流通品が存在しているものについては、救援物資と日章旗を各々調達し、当該日章旗を支給して対応させることにより全体として物資作成日数を短縮することができると考えられる。

(2) 2番目に日数を要した「②契約日まで」などのPKO事務局側の手続については早期調達を検討する余地があるところ、PKO事務局では、過去に物性検査(品質検査)の短縮化について検討したもの、業者間の競争公平性の観点から採用には至らなかった。

救援物資については、公共調達における原則どおり、一般競争入札により調達しているところ、緊急的に早期調達を図るためにには、適用する場合を限定しつつ、いわゆる「緊急随契」を採用することが考えられる。

緊急随契によれば、WTO案件に該当する場合であっても公告期間を長く確保する必要がないため、特に2番目に日数を要している「②契約日まで」に要する日数を短縮できるなど、早期調達の実現に資すると考えられる。

④今後の改善点・検討の方向性

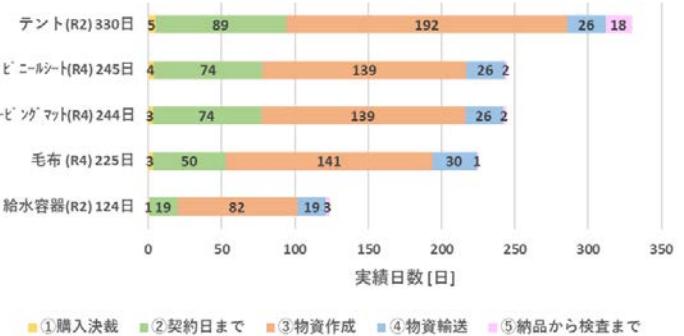
1. 救援物資の早期調達

備蓄救援物資が著しく減少している状態は、物資協力の実施に支障を生じかねないため、極力早期に解消すべきであり、

(1) 円滑な物資協力を実現する観点から要請元の国際機関が求める基準に即したものとなっている必要性があるところ、この基準に適合する市場流通品が存在している救援物資については、調達に日数を要する完全受注生産品によらず、市場流通品を活用して調達期間の短縮を図るべき。

(2) 救援物資の調達に当たっては、一般競争入札を原則的な方法としつつも、例えば、備蓄が一定数量を下回り、物資協力に著しい支障が認められる場合などに限定した緊急随契の採用の検討など、早期調達方法について不斷の見直しを行なうべき。

【図1】救援物資5品目の調達日数実績(過去5年間の最大日数を記載)



- ①購入決裁 …… 購入数・仕様書の決裁に掛かった日数
- ②契約日まで …… 購入決裁終了から告示・入札結果による契約までの日数
- ③物資作成 …… 契約日から船積み又は出航までの日数
- ④物資輸送 …… 船積み又は出航から納品までの日数
- ⑤納品から検査まで …… 納品から検査報告書作成までの日数

総括調査票

調査事案名 (2) 人道救援物資備蓄経費

②調査の視点

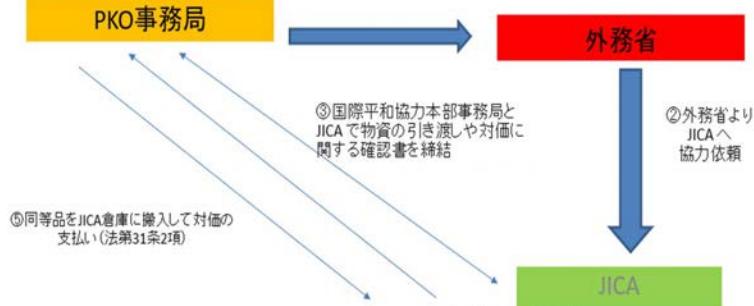
2. 救援物資の相互融通

○ 民間を含めた他機関との間で救援物資を融通した実績について調査する。また、相互融通を円滑に実現するに当たり、どのような課題があるのかを調査する。

【調査対象年度】
平成30年度～令和4年度
【調査対象先数】
内閣府: 1先

【図2】JICAから物資融通を受けた際のスキーム

①国際平和協力本部長(内閣総理大臣)より外務大臣へPKO法(第31条第1項)に基づき協力依頼



③調査結果及びその分析

2. 救援物資の相互融通

(1) 「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(PKO法)には国以外の者に物資譲渡等の協力を求めることができるとする規定があるが、これまでにPKO法に基づいて民間へ協力依頼を行ったのは、平成6年度にルワンダ難民に対する物資協力を実施するに当たり、国際協力機構(JICA)に対して国際緊急救援物資の譲渡協力依頼を行った例1件のみである。【図2】

調査の結果、物資の相互融通を円滑に実現するためには、以下の課題があることを把握した。

- 物資を保有する機関は、それぞれの物資提供目的(災害対応等)に従い、各々で必要な品目及び数量の救援物資を備蓄しているため、
 - ・物資提供目的を異にした物資譲渡への懐疑
 - ・一時的であっても備蓄数量を減少させることで、物資提供目的を果たせないリスクへの懐疑
- 仕様の相違により要請元国際機関が物資を受け入れないリスク

(2) 日本国内に限定せず物資融通の可能性について調査し、世界食糧計画(WFP)が運営する国連人道支援物資備蓄庫(UNHRD)を利用した場合には以下のことが可能であるため、利用を検討するに値することを把握した。

- ・他のドナーがUNHRDに保管する各種物資について無条件で融通を受けることができる。
- ・物資は被災地に直接輸送してもらうことができる。
- ・救援物資を無償で保管してもらうことができる。

なお、UNHRDから物資の融通を受ける場合、実質的にはUNHRDから物資を買い取ることになるため、その後、受けた融通物資に係る費用を支払う必要がある。

「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」

第三十一条 本部長は、第三章第一節の規定による措置によっては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、又は物資協力に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 政府は、前項の規定により協力を求められた国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に關し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 救援物資の相互融通

(1) 既に、PKO法には国以外の者に物資融通の協力を依頼することを可能とする規定があるが、その活用が図られているとは言い難いことから、当該規定の活用に向けた取組を進めるべき。

国以外の者に物資融通を依頼するに当たっての課題に対しては、より高いレベルでの検討・決定によることも視野に取組の検討を行うべき。

給水容器など仕様に差異が少ないと考えられる物資については、早期調達に資する観点からも、他の機関との仕様の統一化が図られるよう検討を行うべき。

(2) UNHRD相互融通制度は迅速な物資協力を実現するための手段となり得ることから、当該制度の利用について検討すべき。

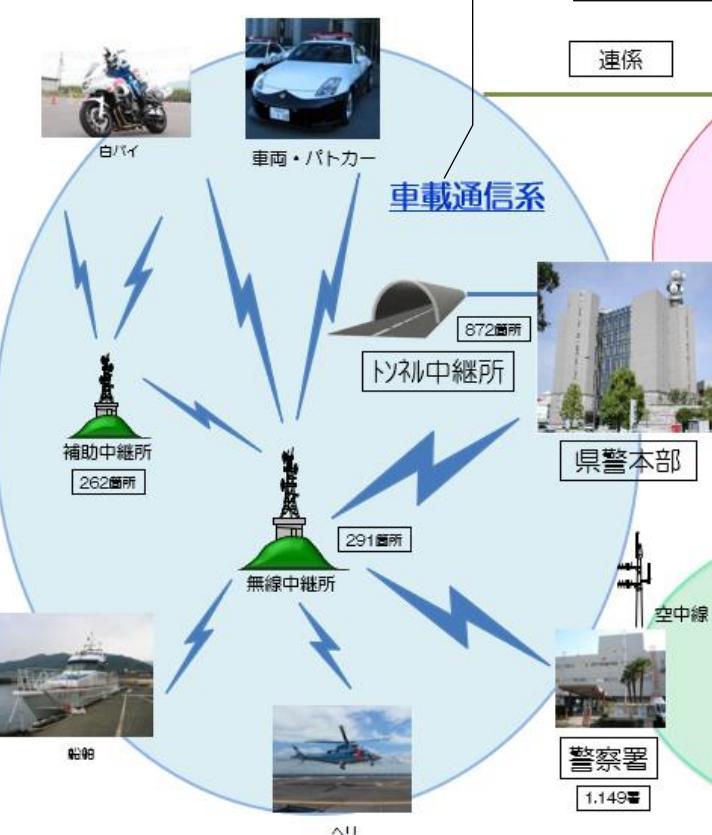
総括調査票

調査事案名	(3) 警察情報通信基盤整備事業			調査対象 予算額	令和4年度(補正後) : 7,110百万円 ほか (参考 令和5年度 : 5,906百万円)		
府省名	内閣府	会計	一般会計	項	警察活動基盤整備費ほか		調査主体
組織	警察庁			目	警察通信機器整備費ほか		取りまとめ財務局

①調査事案の概要

①車載通信系（警察無線）

パトカー等の移動主体と通信を行うための警察独自の通信網。



②PⅢ（ポリストリップルアイ）（民間携帯電話通信網）

令和元年度に新たに導入。地域警察官にスマホ・タブレットを配備して民間通信網を用いて通信。車載通信系と連係しているため、パトカー等においてPⅢを通じた通信も可能。



③署活系（警察無線）

警察署単位で、地域警察官等との通信を行うための警察独自の通信網。



②調査の視点

1. 新規導入したPⅢ（スマホ）の活用状況がどうなっているか。

・新規導入したPⅢ（スマホ）がしっかりと活用されているか、更なる活用を促進するため改善すべき点があるか調査する。

2. PⅢの民間通信網を用いることにより、警察独自の無線中継所等をどの程度廃止できるか。

・民間通信網のカバーエリア内では、パトカー等の車両・白バイや地域警察官は、PⅢのスマホ等による民間通信網を経由した通信も可能となっている。このため、既存の警察通信網を民間通信網に置き換えていくという視点から、警察独自の無線中継所等をどの程度廃止できるか調査する。

【調査対象年度】
令和4年度

【調査対象先数】
警察署 : 1,149先 (回答率 : 93.8%)
うち回答があったのは1,078先

総括調査票

調査事案名 (3) 警察情報通信基盤整備事業

③調査結果及びその分析

1. 新規導入したPⅢ（スマホ）の活用状況はどうなっているか。

全国の地域警察官（警察署）にアンケート調査を行った結果、

- スマホの機能は全体の99%の警察署が役に立っていると回答、特に110番事案情報表示機能や画像収集機能に大きく活用されていることが判明した。
- 電波の状況については70%が警察無線より民間通信網（スマホ）の方が感度が良いと回答があった。
- 一方、スマホの音声通話機能については全体の91%の警察署が活用していると回答したものの、音声通話として警察無線とスマホのどちらを主に使っているか聞いたところ、77%が主に警察無線と回答があった。
- スマホの不便な点については、特に顔認証システムに関し「バイクに乗っている場合、ヘルメットを外し、帽子を脱ぐ必要がある」「暗闇では顔認証しにくい」等の回答があり、受電しても即時に電話が取れない場合があることも判明した。

このように、一般的にスマホの活用は進んでいるが、音声通話機能については、顔認証システムの不便さ等がネックとなって活用が進んでおらず、こうした不便さの解消を図ることで、警察無線からスマホ等への切り替えを進めていくべきである。

2. PⅢの民間通信網を用いることにより、警察独自の無線中継所等をどの程度廃止できるか。

PⅢの民間通信網への警察通信網（車載通信系）からの置き換えの可能性について調べてみると、

- ① パトカー等の車両や白バイの無線を中継する警察の「補助中継所」262か所の通信エリアは、理論値上、その全てがPⅢの民間通信網のエリアに含まれていることが判明した。このため、更新期においては現地調査を行って民間通信網の通信状況を実地確認の上、問題がなければ「補助中継所」を廃止すべきである。
- ② 警察の「トンネル中継所」は全国872か所あるが、総務省の電波遮へい対策事業等により移動通信用中継施設（民間通信網）の整備が進められ、道路トンネル整備率は高速道路で99.6%、直轄国道で96.5%に達している。このため、同事業等による整備が済んだトンネルの「トンネル中継所」については廃止すべきである。

さらに、上記1.で指摘した警察無線からスマホ等への切り替えを進めていく中で、各警察署（1,149署）で個別に整備されている「署活系」の通信網についても、一定程度PⅢの民間通信網のエリアに含まれていることが想定される。このため、そのような場合には、現地調査を行って通信状況に問題がなければ廃止し、民間通信網への置き換えを図っていくべきである。

④今後の改善点・検討の方向性

1. PⅢで導入したスマホの音声通話機能の不便さの解消を図ることにより、警察無線からスマホ等への切り替えを進めていくべき。

2. 警察通信網（車載通信系）の補助中継所、トンネル中継所及び警察通信網（署活系）については、通信状況に問題がなければ廃止し、民間通信網への置き換えを図っていくべき。

【アンケート調査結果】(n=1,078)

スマホの機能は役立っているか

役立っている 99%	役立っていない 1%
------------	------------

スマホで一番使われている機能は何か

110番事案情報表示 51%	画像収集 41%
音声通話 6%	その他 2%

電波の感度はどちらが良いか

警察無線 1%	スマホ 70%	同程度 29%
---------	---------	---------

スマホの音声通話機能を活用しているか

活用している 91%	活用していない 9%
------------	------------

音声通話はスマホと警察無線のどちらを主に活用しているか

主に警察無線 77%	主にスマホ 23%
------------	-----------

【電波遮へい対策事業等における整備率】

	高速道路	直轄国道
道路トンネル整備率 (令和3年度)	99.6% (774/777)	96.5% (660/684)

※注1 供用開始された全長500m以上の道路トンネルであって、トンネル両端で携帯電話サービスを利用できるものとして協会が確認したトンネル数を（母数）に、トンネル内で携帯電話サービスの利用が可能なトンネル数（分子）にして算出。
※注2 公益社団法人移動通信基盤整備協会が作成している「2021年度末道路トンネル整備率（確定）」のデータを引用。

総括調査票

調査事業名	(4) 補助金申請システム等の内製化の効果分析を通じた政府情報システムの最適化			調査対象 予算額	令和4年度：460,053百万円 (参考 令和5年度：481,188百万円)		
府省名	デジタル庁	会計	一般会計	項	情報通信技術調達等 適正・効率化推進費	調査主体	本省
組織	デジタル庁			目	情報処理業務庁費	取りまとめ財務局	一

①調査事業の概要

【事業の概要】

政府は、デジタル化による国民の利便性と行政の効率化を実現するため、情報システムの内製化（政府内部人材による内部開発）を一部事業で推進している。

本調査では、内製化にモデル的に取り組む補助金申請システム（以下「Jグランツ」という。）を分析することで、内製化の取組が、真に行政の効率化や国民の利便性向上に結び付くものであるか等を確認・分析するとともに、国の情報システム全体に横展開するための方策について検討する。

【問題意識】

政府は国の情報システムの運用等経費の3割削減目標を掲げ、令和4年度、個別の情報システムに係る業務改革・コスト削減等の方針や投資等の取組を具体化した「中長期計画」を策定した。令和4年秋の財政制度等審議会では、運用等経費の3割削減に加え、情報システム予算総額の管理の重要性が指摘されたところである【図1】。

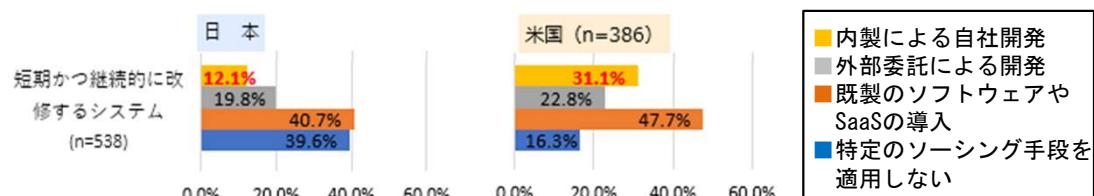
こうしたコスト削減を進めつつ、社会情勢の変化や利用者ニーズ等に対して柔軟かつ迅速に対応するためには、システム整備等の「内製化」が鍵であり、令和5年春の財政制度等審議会においても、経済成長の観点からも内製化が重要であると指摘されたところである【図2】。

デジタル庁は、Jグランツやマイナポータル等の一部で内製化を進め、トータルコスト（人件費と物件費の合計）の削減を通じた行政の効率化や国民の利便性向上等を追求している【図3】。また、各府省庁においても、農林水産省の共通申請サービス等において内製化の取組が行われている。

こうした内製化の取組が真にトータルコストを削減し、行政の効率化や国民の利便性向上に結び付くものであるかを確認・分析するとともに、国の情報システム全体に横展開するための方策を検討する。

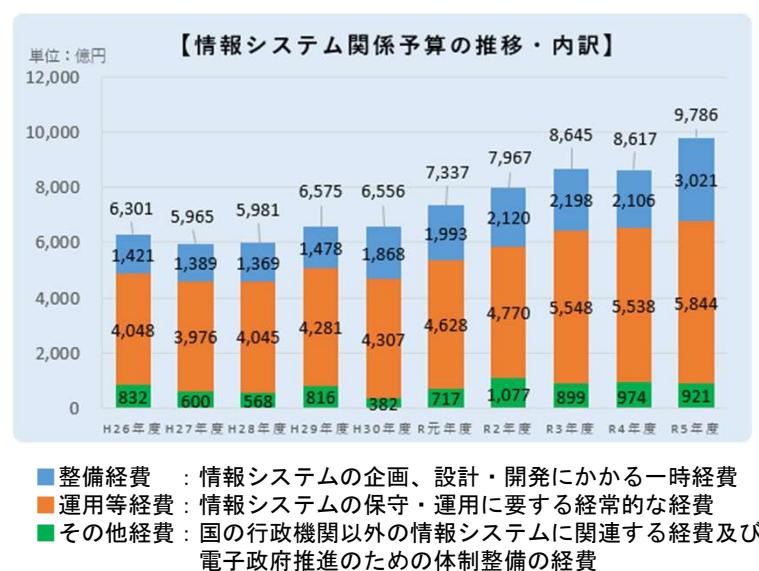
【図2】日米のシステム開発手段の比較

日本では外部委託や既存ソフトウェア等のカスタマイズによって導入するケースが多いが、米国では内製による自社開発や複数ソフトウェアの組合せによってカスタマイズすることなく迅速に導入することが一般的。



(出所) 令和5年4月24日 財政制度等審議会提出資料、独立行政法人情報処理推進機構(IPA) 「DX白書2023」

【図1】情報システム関係予算の推移



(出所) デジタル庁資料

【図3】デジタル庁の内製化の方針（デジタル監による4半期活動報告（令和5年3月））

- ・中核プロジェクトや緊急サービスを想定して「内部開発」の範囲拡大
- ・マイナポータル、認証アプリ、Jグランツ、公共APIゲートウェイ、省庁システム統一UIデザインの5つのサービスで着手



(出所) デジタル庁資料

総括調査票

調査事案名

(4) 補助金申請システム等の内製化の効果分析を通じた政府情報システムの最適化

②調査の視点

内製化の取組が真にトータルコストを削減し、行政の効率化や国民の利便性向上に結び付くものであるか等を確認・分析するとともに、国の情報システム全体に横展開するための方策を検討する。

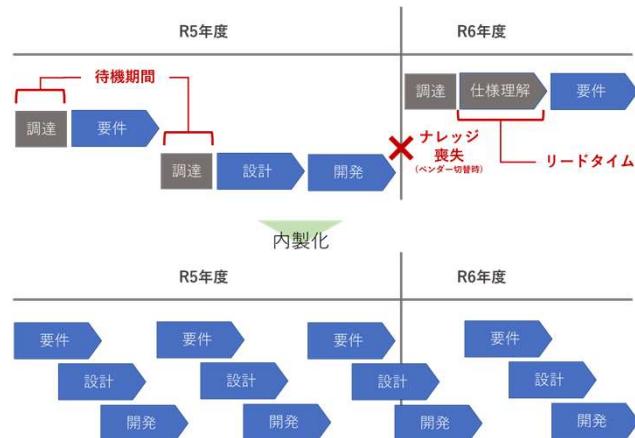
【補助金申請システム（Jグランツ）と内製化の概要】

Jグランツは、事業者向け補助金のオンライン化を実現する共通システムである（デジタル庁所管）。ワンストップで様々な補助金への申請が可能になるなど事業者の利便性向上につながる。また、事務局職員による申請手続きのオンライン化が可能になり、従来、補助金ごとにシステム開発を行っていた経費が削減できるなど行政の効率化にもつながる（14府省庁、26地方自治体が利用している（令和4年5月時点））。

Jグランツでは、従来、開発や保守運用について外部事業者に委託していたが、令和5年から段階的に、開発についてはデジタル庁の専門人材が担い、保守・運用については外部事業者が担うハイブリッド型の内製化を推進している。

【Jグランツの内製化の主なメリット】

- ナレッジの承継や機動的かつ柔軟な開発が可能
 - 事業で蓄積したナレッジやノウハウが事業者が変わることに失われるリスクに対応できる。
 - 要件定義や開発ごとの調達が不要となり、機動的かつ柔軟な開発や機能改善が可能になる。



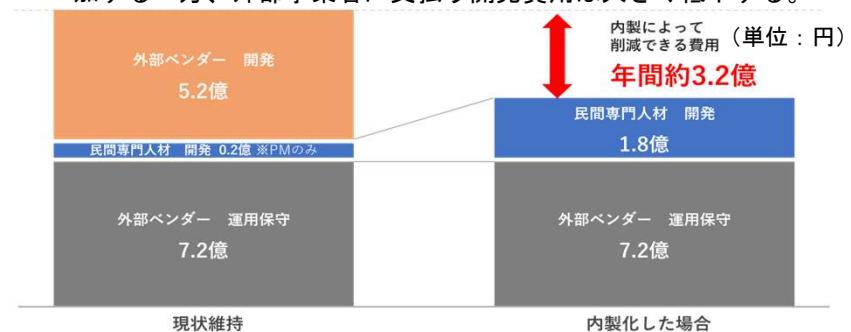
事業者や事務局から150を超える機能改善要望が寄せられており、改善効果の大きさや普遍性を基準に改修を実施（以下は要望例）

役割	分類	要望
事業者 （＝国民）	申請	住所の自動入力等のワンスオンリー強化・入力負荷軽減
	代行申請	事業者の申請手続き代行アカウント創設
	通知	申請完了時に事業者に受付メール送信
事務局	審査	個別評価基準の表示とそれに応じた採点機能

③調査結果及びその分析

2. トータルコストの削減を通じた行政の効率化が可能

- 内製化に必要な専門人材の採用によってデジタル庁の人事費は増加する一方、外部事業者に支払う開発費用は大きく低下する。



※ PM : プロジェクトマネージャー (Project Manager) の略

(注) 令和5～6年度は外部事業者の支援も受けながら内製化に必要なツールやドキュメント等の整備を行うため、削減効果が発現するのは令和7年度を予定。

【参考】Jグランツを例にした共通基盤のコスト削減効果 (デジタル庁が推進するシステムの共通化の効果例)

- 一般的に10億円の補助金の場合、9億円が交付額、1億円が諸経費（諸経費のうち人件費約6千万円、申請システム開発費2千万円、運用費2千万円）
- Jグランツはシステムの開発・運用費合計4千万を代替（効率化）
- 令和3年度では約400の国・自治体の補助金が活用、各補助金平均で上記の費用が掛かるとすれば約160億円の効率化。

(出所) デジタル庁資料

総括調査票

調査事案名

(4) 補助金申請システム等の内製化の効果分析を通じた政府情報システムの最適化

③調査結果及びその分析

(1) 内製化を進めるべきシステムの選定基準

明確な基準は確立していないが、以下の2つの基準に該当するシステムは内製化の優先度が高いとの意見が多かった。

①柔軟かつ迅速な開発が求められるもの

マイナポータルやe-Gov、Jグランツ等、国民が直接触れるシステム（フロント部分）や災害対応等と突発対応が必要なものについては、国民の利便性向上のための改善を随時図るためにアジャイル開発による内製化が望ましい。

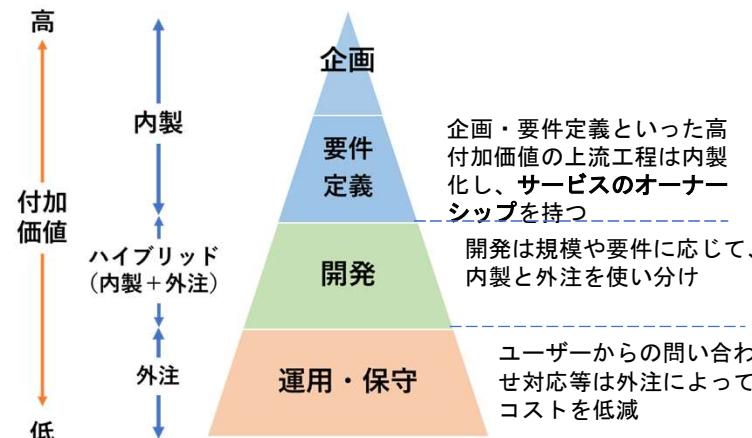
②将来的に中核になるシステム（ノウハウの蓄積）

デジタル庁では、政府の情報システムの全体最適を実現するために、国民向けポータル（マイナポータル等）や認証、API連携基盤等の共通化を進め、府省庁等は共同利用し、経費削減にもつなげる方針である。こうした中核機能については、政府内にナレッジを蓄積するため内製化を優先的に検討している。

(2) 内製化を進めるべき工程

企画・仕様書作成段階や開発段階の付加価値が高いところについては優先的に内製化を行い、トータルコストのより大きな効率化につなげる。企画・要件定義→開発と上流から進める。

【図4】Jグランツの内製化イメージ



(3) 内製化を進める上で主な留意点

①政府情報システムの共通化の徹底

そもそも内製化を行うための高度人材等のリソースは限られている。国や地方の情報システムの共通化や集約を徹底することが重要である（=内製化の対象を減らす）。

②高度専門人材の不足

内製化を進める上で、政府の情報システム全体のアーキテクチャを自ら設計し、プロジェクトマネジメントだけでなく、必要に応じて自らコードを書くこともできる高度人材が必要であるが、そもそもこうした人材は国内では官民問わず不足しており、外部からの採用だけでなく、中長期目線での部内育成も必要である。

③標準的な開発フレームワークの整備

内製化に起因するリスクとして、ドキュメント作成の不徹底等による属人化等がある。こうしたリスクを低減し、内製開発の品質を担保するため、デジタル庁が中心となって政府の情報システム開発の標準的なフレームワーク（ツールやドキュメント等）を整備する必要がある。これにより、技術力のある中小企業やスタートアップ企業での活用にもつながる。

④専門人材が活躍できる環境の構築

デジタル化を適切に進めるには業務に精通した行政人材と技術力を持つ専門人材が円滑に連携できる業務環境や組織文化が不可欠である。内製化を成功裏に進めるプロジェクトでは、内製化に至るまでに、業務環境や組織文化構築を進めてきたところであり、今後内製化を行う府省庁においても同様の取組が必要である。

(4) 府省庁の情報システムを取り巻く実態

デジタル庁情報システム調達検討会の調査によると、発注担当者の能力不足や企画・仕様書の内容の曖昧さ等が原因で、多くの案件が一者応札になっているのが実態であり結果として調達コストも高止まりしている。このように、ほとんどの情報システムは内製化の前提となる人材や体制等が整っていないため、まずは調達改革最終報告書が提示する人材育成等を実践するところから始めるべきである。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 内製化すべきシステムや工程の選定基準の確立と優先順位付け

内製化は国民向けサービスや突発的な災害対応等、機動性や柔軟性が求められるものや、政府内にナレッジを残す必要性の高いものを対象に推進する。また、企画や要件定義、開発など高付加価値の工程を優先的に内製化し、トータルコストの削減効果が大きいものから、安全性等に留意の上、優先的に取り組む。

2. 政府情報システムの共通化の徹底

デジタル化による行政サービスの向上と、システムの運用等経費削減等の行政の効率化のためにも、デジタル庁がシステム全体の最適なアーキテクチャを描き、システムの共通化やその利用を徹底する。こうした取組を通じて、内製化すべき対象の絞り込み、内製化のための限られたリソースの有効活用にもつなげる。

3. 内製化や共通化の効果の定量化

費用削減効果等の大きなところから内製化や共通化に取り組むためにも、内製化や共通化の効果測定やデータの蓄積、分析を推進する。また、トータルコストで費用対効果を比較するためにも、人件費を含めた管理会計も適切に実施する。

4. 内製化を拡大する環境構築

内製化に起因するリスクを排除しつつ、府省庁や地方自治体にも適切な内製化を展開するためにも、政府の標準的な内製化フレームワーク（ツールやドキュメント等）の開発や、専門人材の採用や育成、専門人材が活躍できる業務環境や組織文化の構築等を進める。

総括調査票

調査事案名	(5) デジタル活用支援推進事業			調査対象 予算額	令和4年度：1,670百万円 (参考 令和5年度：一)		
府省名	総務省	会計	一般会計	項	情報通信技術高度利活用推進費	調査主体	共同
組織	総務本省			目	情報通信利用促進事業費補助金ほか	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

【事業の概要】

本事業は、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、オンラインによる行政手続やサービスのスマートフォンでの利用方法等に関する講習会等を実施する団体（以下「事業実施団体」という。）に対して、執行団体を通じその活動に要する経費に対して間接補助を実施するものである。

講習会については、携帯キャリアのように全国に拠点を有している事業実施団体が携帯ショップ等で行う全国展開型と、企業や社会福祉協議会等の団体が地方公共団体と連携して公共的な場所で実施する地域連携型の2種類がある。また、講習会等でカバーすることが難しい地域は講師派遣により支援を行う。

<補助対象経費> 講習会等を実施する間接事業者における運営費（人件費、委託費、その他諸経費）

- 本事業の補助対象となる講座メニューとしては、電源の入れ方や電話のかけ方等の基本的なスマートフォン操作について講義を行う基本講座と、マイナンバーカード・マイナポイントの申請やe-Taxの利用方法、オンライン診療の利用方法等のオンラインによる行政手続等について講義を行う応用講座の2種類が提供されている。
- そのうち補助対象は、携帯ショップにおいて独自のスマートフォン教室が実施されていることも踏まえ、全国展開型においては応用講座のみ、地域連携型においては基本講座及び応用講座となっている。

<補助率> 10/10（ただし、講座コマ数・受講人数・講座実施拠点数等に応じた上限あり）

■令和4年度事業実績

類型	全国展開型	地域連携型
実施コマ数	417,598コマ	11,809コマ
受講者数（延べ人数）	578,347人	70,771人

■事業スキーム



携帯キャリア等(都市部等)

令和3年度～
講習会(全国展開型)



講習会等を行う拠点を全国に有しており、当該拠点で支援を実施する主な事業実施団体（携帯ショップを想定）

地域に根差した支援(地方)

令和3年度～
講習会(地域連携型)



地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施する主な事業実施団体（地元ICT企業、社会福祉協議会等）

令和4年度～
デジタル活用支援推進事業講師の派遣



地域の担い手となる、高度なスキルを有するデジタル活用支援推進事業講師を育成し、携帯ショップがない市町村などを念頭に講師を派遣して支援を実施

■補助対象の講座メニュー

※令和5年1月時点

	全国展開型 (主に携帯ショップを想定)	地域連携型・講師派遣型 (主に携帯ショップがない地域等を想定)	本事業の補助対象
応用講座	①マイナンバーカードの申請方法 ②マイナポータルの活用方法 ③マイナポイントの申込方法 ④e-Taxの利用方法 ⑤オンライン診療の利用方法 ⑥自治体マイナポイントの申込方法 ⑦地方公共団体が提供するオンラインサービスの利用方法 ⑧地域におけるオンライン行政手続の実施方法 ⑨新型コロナワクチン接種証明書アプリを用いた接種証明書の発行方法 ⑩健康保険証利用の登録・公金受取口座の登録 ⑪全国版救急受診アプリ(Q助)の利用方法		民間が行なうセンティティブな行為が乏しいため、国の取組の対象
基本講座	基本講座は取り扱わない (各社の既存のスマートフォン教室等の取組で補完できることから、本事業では対象外)	①電源の入れ方、ボタンの操作方法 ②電話のかけ方、カメラの使い方 ③アプリのインストール方法 ④インターネットの利用方法 ⑤メールの利用方法 ⑥地図アプリの利用方法 ⑦SNSの使い方 ⑧スマートフォンを安全に使うためのポイント ⑨オンライン会議システムの利用方法	

総括調査票

調査事案名 (5) デジタル活用支援推進事業

②調査の視点

1. 実施メニューについて

補助対象の実施メニューや実施状況は適切か。実際に受講されているメニューは一部のものに偏っていないか。
地域連携型においては、オンライン行政サービスについての講座である応用講座がどの程度開催・受講されているか。

2. 実施主体の棲み分けについて

住民のデジタル活用の推進及びデジタル・デバイド対策として、既に類似の活動を行っている自治体が多くある中、そうした自治体の取組との棲み分けは適切に行われているか。

特に、基本講座も含めて提供されている地域連携型の講座については、自治体が提供している講座と重複していないか。

3. 予算執行の効率性について

1講座当たりの平均受講人数が目標値に比べて低迷している原因は何か。今後、より効率的な実施を促す余地はないか。

【調査対象年度】令和4年度

※事業実施団体へのアンケートについては、

令和3年度の事業実施団体も調査対象に含む

【調査対象先数（有効回答数/調査発出先数）】

事業実施団体へのアンケート調査：

全国展開型 4者3,271店舗 / 4者4,815店舗

地域連携型 130者266件 / 186者521件

自治体へのアンケート調査：

基礎自治体 1,600者 / 1,741者

【実績データ】

令和4年度事業における講習会等の実施実績（全数）

③調査結果及びその分析

1. 実施メニューについて

実際の受講状況を確認するために、講座実施実績データを集めた上で分析を行った。

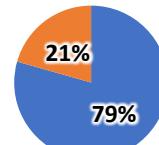
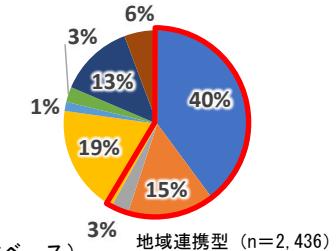
●全国展開型

講座メニューの実施割合については、「マイナポイントの申込方法」が38%で最も多く、次いで「健康保険証利用の登録・公金受取口座の登録」21%、「マイナンバーカードの申請方法」15%と続く。基本的に1回限りの手続である「マイナンバーカードの申請方法」と、制度自体が時限的なものである「マイナポイントの申込方法」の合計割合は52%と全体の半数以上を占めており、実質的にマイナンバーカードとの紐付け作業である「健康保険証利用の登録・公金受取口座の登録」を合わせると73%となる。【図1】

●地域連携型

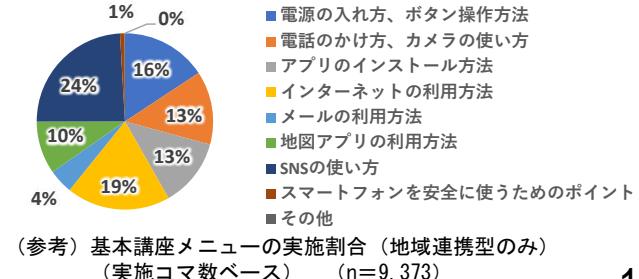
地域連携型においては応用講座だけでなく基本講座も補助対象となっているが、実際の受講状況を確認したところ、基本講座が約8割を占めており【図2】、実施箇所によっては応用講座の実施割合が全30回中2回といったケースも見られた。また、1講座当たりの平均受講者数を見ると、応用講座約5.0人に対し基本講座約6.3人と、やや基本講座の方が多かった。

応用講座メニューの実施割合については、「マイナンバーカードの申請方法」「マイナポイントの申込方法」「健康保険証利用の登録・公金受取口座の登録」の合計割合は58%と全体の半数以上を占めており、全国展開型と同様に、1回限りの手続きや時限的なメニューの実施が多い。【図1】



■ 基本講座
■ 応用講座

【図2】地域連携型における基本講座と応用講座の実施割合（実施コマ数ベース）(n=11,809)



総括調査票

調査事案名 (5) デジタル活用支援推進事業

③調査結果及びその分析

2. 実施主体の棲み分けについて

自治体としての独自のスマート講座等の取組との重複的な実施状況を確認するため、全基礎自治体へのアンケート調査を実施した。

- ・ 基礎自治体へのアンケート調査の結果、本事業以外に自治体において自治体独自財源等によりスマート講座等を何らか実施^{*1}していたと回答したのは、1,600自治体中921自治体（58%）であった。また、地域連携型実施自治体^{*2}に限定すると、276自治体中181自治体（66%）であった。【図3】

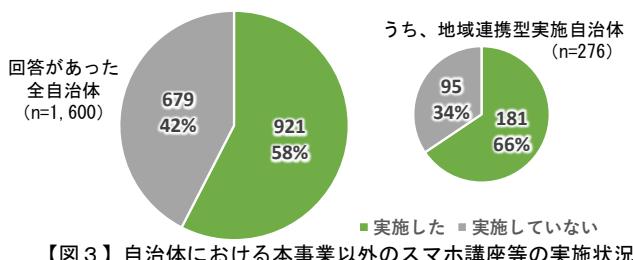
※1：携帯キャリアの自治体向け無料講座、政府・都道府県の補助金・交付金を活用したスマート講座等、自治体独自財源によるスマート講座等のいずれかを実施したと回答した自治体。

※2：本事業において地域連携型の事業実施団体が連携自治体として申請した自治体。講座は基本的に連携自治体の施設で実施されるが、一部近隣の自治体で実施される場合もある。

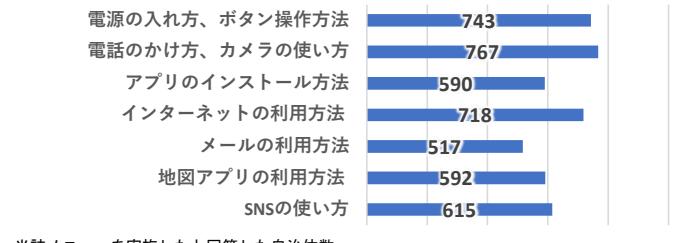
- ・ 上記921自治体について、本事業以外のスマート講座等における実施メニューを確認したところ、【図4】のとおり、「電源の入れ方、ボタン操作方法」「電話のかけ方、カメラの使い方」「インターネットの利用方法」を中心として、本事業の基本講座に相当するメニューの大部分については多くの自治体において実施されていた。

また、全国展開型事業実施団体へのアンケートにより、携帯事業者独自のスマート講座等の実施状況についても確認を行った。

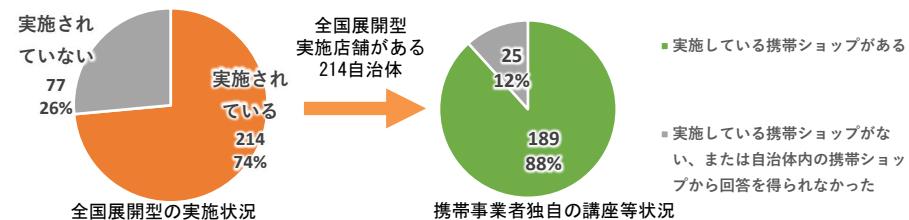
- ・ 地域連携型実施自治体である291自治体のうち、214自治体（74%）においては、自治体の携帯ショップにおいて本事業の全国展開型の講座が実施されており、全国展開型事業実施団体へのアンケート調査結果と照合した結果、そのうち189自治体（88%、291自治体に対して65%）では自治体の携帯ショップにおいて携帯事業者独自のスマート講座等が実施されていることが確認された。【図5】また、携帯事業者独自のスマート講座等におけるメニューについても、本事業の基本講座に相当するメニューの大部分については、多くの携帯ショップにおいて実施されていた。【図6】
- ・ 基本講座については、「①調査事案の概要」の「補助対象の講座メニュー」に記載のとおり、携帯ショップ等において既存のスマート教室等の取組で補完可能との整理から、地域連携型でのみ補助対象となっているが、携帯ショップがあり民間事業者による独自のスマート講座等が行われている自治体においても、地域連携型が多く活用されていることが確認された。



【図3】自治体における本事業以外のスマート講座等の実施状況



【図4】本事業以外にスマート講座等を実施したと回答した自治体 (n=921) における、主な講座メニューの実施状況（複数回答可）



【図5】地域連携型実施自治体 (n=291) における、自治体の携帯ショップにおけるスマート講座等の実施状況



【図6】独自のスマート講座等を実施したと回答した携帯ショップ (n=2,573) における、主な講座メニューの実施状況（複数回答可）

総括調査票

調査事案名 (5) デジタル活用支援推進事業

③調査結果及びその分析

3. 予算執行の効率性について

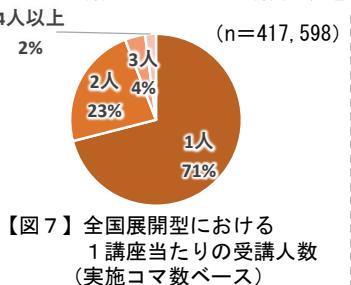
<講座1コマ当たりの受講者数>
全国展開型、地域連携型について、講座1コマ当たりの受講者数はそれぞれ平均1.4人、6.0人であった。以下、受講者数平均が小さかった全国展開型に着目し、分析を行った。

- 受講者1人での開催が全体の7割を超えていた。【図7】また、受講者4人以下で開催された全ての講座は、講師1人のみ（アシスタントなし）で実施されていたことから、講師1人当たり受講者4人程度に対応可能と想定され、ほとんどの講座が講師の対応能力に対して少ない受講者数での実施となっているという点では、非効率な執行となっていることが確認された。

※講座実施に当たっては、所定の研修を受けた「講師」が1人以上必要であり、また受講者数4人につき講師又はアシスタントが1人以上必要と定められている

- 多くの店舗においては受講者数の上限を設定しており【図8】、その理由としては「実施スペースによる制約」が39%、「新型コロナウイルス感染症対策」が38%と多く、次いで「講師数による制約」が18%であった。【図9】

- 1講座当たりの受講者を今後増やしていく予定があるかという問い合わせる回答した店舗は31%であり、本年5月から新型コロナウイルス感染症の5類感染症へ移行したことでも踏まると、今後は事業者側に対し1講座当たりの受講者数を増やして、より効率的な執行を促す余地があると考えられる。



【図7】全国展開型における
1講座当たりの受講人数
(実施コマ数ベース)

4. 今後の改善点・検討の方向性

1. 実施メニューについて

応用講座において実施回数の大部分を占めている1回限りの手続や限られたメニューについては、今後受講ニーズの低下やメニュー自体が不要となることが見込まれる。各メニューについて受講ニーズの精査を行った上で、改廃や内容の見直しを行う等、ニーズに対して適切な事業規模での実施とするよう努めるべきである。

2. 実施主体の棲み分けについて

地域連携型については、全国展開型に比べてコストが高いことに加え、既に多くの自治体において自治体独自財源等により行われているスマホ講座等や、同じ自治体内における携帯ショップ独自の取組等との重複的な取組が確認された。総務省においては、自治体等の取組についてもその実施状況を把握し、地方自治体・民間事業者単独事業との棲み分けや負担の在り方について整理した上で、国が事業を行うべき対象領域について検討すべきである。

3. 予算執行の効率性について

特に全国展開型においては、コロナ禍であったとはいえ1コマ当たりの受講者数が少ないなど、一部非効率な執行が確認された。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した状況も踏まえ、一定程度の受講者数を確保できるよう、制度面や運用面での工夫により、可能な限り効率的な執行となるよう努めるべきである。

<コスト比較>

全国展開型、地域連携型それぞれについて、補助金交付額と事業実績との関係を【表1】に整理した。

- 全国展開型においては、全体としては受講者1人当たり1,699円となったが、事業実施団体の中には実際に掛かった費用の合計が1団体当たりの交付額上限（3億2千万円）を上回っている（上限を超えた分を自社負担で実施している）団体もあった。団体別に見ると、最大の団体においては受講者1人当たり3,173円となった。

- 地域連携型においては受講者1人当たり4,550円となり、全国展開型に比べるとコストが高かった。これは、携帯ショップにおいて店員が講師となる全国展開型と異なり、基本的に実施場所が公共施設であり事業実施団体の施設でない場合が多いために講師の交通費が掛かること、また連携自治体の施設等無償利用可能な施設を利用できない場合には会場費が掛かることなどが考えられる。

【表1】全国展開型・地域連携型全体における事業実施団体への補助金交付額及び1コマ・延べ受講者数との関係

	補助金交付額 合計[千円]	講座1コマ 当たり[円]	受講者1人 当たり[円]
全国展開型	982,724	2,353	1,699
地域連携型	322,011	27,268	4,550

※執行団体が行う事務・研修・周知広報等に係る金額は含まない

総括調査票

調査事案名	(6) 在外公館の運営			調査対象 予算額	令和4年度：134,839百万円の内数ほか (参考 令和5年度：161,197百万円の内数)		
府省名	外務省	会計	一般会計	項	在外公館共通費		調査主体
組織	在外公館			目	在外職員等旅費ほか		取りまとめ財務局

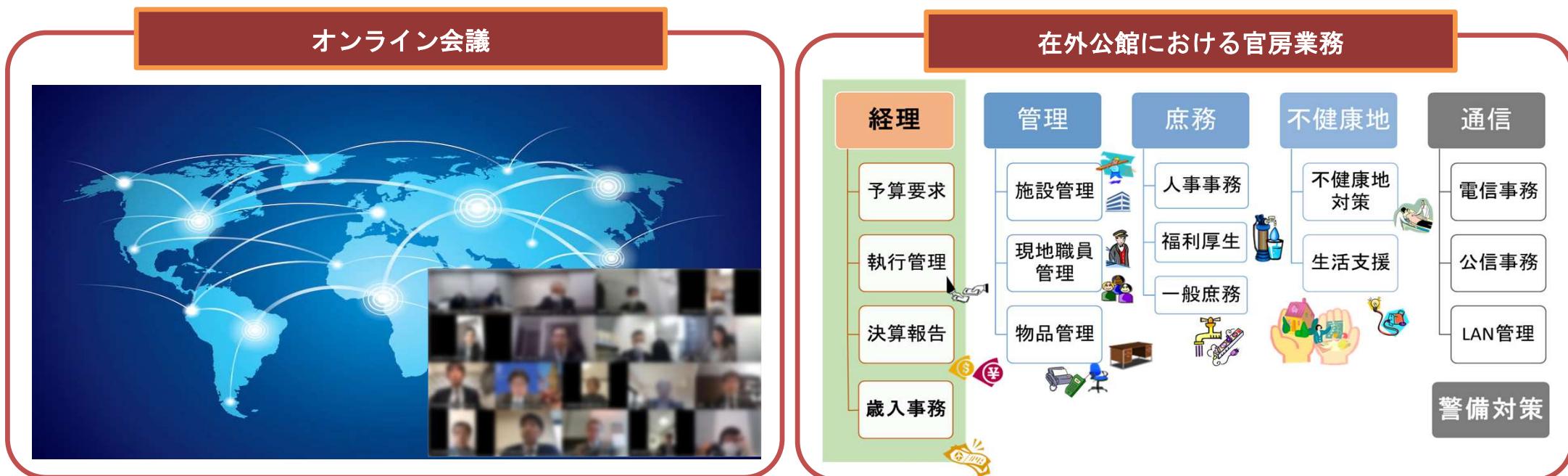
①調査事案の概要

【事案の概要】

外務省では、外国において相手国政府との交渉、邦人の保護、情報収集等の事務を行うため、在外公館を計231公館設置している。在外公館は、外国と外交を行う上で重要な拠点である。現在、世界各地に大使館（各国の首都に置かれ、その国に対し日本政府を代表）、総領事館（主要な都市に置かれ、その地方の在留邦人の保護、幅広い情報収集等を実施）、政府代表部（国際機関に対して日本政府を代表）があり、それぞれに異なる機能を備えている。相手国政府・国際機関との意思疎通に加え、地理的に離れた東京の外務省本省とも密な連携の下で業務遂行が求められる。

在外公館の運営に係る経費（人件費、庁費、旅費、施設費等）は、令和5年度予算で1,612億円（外務省予算：7,560億円）であり、外務省予算において、①無償資金協力、②JICA運営費交付金、③国際機関への拠出金を除いた経費のうち約6割を占める。

在外公館の運営に関して、コロナによるオンライン化の経験なども踏まえ、過去から続く業務慣行の見直し等を通じて、効果的・効率的な業務執行・予算執行に向けた改善の検討を行う。特に、1. オンライン会議の活用（外国旅費執行の在り方）、2. 在外公館における会計・経理事務の合理化に着目する。



総括調査票

調査事案名 (6) 在外公館の運営

②調査の視点

1. オンライン会議の活用（外国旅費執行の在り方）

世界的な新型コロナの感染拡大をきっかけに、従来は外国出張により対面で行っていた会議がオンライン開催に切り替わるなど、オンラインツールの活用機会が増えたことを踏まえ、

○ 外務省本省・在外公館の職員はオンラインツールの活用の経験をどのように評価しているか、をアンケート形式により調査した。

○ その際、ミーティング・会議の種類について、

- ・外交相手とのミーティング
(外国政府、国際機関等)
- ・他の在外公館や本省とのミーティング
(外務省組織内部のミーティング)

を区別して調査を実施した。

【調査対象年度】
平成30年度～令和4年度

【調査対象先数】
外務省職員：1,881名
(うち、外務省本省792名
在外公館1,089名)

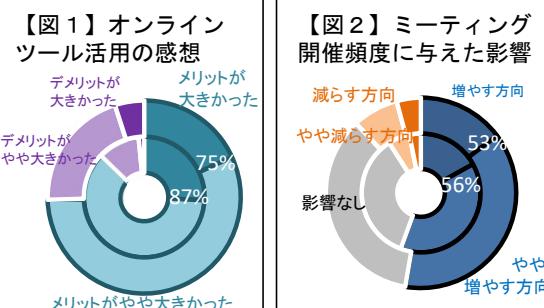
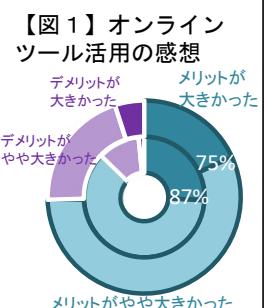
③調査結果及びその分析

1. オンライン会議の活用（外国旅費執行の在り方）

(1) オンラインツールの活用の評価

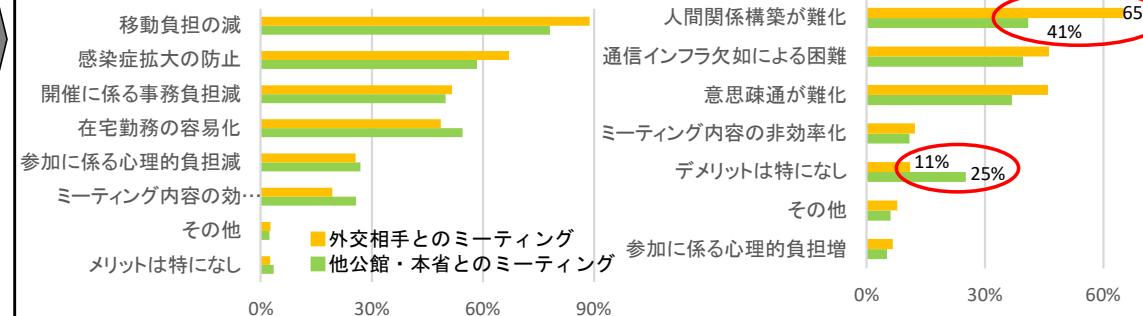
「(事前に想像したよりも) メリットが大きかった」「やや大きかった」との回答が多数(外交相手:75%、他公館・本省相手:87%)であった【図1】。

また、オンラインの活用が、ミーティング開催の頻度に対して、増やす方向・やや増やす方向に作用したとの回答が過半数(外交相手:53%、他公館・本省相手:56%)であり、出張を伴う対面会議よりも、交流頻度を高める効果が示唆された【図2】。



※外交相手が外側の円グラフ、
他公館・本省相手が内側の円グラフ。

(2) オンライン活用のメリット・デメリットに対する評価(複数回答可)



メリットに関しては、移動負担、事務負担の減を挙げた回答が多かった。

デメリットに関しては、

- ・外交相手とのミーティングについては、「人間関係構築の難化」の回答が多い一方、
- ・他の在外公館や本省とのミーティングについては、メリットを挙げた回答の割合を概して下回っていたことに加え、「デメリットは特になし」の回答(25%)も外交相手とのミーティング(11%)と比べ多かった。

(参考) 他の在外公館や本省とのミーティングの例

複数の在外公館にまたがる定例的な会議(例:特定分野の担当官が日本もしくは地域ごとで集まり開催する〇〇担当官会議等)が30会議程度存在しており、新型コロナ前は年間延べ897人が対面で参加(平成30年度)。その後令和2年度には、新型コロナの影響により対面開催実績はなし。

④今後の改善点・検討の方向性

1. オンライン会議の活用（外国旅費執行の在り方）

会議におけるオンラインツールの活用は、外国出張による移動コストや事務コストが大幅に低下することにより、相手国政府・国際機関などの外交相手や在外公館・本省間のコミュニケーションにおいて交流頻度が上がり、国際的な連携が求められる外交活動の実施の効果向上が見込まれる。

外交相手との人間関係構築など、対面会議と比べた弱点にも留意しながら、会議の性質・目的に応じて活用を推進することで、より効果的・効率的な外交実施に繋げるべき。

特に、出張を伴い対面で実施されていた、在外公館担当官会議をはじめとする遠隔地間の組織内部の会議は、オンライン実施とする余地が大きく、頻度高くより密な情報交換を行いながらも外国旅費の有効活用を図る観点から、特に積極的にオンライン開催を検討すべき。

総括調査票

調査事案名 (6) 在外公館の運営

②調査の視点

2. 在外公館における会計・経理事務の合理化

在外公館における会計・経理事務に關し、事務負担の軽減、業務の合理化に向けた課題について、外務省本省関係課及び複数の在外公館の担当者からヒアリングを行った。

【調査対象年度】
平成30年度～令和4年度

【調査対象先数】
外務省本省：1先
在外公館等：22先

③調査結果及びその分析

2. 在外公館における会計・経理事務の合理化

(1) ヒアリングによる意見

外務省本省関係課及び複数の在外公館からのヒアリングでは、会計・経理事務に関する事務負担として、以下のようなものが挙げられた。

- ・国内での会計業務と異なり、国ごとに異なる通貨・言語や商慣習、税制等に対応する事務負担が大きいほか、契約や資金決済の信頼性にも課題。
- ・公館ごとの会計責任の明確化が強く意識されており、例えば、経費りん請などの本省との会計手続は、差戻し等のやりとりも含め、従来から全て公電の発電により行っている。
- ・会計証拠書類の原本を、四半期に一度、全て梱包して本省に送付する事務の負担が大きくなっている。

(2) 会計関係の公電発出・調整に係る事務

7在外公館（注）においてサンプル調査を行ったところ、外務省本省宛電報数の総発電数のうち、多くの割合（2割から3割程度）を、会計等業務に係る電報が占めていた【表】。また、公電手続きを要する理由については、国際通信手段が公電に限られた時代から慣習となっているものの、現代の通信環境を前提とすると合理的な理由は確認されなかった。

【表】会計等業務に係る電報が本省宛電報数の総発電数に占める割合

公館A (アジア)	公館B (大洋州)	公館C (北米)	公館D (中南米)	公館E (欧州)	公館F (中東)	公館G (アフリカ)
19%	17%	17%	28%	21%	20%	29%

（注）世界各7地域における平均的定員規模の在外公館

(3) 会計証拠書類の提出

- ・四半期に一度の会計証拠書類の原本提出は、外務省本省から会計検査院への計算書及び証拠書類提出（「会計検査院法」第24条）に必要とされているもの。

（参考）以上に係る送料コストは、年間約3千万円程度と試算される。

（約3千円/kg × 10kg × 4回/年 × 約250拠点、一定の仮定のもと試算）

- ・しかし、原本による提出が原則とされる証拠書類を含む、計算証明書類については、「計算証明の電子化に関する基準（平成29年3月30日検査官会議決定）」（注）において、クラウドサーバを活用した電子的な方法による提出手法も規定されている。

（注）各府省庁の本省では、一般的に、同基準に規定されている「会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム」（ELGA）を利用し、電子的な提出を行っている。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 在外公館における会計・経理事務の合理化

在外公館における、効率的・効果的な業務執行、予算執行に向けて、会計・経理事務の事務負担の軽減や業務の不断の合理化を図っていくべき。

特に、在外公館における会計関係の本省との手続きについては、すべからく公電手続きを要する現在の運用には、現代において合理的な理由を確認できず、事務の省力化を検討すべきではないか。

また、在外公館から本省に対し証拠書類等（計算証明書類）の原本を郵送する運用については、事務コスト、送料コストを減らす観点から、電子的な提出を可能とすべく見直しの余地がないか、関係機関との協議を含め検討を行うべきではないか。

総括調査票

調査事案名	(7) 広報文化センター及び国際交流基金海外事務所			調査対象 予算額	令和4年度：12,916百万円の内数 ほか (参考 令和5年度：13,225百万円の内数)		
府省名	外務省	会計	一般会計	項	独立行政法人国際交流基金運営費 ほか	調査主体	本省
組織	外務本省 ほか			目	政府開発援助独立行政法人国際交流 基金運営費交付金 ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事業の概要】

広報文化センターは、外務省の在外公館の一部として、広報文化活動のため世界23か所に設置され【図1】、現地の一般市民向けにパブリックスペース等を活用した対日理解促進に資する活動を行っている。具体的には、政策広報資料の配布や、日本文化紹介書籍、日本文化啓発品の常設展示のほか、政策広報やポップカルチャーについての映像資料等を用いた広報等を実施している。

独立行政法人国際交流基金（JF）は、総合的に我が国の国際文化交流事業を実施する専門機関であり、主に【表1】にもある3つのフィールドで事業展開を実施している。そのための海外拠点として世界25か所に海外事務所を設置している【図1】。

【表1】広報文化センターとJF海外事務所の機能の役割分担

広報文化センター	我が国の外交政策や一般事情、文化に関する広報文化活動
JF海外事務所	文化芸術交流、日本語教育及び日本研究・知的交流を中心とした対日理解促進事業

外務省は近年、政策・取組の発信、親日派・知日派の育成、多様な魅力の発信を3本柱とした「戦略的対外発信」を推進している。今回の調査においては、海外での広報文化センター及びJF海外事務所（以下「センター等」という。）における対日理解促進の取組が十分な効果を発揮する戦略的なものとなっているか、センター等間での横断的な調査を実施した。

【広報文化センターの広報活動の一例】



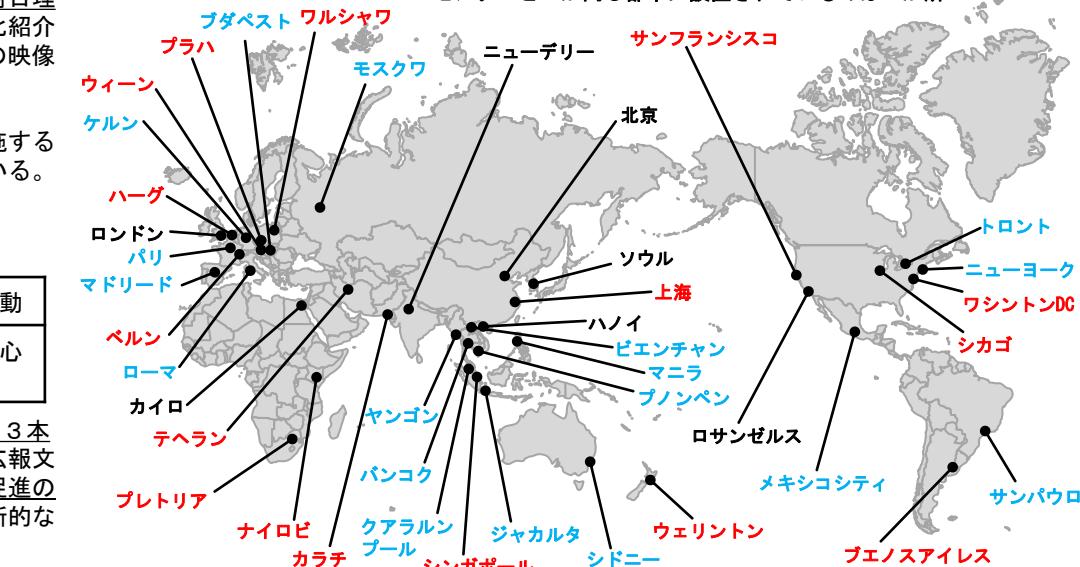
図書室での書籍の閲覧・貸出



留学生交流

【図1】広報文化センター及びJF海外事務所の設置都市

*赤字は広報文化センターのみ、青字はJF海外事務所のみ設置
センターとJFが同じ都市に設置されているのは7か所



【国際交流基金（JF）の広報活動の一例】



文化芸術交流（日本の映画上映会）



海外における日本語教育



日本研究と国際対話

総括調査票

調査事案名 (7) 広報文化センター及び国際交流基金海外事務所

②調査の視点

1. 広報文化活動の重点分野・ターゲット層について

外務省は近年、政策・取組の発信、親日派・知日派の育成、多様な魅力の発信を3本柱とした「戦略的対外発信」を推進しているため、まず各センター等がどのような重点分野やターゲット層を設定し活動しているかを調査する。

2. 広報文化活動における設備の稼働状況等について

センター等が保有する講堂・ホールといった広報活動用に保有している各スペースにつき、コロナ禍も経ての利用状況の現状を確認する。

3. オンライン・SNSを通じた効率的・効果的な広報について

センター等はコロナ禍での制約も経てオンラインを通じた広報を進めているが、取組の実態を確認し、より効果的な広報に役立てる。

4. 効率的な事業実施や広報効果の向上のための取組について

上記のほか、各センター等が実施している個別事業における好ましい事例を収集し、より効果的な広報に役立てる。

【調査対象年度】
平成30年度～令和4年度

【調査対象先数】

広報文化センター（23か所）及び国際交流基金海外事務所（25か所）

③調査結果及びその分析

1. 広報文化活動の重点分野・ターゲット層について

(1) 重点分野

各センター等が重点を置く活動業務分野を調査したところ【図2】、広報文化センター・JFに共通し、日本の文化の紹介、日本語教育の普及との回答が多かった。広報文化センターは留学生交流、JFは日本研究にも重点を置いている。

他方、広報文化センターは日本の外交政策を広報する役割もあるところ、政策広報を重視するのは2か所となっている。

(2) ターゲット層

各センター等が特に訴求を目指すターゲット層を調査したところ【図3】、若年層を重視する傾向が明確であった（※）。そもそも各国の人口構成の若さが背景にあるが、それを踏まえ日本のポップカルチャーの訴求力やSNSを活かすことを活動方針に据えているセンター等も散見される。

（※）なお、複数回答可のところ、中・高年齢層を重視と回答した10か所は全て、若年層も重視すると回答しており、必ずしもターゲットの絞り込みが行われているとは限らない。

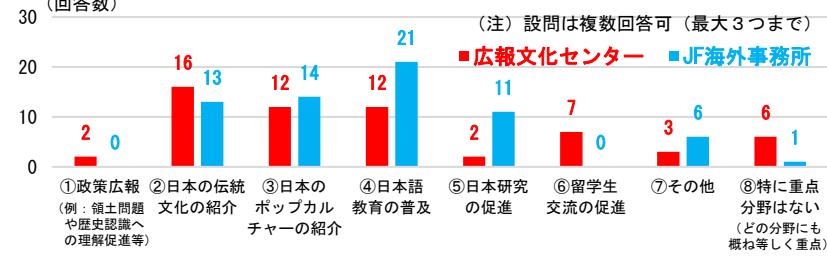
日本への知識・関心が薄い層と、親日派・知日派層とで比べると、双方へのアプローチが見られるが、後者に対しては特に大学・メディア等の強い発信力を持つ層を重視する傾向があり、特にSNSの普及を背景にインフルエンサーとの連携を重視していると述べたセンター等も見られた。

他方、特に重点がない（どの分野等にも概ね等しく重点）との回答も、重点分野で7か所、ターゲット層で5か所あり、中には「幅広いニーズがあるため」といった理由付けも見られたものの、より対象を絞り込むことで効果的な広報を行う余地について、検討が必要である。

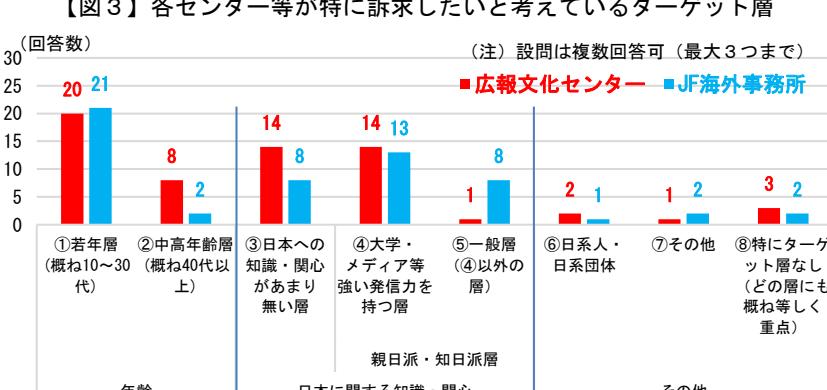
2. 広報文化活動における設備の稼働状況等について

各センター等は、職員の執務室以外に、来館者向けの図書館や展示室、講堂・ホール等の設備を保有して広報業務に当たっている。センター等への来館者数を見ると、コロナの影響で令和2、令和3年度は大幅に落ち込んだ後、令和4年度も十分には回復していない。【図4】が示すように、コロナ前の平成30年度の水準に戻っていないセンター等が3/4を占めている。

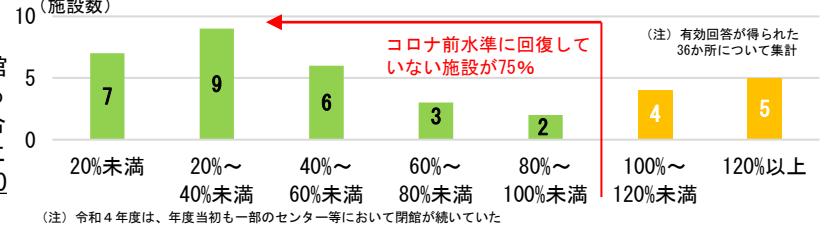
【図2】各センター等が特に重点をおいて活動している分野



【図3】各センター等が特に訴求したいと考えているターゲット層



【図4】センター等への来館者数（平成30年度に対する令和4年度の比）



総括調査票

調査事案名 (7) 広報文化センター及び国際交流基金海外事務所

③調査結果及びその分析

3. オンライン・SNSを通じた効率的・効果的な広報について（続き）

上記の他、個別の事業においても、SNSやオンラインのツールを用いて広報・交流の効果を高めた例として下記の例が見られた。

- ① JFジャカルタ事務所「オンライン日本映画祭2022」：アクセス傾向をGoogle Analyticsで分析した結果、Twitter経由で情報を得るユーザーが多いことを把握し、Twitterユーザーに影響力のある評論家やコメントーター等にTwitter上で有償のレビュー投稿を依頼したところ、当該投稿の前後で映画の視聴者数が最大約600%増加した。
- ② JFカイロ事務所「日本語教育シンポジウムJLEMENA2023」：当該事務所は管轄が中東・北アフリカと広域である中、シンポジウムをオンラインで実施し、一般参加で56の国・地域から361名の申込み、発表者で18の国・地域から44名が参加した。（なお、同事務所は今後も管轄地域にとらわれず超広域展開も検討するとしている。）

オンライン事業は事務所間の連携など広域展開に有用な特性を持つと考えられ、対面による広報・交流ともしっかりと使い分けをしながら、今後とも先進事例を着実に蓄積・共有していくことが重要と考えられる。

他方、SNSで効果的に発信するには、画像や動画編集等専門的知識も必要となることから、研修等が重要との声もあった（10か所）。

4. 効率的な事業実施や広報効果の向上のための取組について

各センター等で実施した事業で効果（広報効果、費用対効果など）が大きかったと考える事業を尋ねたところ、他のセンター等にとっても参考となり得る例として、下記のようなものが見られた。

- ① JFローマ事務所「日本文化会館コレクション展」：同事務所のホールを会場とし、展示品はJF保有の絵画や無償で引き受けた生け花作品などを活用することでコストを大幅に抑えて開催（JFの支出額42.3万円）。また、企画を現地イタリア人スタッフに任せたことで、一般的のイタリア人の興味を惹く内容とることができ、延べ5,834人の観客を動員することができた。
- ② JFサンパウロ事務所「アニソンダンス普及事業」：JICAや現地団体・企業・行政との共催による日本のアーティストの招聘等を通じた文化普及事業であるが、JFが企画や巡回日程調整などを引き受けた中心的役割を担いつつ、費用についてはJICA海外協力隊の仕組みを活用して当該アーティストの招聘を実現した。
- ③ JFブダペスト事務所「シネマ歌舞伎」：歌舞伎の生の舞台公演の招致は巨額の費用が掛かり不可能であったため、高画質の映像を映画館で上映した（4日間で集客727名）。映画館の会場費はチケット収入により相殺してもらうことで更にコストを低減した。イベントが好評だったため、当地の文化庁の費用負担により歌舞伎の伝統楽器の紹介動画を追加的に作成・発信することもできた。
- ④ ベルン広報文化センター（スイス）「ベルン日本祭り」：センターとベルン博物館の人的ネットワーク構築により、博物館の所蔵品（日本の印籠や漆器等）を少額で借り受ける協力事業を達成した。こうした交流を経て両館の良好な関係が続いた結果、ベルン博物館で大規模な日本祭りを開催することに成功し、好評を得てこれまでに3度開催した。

共催事業については、各機関での費用負担の例は多く見られ、例えばセンター等が保有するホールを会場として提供する代わりに事業経費は企業や現地の地方政府など共催者から分担を得るなど、コスト節減の取組例は多数確認された。

他方、各センター等が掲げた事業について「広報効果が高かったと考えられる理由」を尋ねたところ、客観的な指標による評価、特に、対日理解の進展など、事業の最終的な目標に沿ったアウトカムの改善が進捗しているかどうかまでを評価できている例は極めて少なく、主観的な評価にとどまるものも多数見られるなど、広報効果に関して国民への説明責任を果たしていくことについては課題が残る。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 広報文化活動の重点分野・ターゲット層について

各センター等は、活動分野やターゲット層について一定の重点を定め活動しているが、政策広報に重点を置く広報文化センターが少ない、活動分野等に重点がない（どの分野等にも概ね等しく重点）センター等も見られるなど、より対象を絞り込むことで、戦略的・効果的な広報を行う余地について検討が必要である。

2. 広報文化活動における設備の稼働状況等について

講堂・ホール等の稼働状況はコロナ以前から低調なものも見られ、要因の特定と有効活用を検討すべき。

3. オンライン・SNSを通じた効率的・効果的な広報について

コロナ禍で対面広報に制約が生じた中、各センター等ではオンライン・SNSの活用が進み、SNSのフォロワー数等を大幅に伸ばしたところも見られる。先進事例を積極的にセンター等の間で共有し、好事例を横展開していくべき。

4. 効率的な事業実施や広報効果の向上のための取組について

事業の広報効果の改善やコスト節減に向け様々な取組が見られる。好事例の横展開を一層進め、より戦略的・効果的な広報を推進していくべき。21

総括調査票

調査事案名	(9) 少子化社会を支える私立大学の支援の在り方 (私学助成)			調査対象 予算額	令和4年度：297,499百万円 ほか (参考 令和5年度：297,566百万円)		
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	私立学校振興費	調査主体	本省
組織	文部科学本省			目	私立大学等経常費補助金の内数 ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【背景】

日本の18歳人口は平成3年をピークに30年間で約5割（約90万人）減少しており、私大等（私立大学、私立短期大学をいう。以下同じ。）を取り巻く環境は厳しさを増している。私立大学全体で見て入学者数が入学定員を下回る状況も生じており【図1】、こうした傾向は今後も持続することが見込まれる。このような中で、私大等に対する国の制度や支援の在り方について、各私大等に積極的・戦略的な経営判断を促していくものとなっているかを把握した上で、環境の変化に即した見直しを進める必要がある。

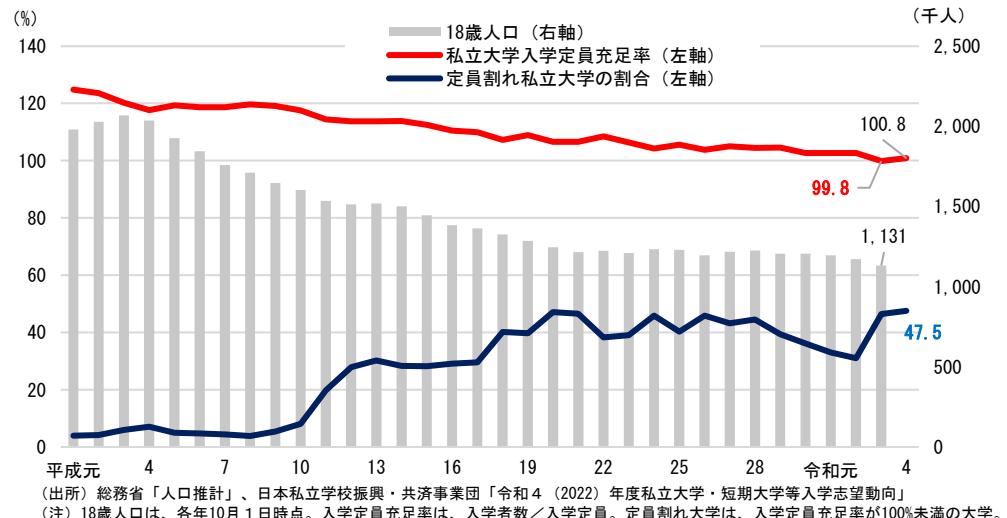
【補助金の概要】

文部科学省は、私大等及び私立高等専門学校に対して、日本私立学校振興・共済事業団を経由して経常費補助金を交付している。同補助金は、教員・学生の単価等から補助額を機械的に算定した上で教育の質等に応じて傾斜配分する一般補助と、自らの特色を活かして優れた取組を行う学校に優先配分する特別補助からなり、令和4年度は計2,975億円が当初予算として措置されている。【図2】

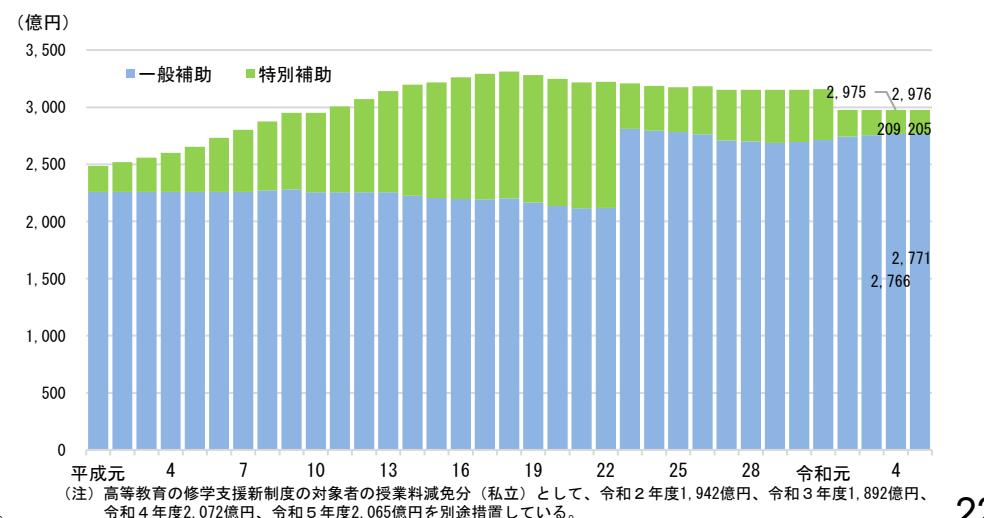
【調査の概要】

私立大学（624校）・私立短期大学（294校）に対してアンケート調査を実施し、①定員管理、②外部資金の獲得、③他大学等との連携について、積極的・戦略的な経営判断が行われているか、国の制度や支援の在り方は適切か、分析・検討を行った。※回答率89%（調査対象校数918校、回答校数813校）

【図1】18歳人口と私立大学入学定員充足率の推移



【図2】経常費補助金の推移



総括調査票

調査事案名 (9) 少子化社会を支える私立大学の支援の在り方（私学助成）

②調査の視点

【調査対象年度】令和4年度

【調査対象先数】私大等：918校

1. 定員管理について

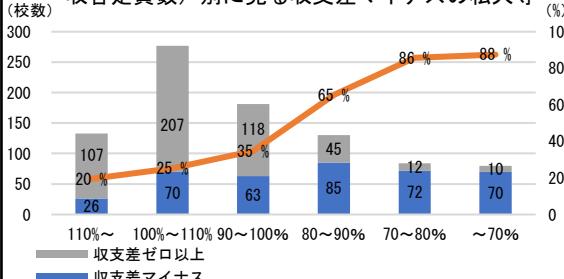
- これまででも定員充足状況に応じた一般補助の減額等により、私大等に適正な定員規模の設定を促してきたが、依然として私大等の定員充足率は厳しい状況にあり、また、充足率が低いほど経営状態が悪い私大等の割合が増加する傾向にある。【図3】
- こうした現状を踏まえ、下記の点について調査を実施した。

私大等は、人口動態を踏まえた入学志願者数の分析等を行った上で、積極的・戦略的な定員管理の方策を探っているか。

特に、厳しい経営環境にあると想定される定員割れの私大等は、具体的な対応策を策定した上で改革に取り組んでいるか。

また、学部の新設・再編に当たって、定員の純増を前提とせずに、スクラップ・アンド・ビルトを検討しているか。

【図3】収容定員充足率（学生現員数／収容定員数）別に見る收支差マイナスの私大等



(出所) 文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団提供資料

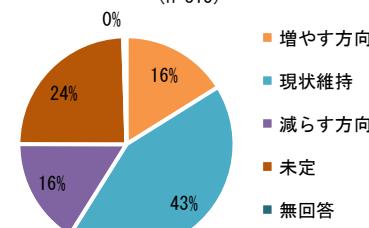
(注) 令和3年度の基本金組入前當年度収支差額

③調査結果及びその分析

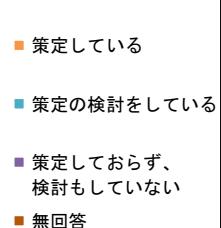
1. 定員管理について

- 私大等において、今後の入学定員の方向性は、「増やす方向」と「現状維持」が6割（479校）を占める。【図4】
「増やす方向」と回答した私大等（131校）はその理由として、①学部の新設・再編に伴う入学者数の増加を見込んでいるため（75%）、②学生納付金収入を確保するため（37%）、③定員を増やすことが学校の社会的評価を高めることにつながるため（27%）を挙げている。（複数回答可）
- 「増やす方向」・「現状維持」と回答した私大等のうち2割は、入学定員数の設定に当たり、将来の入学志願者数の予測、自校において育成しようとする人材の社会における需要の動向等の分析を行っていない。
また、収容定員充足率が9割未満の私大等（315校）のうち、同充足率を改善するための具体的な対応策を策定していない私大等は4割を占める。【図5】
同充足率が9割未満の私大等の8割は収支差がマイナスの状況にあり、この指標だけで判断できるわけではないものの、各私大等において戦略的に対応を考えていく必要がある。【図3】
- 今後10年間に学部の新設・再編を検討している収容定員充足率が9割未満の私大等（159校）のうち、新設・再編に当たって既存の学部の廃止・縮小を検討していない私大等は2割を占め、これらの私大等では定員の純増が前提となっている可能性がある。

【図4】今後10年間程度の期間における私大等の入学定員の方向性
(n=813)



【図5】令和4年度の収容定員充足率が9割未満の私大等における具体的な対応策の検討状況 (n=315)



④今後の改善点・検討の方向性

1. 定員管理について

- 18歳人口の減少傾向が持続し、今後、経営環境が厳しくなると見込まれる。文部科学省は、私立大学全体で見て入学者数が入学定員を下回る状況も生じていることを踏まえ、定員規模適正化に向けた指導・助言を徹底すべき。
- 例えば補助対象となるための要件として、収容定員充足率が3年以上一定水準以下である私大等についてには、定員規模適正化に向けた具体的な対応策の策定を求める等、経常費補助金の配分を見直すべき。
文部科学省は、私大等自身が定める対応策の進捗をフォローアップしていくべき。
- 学部の新設・再編に係る認可や財政支援に当たっては、各私大等の現状の定員充足率や18歳人口の変化を踏まえつつ、既存の学部の廃止・縮小によるスクラップ・アンド・ビルトを含めた検討を行っているかどうかを判断の際に考慮すべき。

総括調査票

調査事案名 (9) 少子化社会を支える私立大学の支援の在り方（私学助成）

②調査の視点

3. 他大学等との連携について

- 18歳人口の減少傾向が持続し、今後、経営環境が厳しくなると見込まれることを踏まえれば、私大等が他大学等との連携により、コスト削減や教育研究の質向上を図っていくことが重要と考えられる。
- 令和4年度当初予算では、こうした連携を推進すべく、特別補助の中で、他大学等との連携事業に対する補助メニューを創設（1億円）したが、実際の執行は1件1,000万円にとどまった。
- こうした現状を踏まえ、下記の点について調査を実施した。

私大等が本補助メニューの申請に至らなかった理由や、他大学等との連携に当たっての障壁は何か。

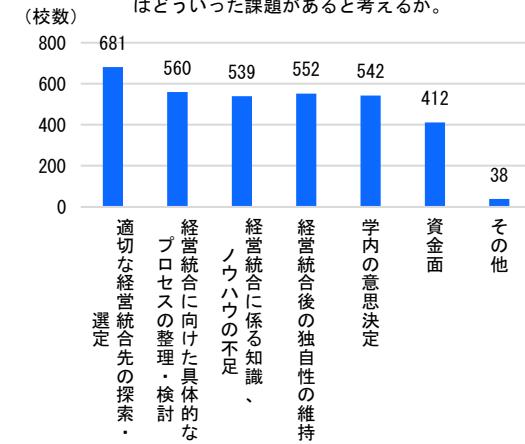
さらに、一般論として、経営統合することについては、どのような課題があるか。

③調査結果及びその分析

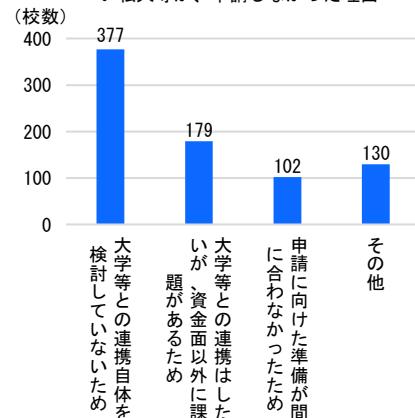
3. 他大学等との連携について

- 本補助メニューに申請しなかった理由は、大学等との連携自体を検討していないこと（377校）が大宗を占めている。
まずは、今後見込まれる経営環境の変化や連携の効果についての情報提供等を通じて、私大等が他大学等との連携を検討するよう促すべき。（複数回答可）【図9】
- 他大学等と協定等に基づく連携を行っていないが検討はしている私大等（42校）において、検討に当たっての課題を資金面とする私大等は相対的に少ない（36%）。資金面以外の促進策も検討すべき。（複数回答可）【図10】
- さらに、一般論として、経営統合することについては、どのような課題があるか聞いたところ、適切な経営統合先の探索・選定（681校）を挙げる学校が最も多かった。（複数回答可）【図11】

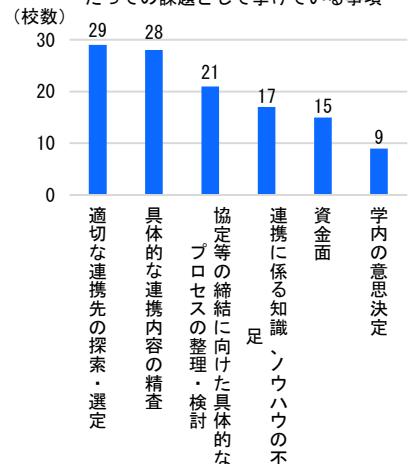
【図11】一般論として、大学等が経営統合するにはどういった課題があると考えるか。



【図9】令和4年度の特別補助における「教育研究活動の拡大・展開のための協働支援」について申請をしていない私大等が、申請しなかった理由



【図10】別法人に属する大学等、都道府県・市区町村、経済団体・企業等との協定等に基づく連携を検討している私大等が、検討に当たっての課題として挙げている事項



④今後の改善点・検討の方向性

3. 他大学等との連携について

- 文部科学省は、好事例の横展開を含む情報提供等を通じて、私大等が他大学等との連携を検討するよう促すべき。さらに、マッチング支援等を通じて資金面以外の課題を克服できるよう後押しすべき。
- また、私大等に係る諸課題の解決に当たり、いたずらに補助メニューの創設に頼るのでなく、課題の解決を阻害している原因や構造を見極めた上で、解決手法を検討すべき。

総括調査票

調査事案名	(10) 各事業におけるステージゲート等の実態調査			調査対象 予算額	令和3年度：49,906百万円の内数 ほか (参考 令和5年度：42,839百万円の内数)		
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	国立研究開発法人科学技術振興機構 運営費 ほか	調査主体	本省
組織	文部科学本省			目	国立研究開発法人科学技術振興機構 一般勘定運営費交付金 ほか	取りまとめ財務局	一

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 長期間にわたる研究開発事業では、成果発現の不確実性が高い等の特性があるため、ステージゲート（以下「SG」という。）等による目標設定や進捗管理、中止を含めた計画の見直しなどの評価が適切に実施されていない場合、目標達成見込みの低い研究開発が継続され、予算の効率的配分が阻害されるおそれがある。【参考1～3】
- そのため、研究開発事業において適切なSG等の評価制度の導入を徹底し、新たな課題に対する予算の効率的・効果的な活用を行うを通じ、研究開発事業の質の向上につなげていく観点から、平成29年度から令和3年度予算の公募型の研究開発事業におけるSG等の評価の実施状況について調査を実施した。

【参考1】各府省は、国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日 内閣総理大臣決定）」（以下「大綱的指針」という。）及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」等の関係法令に沿って、評価対象、評価の目的及び評価結果の取扱い、評価時期、評価方法など評価の実施に関する事項について、研究開発評価の指針を定めることとされており、文部科学省では、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針（最終改定 平成29年4月1日 文部科学大臣決定）」（以下「文科省評価指針」という。）において、評価指針を定め、評価の取組の定着やその改善を進めるとともに、大綱的指針の改定の都度、評価指針の見直しを行ってきた。

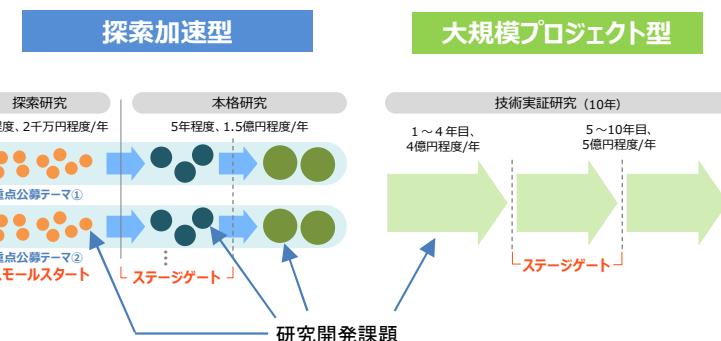
【参考2】国の研究開発評価に関する大綱的指針 (評価の意義)

（前略）評価は、評価に統一して行われるべき意思決定（改善・質の向上や資源配分等）の手段になるものであり、過去を振り返ることや評価対象のランク付けに注力することにとどまるのではなく、改善策や今後の対応などに重点を置くなど、評価結果を、その意思決定を踏まえて実施される政策・施策等に活かしていくものである。

（実施期間の長い研究開発の評価）

長期間にわたって実施される研究開発においては、まず短期目標を定め、その時点の到達度を評価してから次の段階に進む方法の導入や、一定期間ごとに有望な研究開発課題に絞り込んでいく方法の導入、あるいは、一定期間ごとの中間評価の実施等により、研究開発期間中の情勢の変化や目標の達成状況、進捗状況の把握をしやすくする必要がある。また、こうしたタイミングで目標の再設定や、体制の変更、加速・中止も含めた計画変更の要否を検討することが重要である。

【参考3】SGの例（未来社会創造事業）



未来社会創造事業（探索加速型）令和4年度募集要項より
ステージゲート評価：研究開発期間を複数のステージに分け、次ステージへの移行の可否を決定する評価

②調査の視点

1. 研究開発評価の実施状況について

- 研究開発課題の評価を通じて、課題の終了を含めた研究計画等の見直しが適切に実施されているのか。

2. 文科省評価指針について

- 文科省評価指針において、「文部科学省内部部局は、（中略）国内外の動向を踏まえ、本指針の見直しを行う」とされているが、国内外の動向などを踏まえて、見直しが適切になされているのか。

【調査対象年度】
平成29年度～令和3年度

【調査対象先数】
文部科学省：1先

【調査対象事業（メニュー）数（課題数）】
19事業（449課題）

※ 文科省評価指針において、実施期間が5年程度の研究開発課題については、中間評価の実施が必ずしも求められないことから、研究課題の実施期間が5年を超える事業を対象とした。なお、1つの事業について、SG評価と中間評価をどちらも実施しているものが含まれる。

総括調査票

調査事案名 (10) 各事業におけるステージゲート等の実態調査

③調査結果及びその分析

1. 研究開発評価の実施状況について

研究開発事業について、「(1)特に不確実性が高いことから、進展に応じて厳格な審査を行いながら成果に結びつけるステージゲート評価及び昇格審査(SG評価)を行う事業」と「(2)事前評価(採択評価含む)を厳格に実施した上で中間年等に評価(中間評価)を行う事業」に分けて分析する。

(1) SG評価の実施状況

SG評価を実施している8事業(313課題)のうち、SG評価の結果、約7割の課題について計画等の見直しを実施していた。

ただし、事業単位で更に分析すると、全課題で見直しを行った事業が4事業と半数を占める一方、1割程度の見直しにとどまる事業が1事業、全く見直しを行わなかった事業が1事業あり、事業の運用で差が見られた。

(2) 中間評価の実施状況

中間評価を実施している12事業(136課題)のうち、中間評価の結果、1割強の課題で計画等の見直しを行う一方、9割弱の課題では見直しを行っていないかった。

この結果は、計画どおり順調に進捗したとも考えられるが、更に、見直しの割合が1割未満の事業における毎年度の実績報告の活用状況を確認したところ、健康・医療分野を中心に、研究や調達の進捗管理に主眼が置かれ、研究計画等に十分フィードバックなされず、研究の質の向上に活用されていないおそれがある。

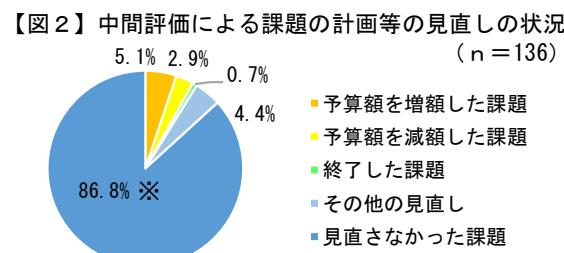
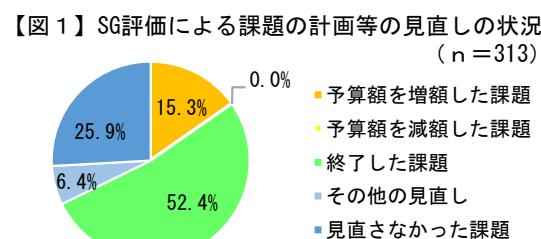
2. 文科省評価指針について

文部科学省に聞き取りを行った結果、平成26年度の調査以降、海外動向の調査等がなされず把握できていなかったことが分かった。

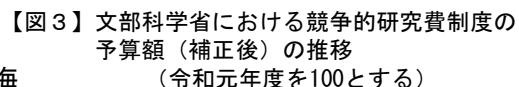
また、SG評価等の主な対象となる公募型研究開発事業が大宗を占める競争的研究費制度の予算額推移を調べた結果、令和元年度から令和4年度にかけて急増するなど、国内の研究評価を取り巻く環境は変化しているが、文部科学省においては、大綱的指針(平成28年12月)の決定を受けた平成29年の改定以降、文科省評価指針の改定はされていなかった。

【参考4】

経済産業省においては、研究開発における環境の変化や研究評価における課題等を踏まえ、経済産業省研究開発評価指針の改定を令和4年度に実施している。



※中間評価を実施している課題のうち健康・医療分野の課題の割合は64.0%、見直さなかった課題に占める割合は66.9%



④今後の改善点・検討の方向性

1. 研究開発評価の実施状況について

○ SG評価は、研究開発マネジメントにおいて有効とされる。この効果を発揮させるには、事業における競争原理を適切に働かせる必要があるが、事業により運用の差が見られることから、事業開始段階におけるSG評価の通過数等の設定等を徹底すべきである。

○ 事前評価を厳格に行っていても、中間評価が進捗管理にとどまり、研究の質の向上に活用されていないおそれがある。そのため、SG評価が望ましい事業は、SG評価による評価を徹底するとともに、中間評価による評価を行う事業は、中間評価の枠組みを活用して、課題の終了・減額等を含めた計画等の見直しが徹底されるように、厳格に運用すべきである。

【参考5】「研究開発支援の経済学」
(岡室博之・西村淳一著)

経済産業省の「地域新生コンソーシアム研究開発事業」を対象に分析を行い、「研究開発の進捗を定期的に監視するとともに、中間評価の結果に応じて補助金を減額する、あるいはプロジェクトを中断するという、何らかのペナルティに関する契約上のオプションを設けることは有効である」としている。

2. 文科省評価指針について

○ 前回の指針改定以前から、海外の動向把握ができていないことから、次期改定に向けて、適切に調査・分析を行うべき、また、足元で研究開発を取り巻く状況が大きく変化しているにもかかわらず、その動向等を踏まえた文科省評価指針の改定が行われていないことから、改定を速やかに検討すべきである。

その際、省庁間の施策の整理等に資するよう、内閣府(科学技術・イノベーション推進事務局)や関係省庁の動向も踏まえたものとすべきである。

【参考6】「歴史的転換における財政」
(令和5年5月29日財政制度等審議会)

総合科学技術・イノベーション会議(及び事務局)は、本来、関係省庁に対する司令塔機能を発揮することが期待されており、施策の優先順位付け、さらには省庁間の施策の整理などを推進することが強く求められる。

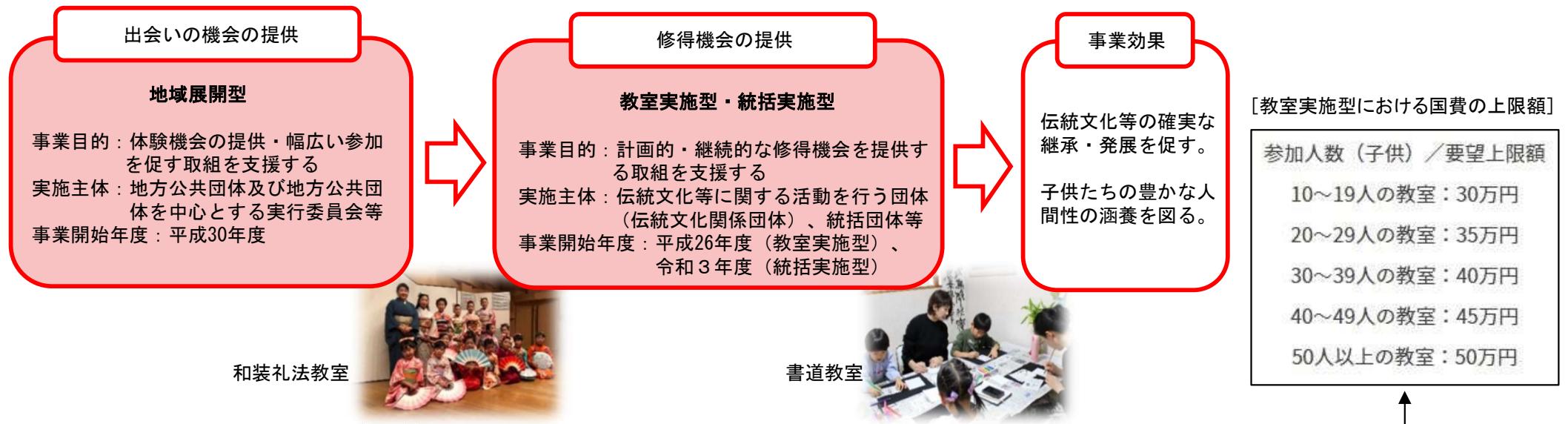
総括調査票

調査事案名	(11) 伝統文化親子教室事業			調査対象 予算額	令和4年度：1,489百万円 ほか (参考 令和5年度：1,489百万円)		
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	文化振興費	調査主体	共同
組織	文化庁			目	文化芸術振興委託費 ほか	取りまとめ財務局	(東海財務局)

①調査事案の概要

【事業の概要】

伝統文化親子教室事業は、次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化等に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組について支援を行うとともに、組織的・広域的に体験機会を提供し、地域偏在を解消する取組を支援することにより、子供たちの豊かな人間性の涵養を図りつつ、伝統文化等の確実な継承・発展につなげることを目的としている。(本調査は、令和元年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施した。)



【前回の調査結果（令和元年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	
○補助水準について	参加者1人当たりの国費の上限や総事業費に対する国費の割合の上限を設けることにより、国費当たりの参加児童生徒数を増加させるよう事業の見直しを検討すべき。
○実績確認について	参加児童生徒数が、10人を大きく下回っている場合や、毎年度継続的に10人を下回っている場合など、採択基準を満たさない場合について、やむを得ない場合を除き不交付とするなど、実績も確認した上で適切に審査を実施すべき。

反映の内容等	
○補助水準について	これまで教室規模によらず一律だった国費の上限額を参加児童生徒数の規模に応じたものとし、参加人数に応じて適正額を付与する仕組みに見直しを行った。
○実績確認について	過去に参加児童生徒数が10人を下回った教室から申請があった場合には、外部の審査委員会で教室側の改善策等について審査の上、採否を決定することとした。採択後においても10人を下回った場合に理由書を徴取し、必要に応じて委託額を調整することができる仕組みを導入することとした。

総括調査票

調査事案名 (11) 伝統文化親子教室事業

②調査の視点

2. 事業の在り方

(1) 地域展開型
事業の趣旨を踏まえた効果的な事業となっているか。

【調査対象年度】
平成30年度～令和4年度

【調査対象先数】
文化庁 : 1先
地域展開型事業 : 95件
教室実施型事業 : 2,778件
(令和4年度)
統括実施型事業 : 300件
(令和4年度)

(2) 教室実施型
伝統文化等の継続的な継承・発展につながる制度設計となっているか。

③調査結果及びその分析

2. 事業の在り方

(1) 地域展開型

○地域展開型の目的は、子供たちに伝統文化等の体験機会を提供することで、確実な継承・発展につなげること及び地域偏在を解消することである。

地域展開型における国費当たりの参加者数は、教室実施型と比較し約6倍となっていた。【表4】多くの体験機会を提供するという目的に関しては教室実施型より効率的であると考えられる一方で、教室実施型と異なり、一事業当たりの上限額しか定まっておらず、参加者数に応じた国費の上限が設けられていない等、多くの参加者を集められなくても事業実施者に不都合が生じない仕組みとなっているため、20事業(21%)において1回当たりの参加者が10人未満となっており、非効率的な事業実施となっていた。

また、伝統文化等については、自治体も主体的に関与し、地域全体で継承・発展させていくことが重要であるが、総事業費に対する国費負担割合の平均(平成30年度～令和4年度)が91%と国費に依存する割合が非常に高いことが明らかとなった。

○続けて、地域偏在の解消につながる事業になっているかについては、平成30～令和4年度に実施した全95事業について確認したところ、年平均14都道府県で実施されているのみで、30県以上について実施されていなかった。また、全20分野のうち「武道」など5分野においては、地域展開型のみならず、全事業で見ても、半数以上の都道府県で実施されていなかった。【表5】

【表5】各分野の事業を実施している都道府県の割合(教室実施型、統括実施型含む)

分野	武道	祭り行事	民謡・民舞	食文化・郷土料理	獅子舞	【参考】華道	【参考】茶道
令和4年度	44.7%	42.6%	46.8%	40.4%	48.9%	100%	100%

○さらに、総事業費に対する国費相当額が適切か確認するため、令和4年度に実施した地域展開型の全21事業における参加者の内訳を確認したところ、子供と保護者以外の地域住民が参加している3事業(全体の14%)において、地域住民が参加者全体の70%以上を占めていたが、いずれも参加費等の徴収は行っていたなかった。こうした事例の中には、多数の地域住民が郷土食の試食等に参加していた例も見られた。子供たちに伝統文化等の体験機会を提供するという事業の趣旨からも、少なくとも地域住民に係る国費相当額は経費対象外とするべきである。

(2) 教室実施型

伝統文化等の継続的な継承・発展につながる制度設計となっているか。

伝統文化等の継続的な継承・発展のためには、国費を用いた体験機会の提供を契機として、事業実施者自身による国費に頼らない修得機会の提供(以下「自走化」という。)につなげていくことが不可欠である。

今回、教室実施型事業者へアンケート調査を行ったところ、8割以上の事業(※)「本事業とは別に、事業者自ら経営している教室」

を指す。(以下「教室」は同様の意味で用いる。)

【表6】そのうち、3割弱は9年連続(平成26～令和4年度)で事業を実施【表7】しており、自走化の見込みのない(教室を持たない)事業者が長期にわたり事業を実施している状態となっていた。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 事業の在り方

(1) 地域展開型

国費当たりの参加者数(子供)を増加させ、より効率的な事業実施を図るために、補助率の導入や参加者数に応じた国費の上限を設定するなどにより、子供の参加人数に応じた国費負担となるよう事業の見直しを検討すべき。

また、より多くの都道府県において「体験機会の提供・幅広い参加を促す」ため、文化庁は未申請の自治体も含めて、取組への理解を求めるとともに、自治体が財政面でより主体的な役割を果たすよう制度設計を見直すべき。

総括調査票

調査事案名 (11) 伝統文化親子教室事業

②調査の視点

【調査対象年度】
平成30年度～令和4年度

【調査対象先数】
教室実施型事業：792件

(3) 地域展開型と教室実施型の連携
地域展開型と教室実施型の連携が進んでいくか。

【調査対象年度】
平成30年度～令和4年度

【調査対象先数】
地域展開型事業：70件

③調査結果及びその分析

【表7】事業実施年数ごとの事業の割合

事業実施年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
教室を持っていない事業数	64	45	56	42	60	78	66	61	187
事業数の合計に占める割合	9.7%	6.8%	8.5%	6.4%	9.1%	11.8%	10.0%	9.3%	28.4%

また、当該事業については、事業実施年数に制限は設けていないが、教室を持っている事業者について、参加者から生徒へ移行した割合を、事業実施年数別に確認したところ、長く継続して事業を実施することが、必ずしも多くの生徒獲得につながっているわけではないことが確認された。【表8】

【表8】事業実施年数ごとの生徒になった人数の割合

A.事業実施年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
B.令和4年度中に参加者から生徒になった人数（過去から令和4年度までの参加者全てを含む）(人)	29	85	53	60	15	6	57	139
C.年度当たりの参加者数の推計値(人)※	299	273	229	218	202	302	318	1,340
割合(B/C)	9.7%	31.1%	23.1%	27.5%	7.4%	2.0%	17.9%	10.4%

(※)今回の調査では事業実施年数については平成26年度以降の9年間、参加者数については平成30年度以降の5年間のデータを取得している。このため、事業実施年数ごとに事業を分類し、各事業の「平成30～令和4年度における事業参加者数の合計/平成30～令和4年度における事業実施年数」で算出した人数を合計し推計値としている。

(3) 地域展開型と教室実施型の連携

伝統文化等の体験機会の提供から修得機会の提供へつなげるためには、地域展開型と教室実施型が連携を図り一體的に実施されることが求められるが、一部自治体においては地域展開型の参加者を教室実施型への参加につなげる取組を行っている事例も見られる一方で、地域展開型事業者へのアンケート調査において、教室実施型と連携した割合が全体の5分の1に満たない状況であった。

さらに、回答のあった70事業において、教室実施型の存在を「知っている」と回答した54事業(77.1%)のうち文化庁から教室実施型との連携を促す連絡が「なかった」と回答した者は31事業(57.4%)に上っており、文化庁からの連携の懸念が自治体に伝わっていないと考えられ、全体として連携が十分でないことが明らかとなつた。【表9】

【表9】教室実施型との連携状況についてのアンケート結果(n=70)

教室実施型事業者と連携した割合	A.教室実施型を知っていると回答した割合	A.のうち文化庁からの連絡がなかったと回答した割合
18.6%	77.1%	57.4%

④今後の改善点・検討の方向性

(2) 教室実施型

伝統文化の継続的な継承・発展のためには、教室実施者における国費に頼らない運用が不可欠である。

文化庁は、政策目的の達成に向け、自走化へ向けた課題の整理、複数年継続実施の効果検証を行った上で、本事業の実施により教室実施者が国費に頼らない運用ができる体制につながるような制度設計に見直すべき。

(3) 地域展開型と教室実施型の連携

地域展開型について、教室実施型との連携を図り、参加者を増加させるため、文化庁は自治体への周知をより徹底するとともに、教室実施型との連携事例について横展開を行うなど、自治体が連携に取り組みやすくなるよう仕組みづくりを検討すべき。

総括調査票

調査事業名	(12) 新型コロナワクチン接種体制確保事業 費臨時補助金		調査対象 予算額	令和4年度補正（第2号）：367,315百万円 ほか (参考 令和5年度：—)		
府省名	厚生労働省	会計	項	感染症対策費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省	一般会計	目	新型コロナワクチン接種 体制確保事業費臨時補助金	取りまとめ財務局	—

①調査事業の概要

【事業の概要】

- 新型コロナウイルスのワクチン接種に関する費用は、大きく区分すると以下のとおりであり、全額国費で実施されている。

- ① 接種体制確保補助金
⇒自治体の接種体制を確保するための費用（接種券配布、集団接種経費、コールセンター運営費等）
- ② ワクチン購入費用
- ③ 接種費用負担金（接種1回ごとに医療機関に支払う接種費用）
- ④ 緊急包括支援交付金（個別接種促進分）
(医療機関における接種を促進するための回数加算：週100回を4週以上で2,000円/回、週150回を4週以上で3,000円/回等)

- ①については、地域の実情に応じて事業を実施できるよう、上限単価や補助対象経費に実質制限がなく、自治体の自由裁量に委ねられている。①以外は、全国共通の単価となっており、自治体に裁量の余地はない。

- ワクチン接種については、これまで多額の資金が投入されている。また、特例臨時接種が1年延長され、令和5年度も全額国費により実施されることから、令和4年度の執行状況について調査し、効率化に向けた改善の方向性等について検討した。

- 調査は、政令指定都市20団体、中核市62団体、特別区23団体の合計105団体を対象に、集団接種、コールセンター運営の実施状況等について行った。

（参考1）令和5年度は、高齢者、基礎疾患有する者等は年2回（春夏・秋冬）、それ以外の者（努力義務・接種勧奨なし）は年1回（秋冬）の接種を行うこととされている。

（参考2）本調査に先立ち、短期間に多くの接種を行うための支援等について見直しを行うとともに、一部、長期にわたり実態に見合っていない執行実績も確認されたこと等から、令和5年度については、事業の効率的な執行を促すため、集団接種会場費、コールセンター経費等に上限単価（75%の自治体がカバーされる値）を設定している。

【ワクチン関連支出】

	令和3年度	令和4年度
①接種体制確保補助金	7,346億円	5,754億円
②ワクチン購入費用	9,932億円	4,805億円
③接種費用負担金	6,558億円	4,370億円
④緊急包括支援交付金（個別接種促進分）	1,539億円	630億円
合計	25,376億円	15,559億円
総接種回数	25,762万回	12,477万回

※1 ワクチン購入費用は、令和4年3月25日の予備費使用額6,670億円を、その際の購入予定数量1.73億回で機械的に除した単価3,856円に、総接種回数（ワクチン接種記録システム（VRS）に報告されているデータ）を乗じて算出したものであり、実際の購入単価、所要額とは異なる。

※2 令和4年度については、ワクチン購入費用を除き、令和5年5月31日時点で把握している支出額。

【ワクチン接種状況（令和4年度末）】

	6か月～64歳 (9,000万人)	65歳以上 (3,600万人)	合計 (1億2,500万人)
1・2回目	76%	92%	80%
3回目	55%	91%	65%
4回目	9%	76%	28%
オミクロン1回目 ※5歳以上	34%	76%	46%
令和5年5月8日接種開始分 ※5月末時点	—	19%	—

総括調査票

調査事案名 (12) 新型コロナワクチン接種体制確保事業費臨時補助金

③調査結果及びその分析

2. 契約方式等について

(1) 契約方式

①集団接種業務

- 102団体（9割以上）が外部に委託していた。契約方式は特命随意契約が8割以上となっていた。【図4】

- 再委託は54団体（5割）あったが、再委託費を把握していない団体が30団体（6割）あった。

②コールセンター業務

- 105団体全てが外部に委託していた。契約方式は特命随意契約が8割以上となっていた。【図4】

- 再委託は63団体（6割）あったが、再委託費を把握していない団体が38団体（6割）あった。

(2) 集団接種業務の委託の有無等と単価

- 委託、再委託の有無等による単価を比べると、自治体の関与の度合いが低くなるほど単価が上昇する傾向が見られた。【図5】

(3) 集団接種業務の監査

- 証拠書類（勤務・給与支払実績、備品購入明細等）に基づく監査を実施していない団体が60団体（6割）あった。

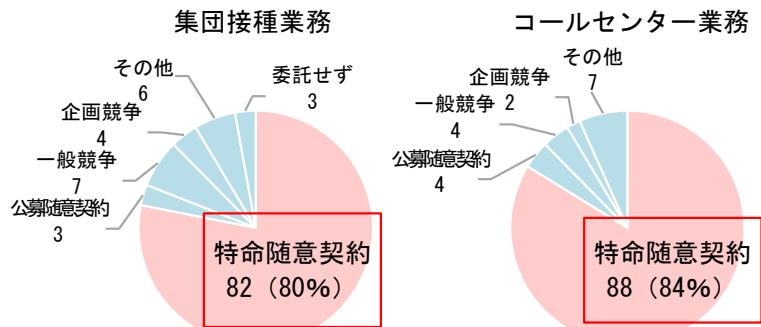
3. 個別接種回数について

- 各自治体のピーク月の個別接種回数を基に試算した7か月間（令和4年9月～令和5年3月）の接種可能回数は約4,800万回となっている。

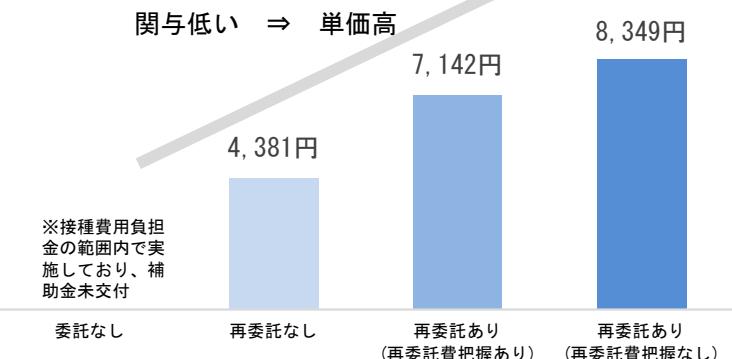
- これに対して、オミクロン株ワクチンの接種率を基に試算した令和5年9月以降の接種見込回数は約2,500万回となっている。【図6】

- 個別の自治体ごとに見ても、96団体（9割以上）が個別接種のみでの接種が可能となっている。

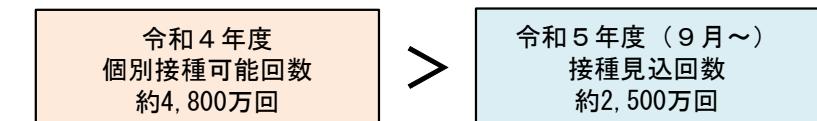
【図4】契約方式



【図5】集団接種業務の委託の有無等による単価差



【図6】個別接種回数



④今後の改善点・検討の方向性

1. 用途、単価等について
2. 契約方法等について
3. 個別接種回数について

○ 集団接種及びコールセンター業務については、足元の接種率やこれまでの実施状況等を踏まえ、適切な期間、規模等に見直しが必要である。あわせて、医師等の人事費単価についても、一般的な水準へ見直しが必要である。

また、年度の途中においても、稼働率に応じて柔軟に契約内容の変更等が行えるよう工夫する必要がある。

○ コールセンター業務の委託に係る不正事案もあることから、証拠書類に基づく定期的な監査等の徹底を図る必要がある。

○ 足元の接種率や高齢者等以外は努力義務・接種勧奨の対象から外れること等を踏まえれば、総接種回数は令和4年度より減少することが見込まれる。

○ 来年度以降の安定的な制度下での接種への移行の可能性も見据え、個別接種への移行を更に進めつつ、ワクチン関連の支出全体の効率化を図る必要がある。

総括調査票

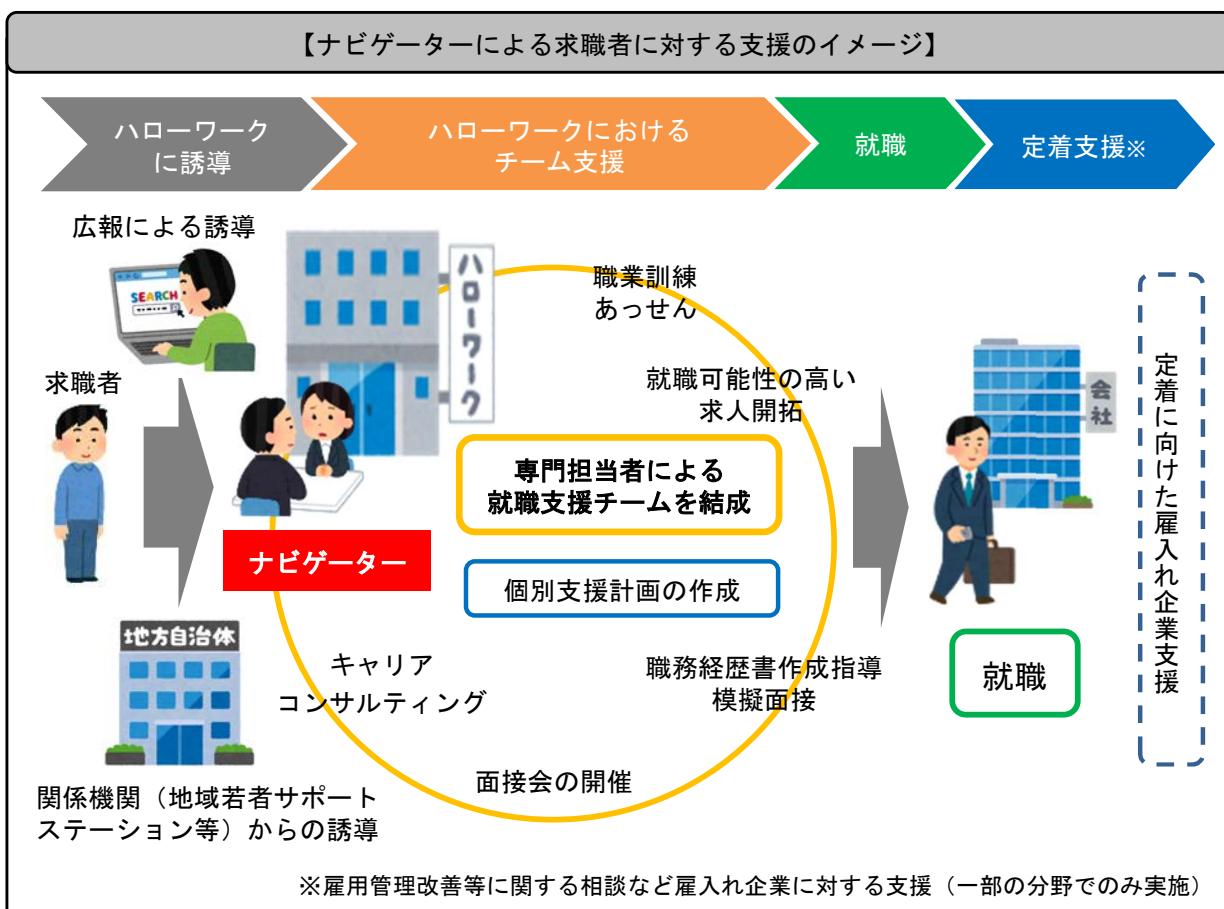
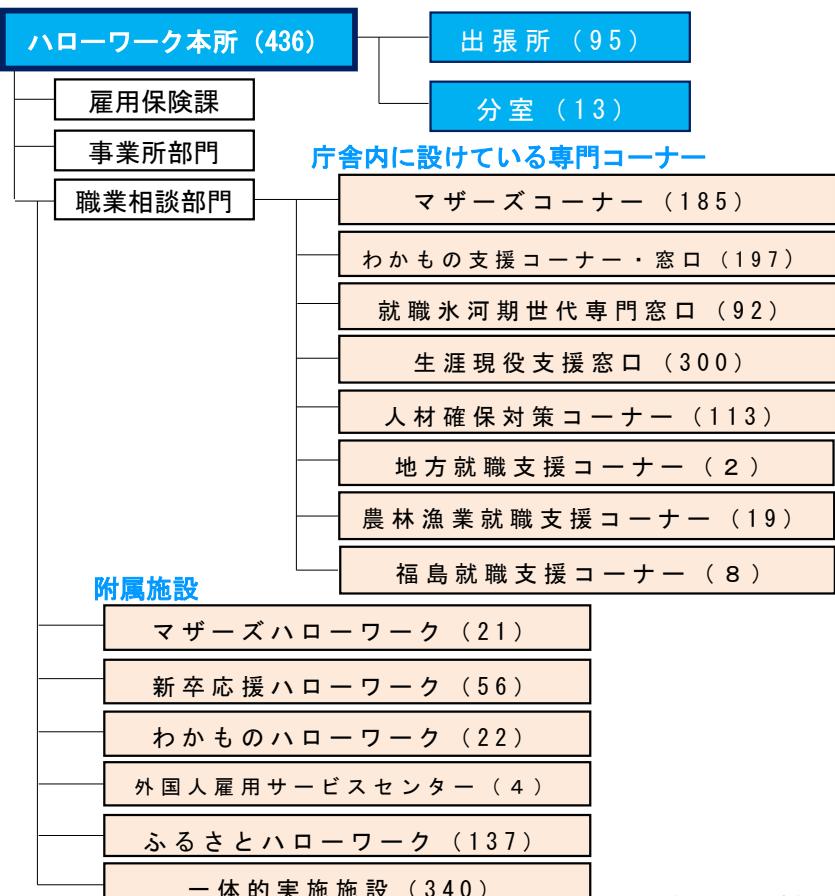
調査事案名	(13) 就職支援ナビゲーター等			調査対象 予算額	令和4年度：47,797百万円の内数 (参考 令和5年度：46,844百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計、労働保険特別会計 (雇用勘定)	項	高齢者等雇用安定・促進費、 職業紹介事業等実施費ほか	調査主体	本省
組織	都道府県労働局			目	障害者等雇用安定促進業務諸謝金、 諸謝金ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事業の概要】

○全国に1,124か所設置されているハローワークにおいては、求職者に対し、求職活動の進め方や職業選択・職業生活設計等の相談を行うほか、全国ネットワークを活用した職業紹介を実施している。このうち、特に丁寧な支援が必要な子育て中の女性や、フリーター、生活保護受給者等に対しては、専門窓口を設置するとともに、就職支援ナビゲーター等（以下「ナビゲーター」という。）を計5,707人配置し、担当者制による個別支援を実施している。

○今般、ナビゲーターによる個別支援に係る活動状況について、分野ごと、地域ごとに調査を行う。



総括調査票

調査事案名 (13) 就職支援ナビゲーター等

②調査の視点

1. 分野ごとのナビゲーターの活動状況について

分野ごとの活動状況にバラツキが生じていないか。

③調査結果及びその分析

1. 分野ごとのナビゲーターの活動状況について

今回の調査では、各ハローワークの業務報告を基に、令和4年度における分野ごとのナビゲーターの人数、求職者に対する支援実績を調査した（ナビゲーターが配置されている18の分野の事業実施状況は【表1】のとおり）。

※なお、各分野の業務運営にはナビゲーターのみならずハローワークの常勤職員等も携わっており、その切り分けは不可能であるため、ナビゲーターの人数で試算している。

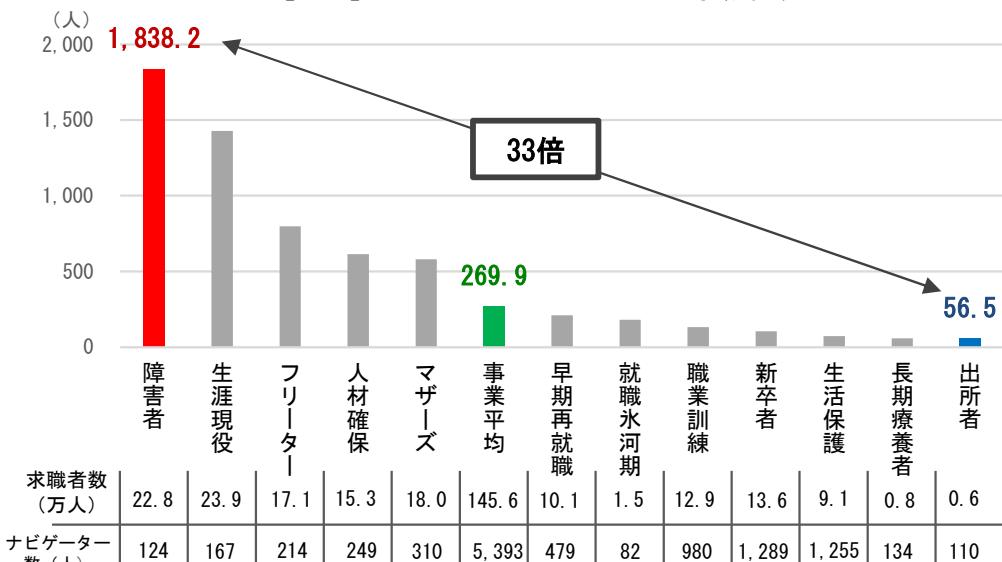
その上で、各分野の専門窓口等で就職相談を受け付けた求職者数を予算上のナビゲーターの人数で除して試算した「ナビゲーター1人当たりの求職者数」について、全国で実施している12分野間で比較したところ、最大と最小の差が33倍と、事業間で大きな差が生じていた。【図1】

各ハローワークの支援現場においては、繁閑に応じて、予算上1つの分野で配置されたナビゲーターが他の分野の業務も兼務している実態があると考えられる。こうした実態を厚生労働省は把握しておらず、予算上の配置状況とその活動実態にズレが生じている可能性がある。そのことが本試算における分野間の大きなバラツキにつながっている可能性があり、現場の活動実態の把握を行うとともに適正化に取り組むべきである。

【表1】18の分野の事業実施状況

	職場定着指導を実施(8分野)	職場定着指導を実施していない(10分野)
全国で実施(12分野)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護 ・新卒者 ・フリーター ・障害者 ・出所者 ・就職氷河期(6分野) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練 ・早期再就職 ・マザーズ ・人材確保 ・生涯現役 ・長期療養者(6分野)
一部地域でのみ実施(6分野)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人 ・日雇労働者(2分野) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一体的の実施 ・季節労働者 ・福島 ・地方就職(4分野)

【図1】ナビゲーター1人当たりの求職者数



(注) 職場定着指導とは、雇用管理改善等に関する相談等、支援対象者を雇い入れた企業に対する支援。

(注) 令和4年度の求職者数と令和4年度予算におけるナビゲーター数で試算。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 分野ごとのナビゲーターの活動状況について

ナビゲーターの配置人数の適切性を検討するために、分野ごとの活動状況を詳細に把握し、分野横断的に比較できるようにすべき。

その上で、現場における活動実態と予算の配置状況を一致させることはもとより、求職者に対する支援実績やナビゲーターの活動実績が低調な分野について合理化を行うなど、分野ごとの配置人数が適正となるよう検討するべき。

総括調査票

調査事案名 (13) 就職支援ナビゲーター等

②調査の視点

2. 都道府県ごとのナビゲーターの活動状況について

都道府県ごとの活動状況にバラツキが生じていないか。

【調査対象年度】

令和4年度

【調査対象先数】

ハローワーク：544先

附属施設：580先

③調査結果及びその分析

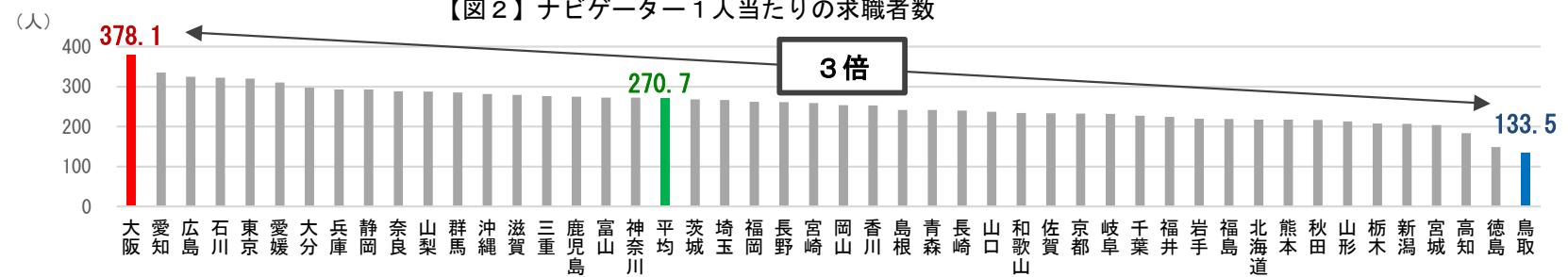
2. 都道府県ごとのナビゲーターの活動状況について

各分野の専門窓口等で就職相談を受け付けた求職者数をナビゲーターの人数で除して算出した「ナビゲーター1人当たりの求職者数」について、都道府県間で比較したところ、「ナビゲーター1人当たりの求職者数」は最大と最小の差が3倍となっていた。【図2】

また、就職後のフォローアップにあたる職場定着指導件数をナビゲーターの人数で除して算出した「ナビゲーター1人当たりの職場定着指導件数」について、都道府県間で比較したところ、最大と最小の差が11倍となっており、求職者数よりも都道府県間の差が大きくなっていた。【図3】

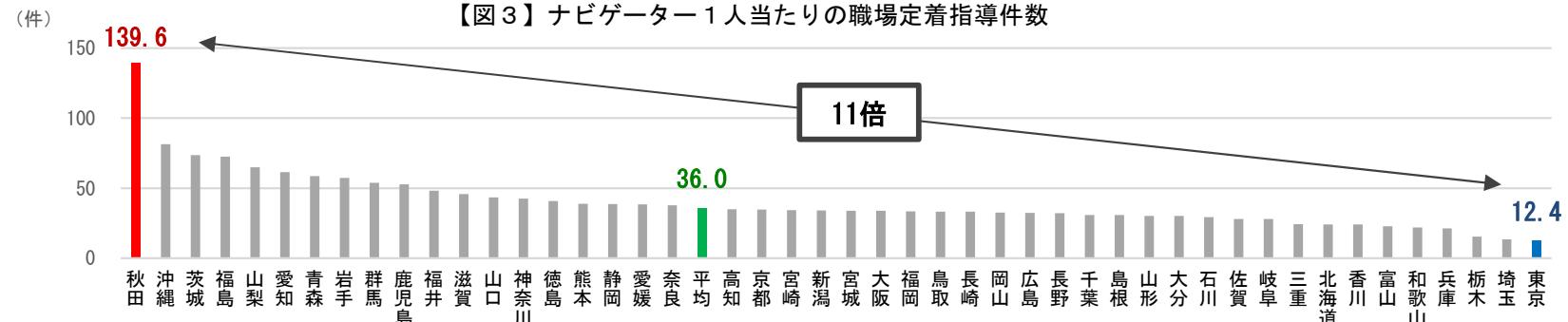
地域ごとの求人・求職の状況に違いがあることは当然のことながら、全国的な対応が必要との観点から配置されているナビゲーターの活動状況について、地域ごとに大きなバラツキがあることは問題であり、配置状況が各地域の実情に合っているか、就職後のフォローアップを含め適切なサービスを提供できているか等の観点から、不断の見直しを行う必要があるのではないか。

【図2】ナビゲーター1人当たりの求職者数



(注) 全国で事業を実施している12分野で試算。

【図3】ナビゲーター1人当たりの職場定着指導件数



(注) 全国で職場定着指導を行っている6分野から職場定着指導件数を把握していない1分野を除いた5分野で試算。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 都道府県ごとのナビゲーターの活動状況について

都道府県間の活動状況のバラツキの要因を分析し、求職者に対する支援実績やナビゲーターの活動実績が低調な地域については、配置人数を地域間で調整するなど、地域ごとの配置人数が適正となるよう検討するべき。

総括調査票

調査事案名	(14) 生活困窮者自立相談支援事業等			調査対象 予算額	令和3年度：69,924百万円の内数 (参考 令和5年度：77,661百万円の内数)		令和3年度予算額の内訳 ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 38,328百万円 ・生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 29,790百万円 ・重層的支援体制整備事業交付金 1,806百万円	
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	生活保護等対策費	調査主体	共同	
組織	厚生労働本省			目	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 ほか	取りまとめ財務局	(四国財務局)	

①調査事案の概要

生活困窮者自立支援制度は、生活保護制度に至る前の段階での自立を支援する制度として平成27年に創設され、各都道府県及び福祉事務所設置市町村（以下「自治体」という。）が包括的な相談支援に加え、本人の状況に応じた各種支援を提供しており、生活保護制度と併せて、生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネットを構成している。

今般、「生活困窮者自立支援法」において、全ての自治体に実施が義務付けられている（いわゆる必須事業）生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）並びに必要に応じて自治体が実施を判断する（いわゆる任意事業）就労準備支援事業及び家計改善支援事業（※）について、支援体制の整備状況等の調査を行う。

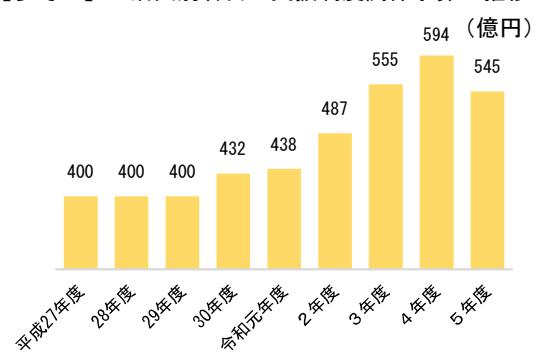
※ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施については、現在、自治体の努力義務となっているが、厚生労働省の審議会において、「必須事業化する方向で検討を進めていく必要がある」との提言がなされている。

「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）（令和4年12月20日社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会）」

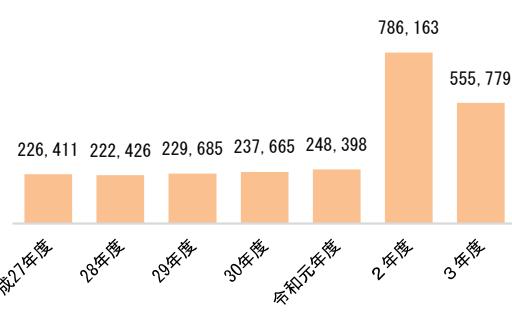
【参考1】自立相談支援事業等の概要

事業名	内容
自立相談支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る事業。 【補助率：3/4（必須事業）】
就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する事業。 【補助率：2/3（任意事業（努力義務））】
家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う事業。 【補助率：1/2、2/3（任意事業（努力義務））】

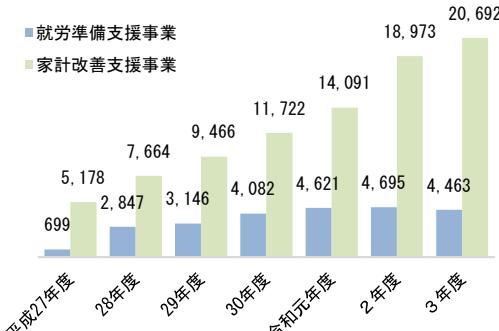
【参考2】生活困窮者自立支援制度関係予算の推移



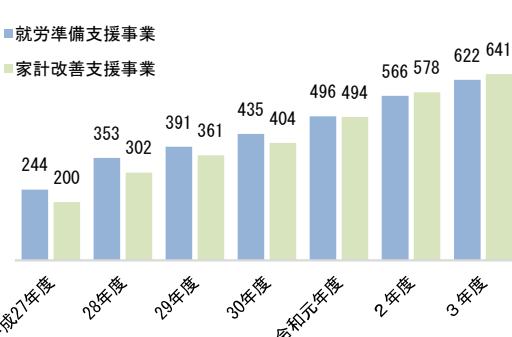
【参考3】自立相談支援事業の新規相談受付件数の推移



【参考4】任意事業の利用件数推移



【参考5】任意事業の実施団体数の推移



②調査の視点

1. 各事業の支援体制の整備状況について

相談支援員の配置が需要に対し過大なものとなっていないか。

2. 補助基準額の設定について

補助金等の執行に当たり、厚生労働省が定める基準額は実態に即したものとなっているか。

また、効率的な予算執行に資する基準額設定となっているか。

【調査対象年度】

令和3年度

【調査対象先数】

厚生労働省：1先
地方公共団体：906先

総括調査票

調査事案名 (14) 生活困窮者自立相談支援事業等

③調査結果及びその分析

1. 各事業の支援体制の整備状況について

各自治体における支援体制を比較するため、各事業の相談支援員 1人当たりの相談受付件数等（以下「受付件数」という。）を人口規模別に算出した【図1】。

本来、受付件数は、自治体の人口規模にかかわらず同程度となることが望ましいと考えられる。

【自立相談支援事業（必須事業）】

人口規模の増加に伴い、受付件数が増加する傾向が見られた。

【就労準備支援事業と家計改善支援事業（任意事業）】

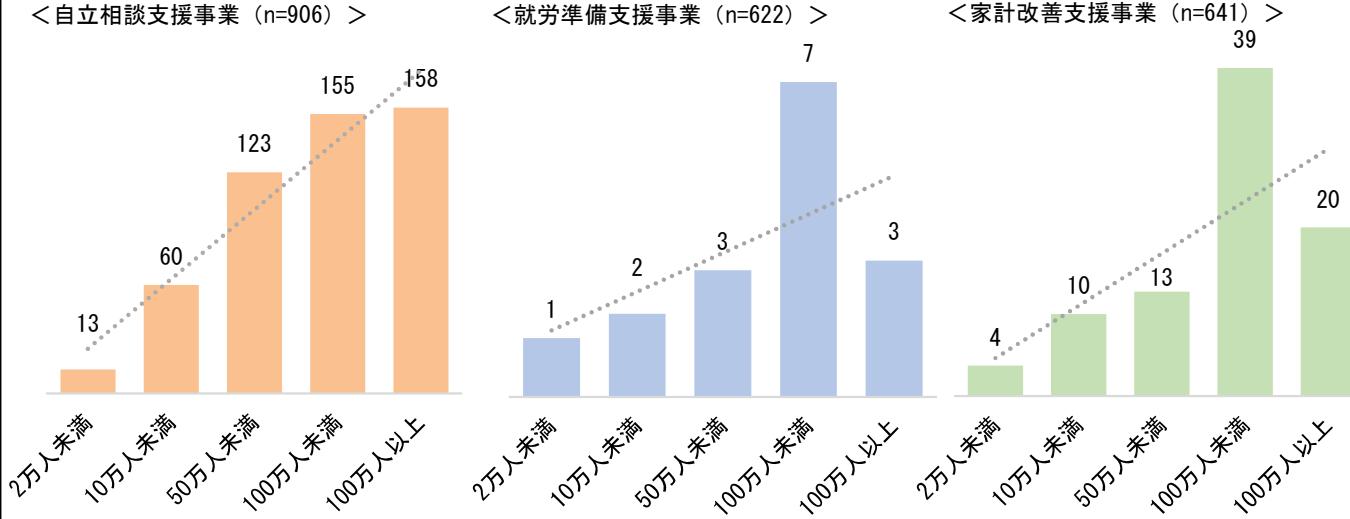
人口規模の増加に伴い、受付件数が増加する傾向が見られたが、自立相談支援事業に比べるとバラツキの程度は小さいものとなっていた。

必須事業では、特に小規模自治体において、相談需要に比して過大な人員配置になりやすい傾向が見られる一方、任意事業では、地域の需要に応じた人員配置が行いやすいものと考えられる。

人員配置の考え方について、自治体に対し聞き取りを行ったところ、配置すべき相談支援員の人数に基準を設けていないと回答した自治体が3割程度あった。また、基準を設けていないと回答した自治体のうち約3割が相談実績や需要の動向を考慮した人員配置を行っていないと回答している【表1】。自治体からは、「厚生労働省は相談実績等に基づく標準的な人員配置基準を示すべき。」との意見も出されている。

厚生労働省は、相談実績に応じた人員配置基準の設定や、複数の自治体による共同実施の推奨などにより、地域の相談需要に応じた適切な人員配置の実現を目指すべき。

【図1】人口規模別の相談支援員 1人当たりの相談受付件数等



（出所）厚生労働省保有データを基に作成

（注）破線は回帰分析した結果を表したもの

【表1】相談支援員を委託して配置する際の基準の有無

	基準あり	基準なし	うち実績等の考慮あり		うち実績等の考慮なし	
			うち実績等の考慮あり	うち実績等の考慮なし	うち実績等の考慮あり	うち実績等の考慮なし
自立相談支援事業 (n=656)	74%	26%	73%	25%		
就労準備支援事業 (n=624)	66%	34%	67%	31%		
家計改善支援事業 (n=624)	69%	31%	71%	29%		

（注）社会福祉協議会等に委託して行う場合

【参考6】各事業における相談支援員の配置基準

事業名	内容
自立相談支援事業	支援員は、主に相談支援業務のマネジメントや地域の社会資源の開発等を行う「主任相談支援員」、相談支援全般にあたる「相談支援員」、就労支援に関するノウハウを有する「就労支援員」の3職種を配置することを基本としている。
就労準備支援事業	自治体あるいは委託先の事業者は、1名以上の就労準備支援担当者を置くこととする（常勤・専従である必要はない）。また、常勤の責任者を置く必要がある（常駐・専従である必要はない）。
家計改善支援事業	（規定なし）

（出所）厚生労働省「自立相談支援事業の手引き」、「就労準備支援事業の手引き」

総括調査票

調査事案名 (14) 生活困窮者自立相談支援事業等

③調査結果及びその分析

2. 補助基準額の設定について

自立相談支援事業等の国庫補助は、人口規模に応じた基本基準額をベースに、事業の実施状況や地域の特性を考慮した加算がなされている【図2】。

自立相談支援事業の人口10万人当たりの事業費と受付件数を算出すると、事業費は人口規模の増加に伴って減少する一方、受付件数は人口規模の増加に伴い増加しており、特に小規模自治体において相談需要に見合わない事業運営となっている可能性がある【図3】。また、相談実績が全くない自治体に対しても補助金等が支出されているケースがあった【表2】。

現行の人口を基本とする補助体系では、各地域の相談需要に応じた対応が困難であるため、実績に応じた標準的な基準額の設定を行うなどの見直しが必要ではないか。その際、小規模自治体については、広域実施も含めた基準額を示すことで、地域の実情に応じた柔軟な人員配置を行うことも可能になるのではないか。

また、各加算項目については、受付件数の増加など事業の実施状況（アウトプット）によるものとなっているが、生活困窮者自立支援制度の趣旨に鑑みれば、例えば、支援を通じた增收者数や就労者数など事業の成果（アウトカム）を評価する仕組みとすべきではないか。

なお、本事業の評価の在り方については、総務省行政評価局からも指摘を受けており、効果的な補助金等の活用の観点から、早急に対応すべきではないか【参考7】。

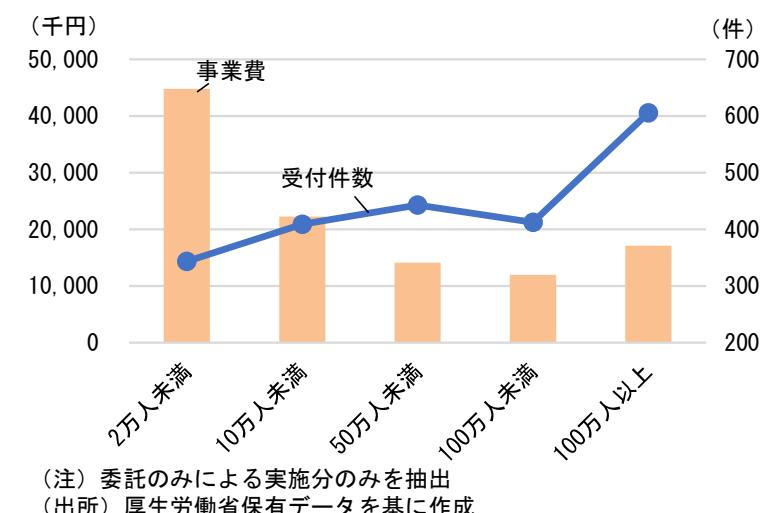
【図2】自立相談支援事業における現行の補助体系

基準額（人口規模別）	加算 (基準額の20~60%)
(基準額)※37段階 300万人以上 : 2億5千万円	(加算事由) ①生活保護率が高い ②支援実績が高い ③過疎地域
100万人～110万人 : 1億1千万円	
10万人～15万人 : 1850万円 等	

【表2】相談実績がない自治体に対して補助金等を交付している例
<自立相談支援事業>

A町（2万人未満）	3,750千円
<就労準備支援事業>	
B市（10万人未満）	4,000千円
<家計改善支援事業>	
D市（10万人未満）	2,406千円
E市（50万人未満）	2,397千円

【図3】自立相談支援事業における人口規模別の人口10万人当たりの事業費と受付件数 (n=566)



④今後の改善点・検討の方向性

- 補助金等の配分に当たっては、人口規模を基本とした基準を改め、実績に応じた配分に重点を置くべき。その際、事業を通じた增收者数や就労者数といったアウトカム指標の活用も検討すべき。
- 特に小規模自治体における実施に当たっては、複数の自治体による共同実施や都道府県を中心とした広域実施を基本として推進していくべき。
- また、今後、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の必須化を検討するに当たっては、需要の動向に応じた多様な運営体制を可能とすることにより、自治体に対し不要な負担を強いることのないようにすべき。

【参考7】「生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視結果報告書」(令和4年4月総務省行政評価局) (抄)

【所見】

したがって、厚生労働省は、福祉事務所設置自治体が自らの事業を適切に評価し、その結果を踏まえて必要な運用の見直しにつなげられるよう、評価の方法を実例とともに具体的に提示する必要がある。

また、生活困窮者自立支援制度全体の効果について、制度の趣旨・目的に照らし、生活保護制度などとの関連も考慮した分析及び評価を行い、その結果を福祉事務所設置自治体での評価にも役立つようフィードバックする必要がある。

総括調査票

調査事案名 (15) 障害福祉サービス（共同生活援助）

②調査の視点

1. グループホームにおける家事提供の内容

○グループホームにおける支援内容の具体的な基準がなく、どのような支援を行うかは、事業所の裁量に委ねられている。

今回の調査では、指定基準で努力義務とされている家事提供に着目し、事業所において支援内容に差異が生じているか検証を行った。

③調査結果及びその分析

1. グループホームにおける家事提供の内容

(1) 家事提供の内容

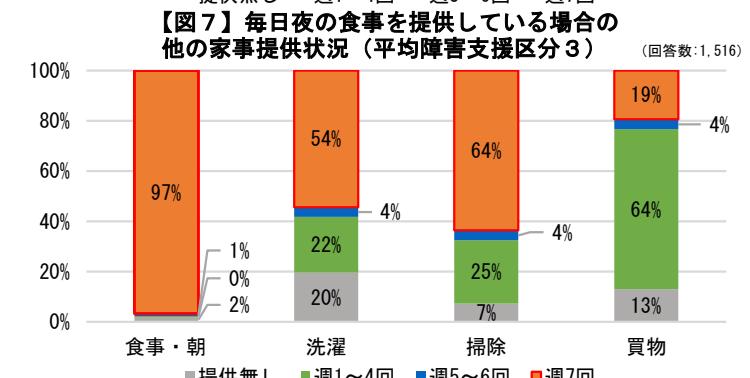
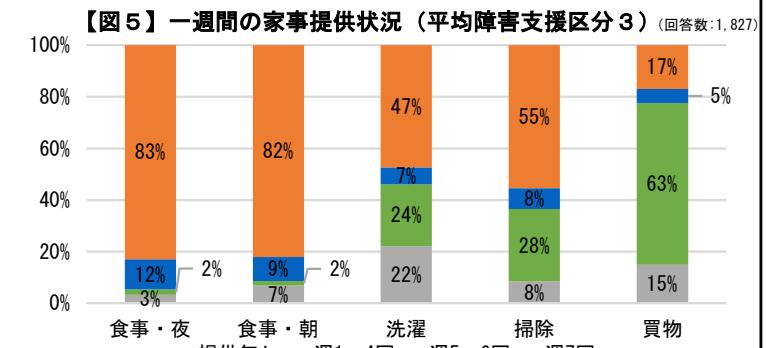
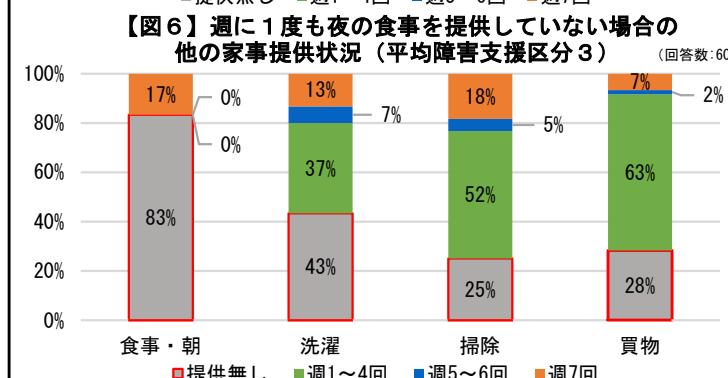
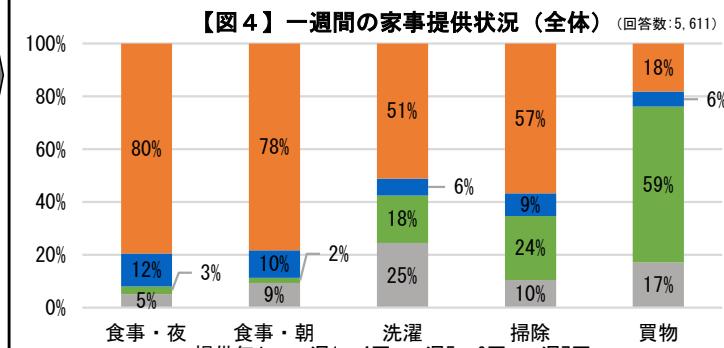
グループホームにおける家事提供については、指定基準により、「調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない」と規定されているが、具体的な支援内容やその頻度の基準はない。

(2) 事業所による家事提供の実態

・食事（夜・朝）・洗濯・掃除・買物の家事の提供状況について、事業所によって大きなバラツキがあり、支援の質に違いが見られる。【図4】この傾向は、平均障害支援区分が同一の事業所で比較しても変わらない。【図5】

・週に一度も夜の食事を提供していない事業所は、他の家事も一切提供していない割合が高い。一方で、毎日夜の食事を提供している事業所は、洗濯・掃除・買物も毎日提供している割合が高い。このように、事業所によって、支援の内容や質に大きな偏りが生じている。【図6、7】

・現行の報酬体系は、支援内容にかかわらず同額の報酬であるため、こうした支援の質の差が適切に評価されていない。このため、支援の質が低い方が利益を得やすい構造となっている。



④今後の改善点・検討の方向性

1. グループホームにおける家事提供の内容

事業所によって支援内容や質にバラツキが大きいことに鑑み、グループホームにおける障害者の方の特性に応じた具体的な支援の在り方や基準を示すべき。

また、障害者の方の特性に応じた支援内容や支援の質を踏まえて、報酬体系を見直すべき。

総括調査票

調査事案名 (15) 障害福祉サービス（共同生活援助）

②調査の視点

2. グループホームにおけるサービス提供時間

○報酬を得るために必要なサービス提供時間数は、各事業所が就業規則で任意に定める週所定労働時間に基づき算出されるため、週所定労働時間に差異が生じているか検証を行った。

○特例措置による居宅介護等サービスの利用について、利用時間に差異が生じているか検証を行った。

【調査対象年度】
令和4年度

【調査対象先数】
グループホーム
: 12,475先
回答数 : 5,611先
回答率 : 45%

③調査結果及びその分析

2. グループホームにおけるサービス提供時間

(1) 世話人のサービス提供時間

グループホームにおけるサービス提供時間数は、事業所が定める週所定労働時間に基づき算出されるため、週32時間の事業所（週32時間以下の場合は32時間として扱われる）は、週40時間の事業所と比較して8割のサービス提供時間で算定要件を満たすことが可能となっている。【表3】

(2) 週所定労働時間の実態

就業規則で定める週所定労働時間にバラツキが認められた。このため、週所定労働時間を32時間などと短く定めている事業所は、少ないサービス提供時間で同額又は高額の報酬を得ている可能性がある。【図8】

【表3】世話人のサービス提供時間数が異なる例（利用者が12人の場合）

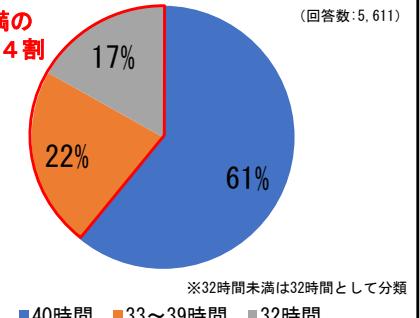
週所定労働時間	6 : 1 以上	5 : 1 以上
40時間	$40\text{時間} \times (12 \div 6) = 80\text{時間}$	$40\text{時間} \times (12 \div 5) = 96\text{時間}$
32時間	$32\text{時間} \times (12 \div 6) = 64\text{時間}$	$32\text{時間} \times (12 \div 5) = 77\text{時間}$

8割の提供時間で算定要件を満たす

80時間サービス提供すれば上の区分の報酬が得られる

【図8】週所定労働時間【世話人】

40時間未満の
事業所が約4割



※32時間未満は32時間として分類

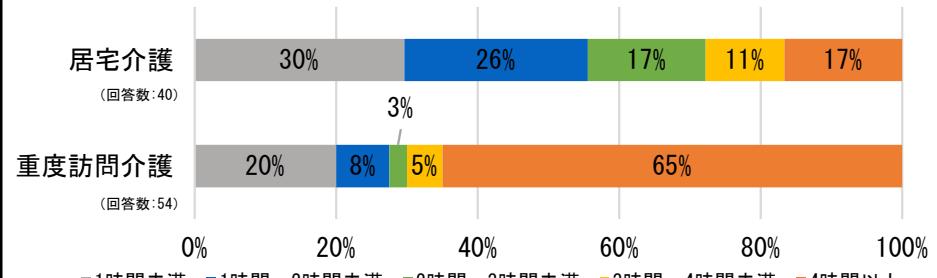
(3) 特例措置の内容

グループホームの介護業務について、例外的に、個人が訪問系サービスである居宅介護又は重度訪問介護を利用する特例措置が認められている（外部サービス利用型を除く）が、特例措置の利用時間に応じてグループホームの報酬を減額する報酬体系となっていない。

(4) 特例措置の実態

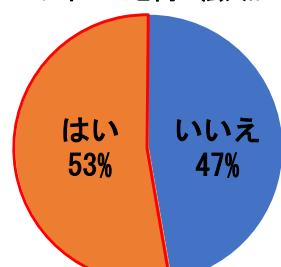
平均障害支援区分が同一の事業所で見ても特例措置の利用時間にバラツキが認められた。このため、特例措置の利用時間が長いグループホームほど、職員の負担が軽減されてながらも同額又は高額の報酬を得ている可能性がある。また、半数超はグループホームと同一法人が居宅介護等サービスを提供し、二重に報酬を得ている。【図9、10】

【図9】特例措置の利用時間（平均障害支援区分6）



【図10】特例措置上の支援を行う事業所は
グループホームと同一法人か

(回答数: 326)



④今後の改善点・検討の方向性

2. グループホームにおけるサービス提供時間

各事業所が任意に定める週所定労働時間によって、報酬を得るために必要なサービス提供時間が左右される実態に鑑み、サービス提供時間の実態やそのコストを適切に反映する報酬体系に見直すべき。

特例措置利用時のグループホームの報酬が、特例措置の利用時間に応じた報酬体系となっていないことから、特例措置の利用時間の実態を適切に反映する報酬体系に見直すべき。

また、同一の法人が二重に報酬を得ている例があることも踏まえ、特例措置の在り方についても検討すべき。

総括調査票

調査事案名	(16) 介護サービス事業者の経営状況等			調査対象 予算額	令和4年度：3,231,535百万円の内数ほか (参考 令和5年度：3,335,348百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	介護保険制度運営推進費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省			目	介護給付費等負担金ほか	取りまとめ財務局	(中国財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

厚生労働省が公表する「介護事業経営実態調査」及び「介護事業経営概況調査」（以下「実態調査等」という。）は、介護施設・事業所の経営状況を把握し、介護報酬の改定等に必要な基礎資料を得ることを目的に行われている統計調査である。

他方、介護サービス事業者が複数の事業（施設・事業所）を運営している場合には、事業全体の収支等を勘案しながら経営（職員配置、施設整備、調達、資金繰り等）を行うのが通常であるが、実態調査等は、個別の介護施設・事業所単位での経営状況を調査するものであるため、法人単位での経営状況が明らかになっていない。

このため、本予算執行調査では、独立行政法人福祉医療機構が管理する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）に掲載されている社会福祉法人（以下「法人」という。）の財務諸表等のデータを活用し、主として介護サービス事業を行っている法人について、法人単位の経営状況を分析する。

【電子開示システム掲載データ】

- ・ 概要 : 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより社会福祉法人が所轄庁に提出を行った現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画
- ・ 範囲 : 平成29年度決算～令和3年度決算
- ・ 掲載の時期 : 各年度
- ・ 客体数 : 21,053法人（令和3年度決算）

【参考1】本調査の分析対象



(出所) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの集約結果
(注1) 分類が困難なデータを含む法人は集計から除外している。
(注2) サービス活動収益が最も大きい事業を法人全体で判定し、区分している。

【参考2】実態調査等と電子開示システムの比較

	実態調査等	電子開示システム
対象	介護サービス事業者（注1）	社会福祉法人
単位	施設・事業所	法人
抽出	層化無作為（注2）	全法人
提出	任意（注3）	法律上の義務
項目	収支等（注4）	財務書類全般

(注1) 社会福祉法人のほか、医療法人や営利法人等が含まれる。

(注2) 毎回抽出を行うため、調査ごとに対象の施設・事業所が異なる。

(注3) 「令和4年度 介護事業経営概況調査」の有効回答率は48.3%。

(注4) 収入・支出、職員配置・給与、サービス提供の状況等（ただし、施設・事業所間の資金移転は一部しか含まれない）。貸借対照表は含まれない。

【参考3】実態調査等における介護事業者の収支差率

	実態調査等		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特別養護老人ホーム	1.6%	1.6%	1.3%
うち社会福祉法人	1.6%	1.8%	1.4%
通所介護	3.2%	3.8%	1.0%
うち社会福祉法人	1.5%	1.8%	▲1.6%
訪問介護	2.6%	6.9%	6.1%
うち社会福祉法人	2.3%	7.6%	6.1%

(出所) 厚生労働省「令和4年度 介護事業経営概況調査」、
厚生労働省「令和2年度 介護事業経営実態調査」

(注1) 収支差率
＝（介護サービスの収益額 - 介護サービスの費用額）
／介護サービスの収益額

(注2) 収支差率は税引き前の値。

総括調査票

調査事案名 (16) 介護サービス事業者の経営状況等

②調査の視点

1. 法人の経営状況分析

主として介護サービス事業を行っている法人(注)について、運営する拠点数や事業規模(収益額)と経営状況との関係性を、電子開示システムに掲載されている財務諸表データを基に分析する。

(注) 今回の調査において対象とするのは、高齢関係事業のサービス活動収益が全体の50%以上の法人。

【調査対象年度】令和元年度～令和3年度
 【調査対象先数】令和元年度：6,597先
 令和2年度：6,601先
 令和3年度：6,618先

2. 法人経営

財務局等の現地調査を通じて、複数の拠点を運営する法人の経営や社会福祉連携推進法人(注)の現状などの分析を行う。

(注) 社会福祉連携推進法人
 ○ 福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設(令和4年4月施行)。
 ○ 2以上の社会福祉法人等が社員として参画し、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。

【調査対象年度】令和元年度～令和4年度
 【調査対象先数】令和元年度～令和3年度：35先
 令和4年度：44先

③調査結果及びその分析

1. 法人の経営状況分析

1法人当たりの現預金・積立金等(注)の金額や水準を確認したところ、過去3年間で現預金・積立金等の金額は増加し、年間費用に対する現預金・積立金等の割合も上昇した【図1】。新型コロナの感染拡大や人件費の上昇等の影響がある中でも、一定水準の現預金・積立金等を保有している。

(注)一般的に流動性が高いと考えられる資産である現預金、積立金、有価証券・投資有価証券の合計額。

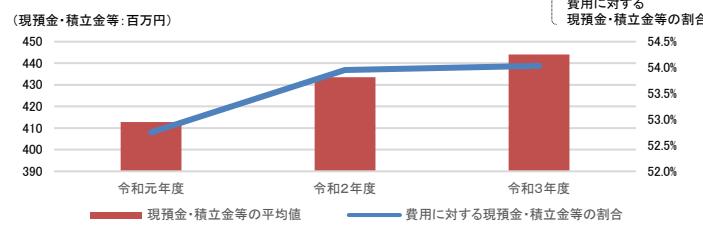
現預金・積立金等の水準(年間費用に対する現預金・積立金等の割合)と職員1人当たり給与(注)の関係を確認したところ、年間費用の3～6月分の現預金・積立金等を保有している法人で職員1人当たり給与が最大となっている。他方、3～6月分以降は、現預金・積立金等の水準が高くなても職員1人当たり給与はほぼ横ばいとなっている。このため、一部の法人において、現預金・積立金等が積み上がっているにもかかわらず、職員の給与に還元されていない可能性がある【図2】。

(注) 法人全体の給与費を、法人全体の常勤換算職員数で割った値。

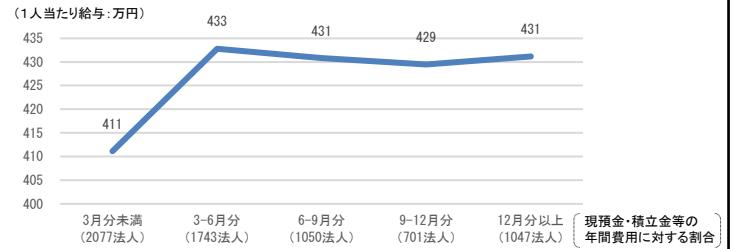
法人単位の経営状況として、拠点数や事業規模(収益額)と職員1人当たり給与やサービス活動増減差額率(注)の関係を確認したところ、拠点数・経営規模が大きくなるほど、職員1人当たり給与やサービス活動増減差額率が上昇する傾向にある【図3、図4】。

(注) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの分析の際に用いているサービス活動収益に対するサービス活動増減差額(サービス活動収益からサービス活動費用を差し引いた額)の割合の値。

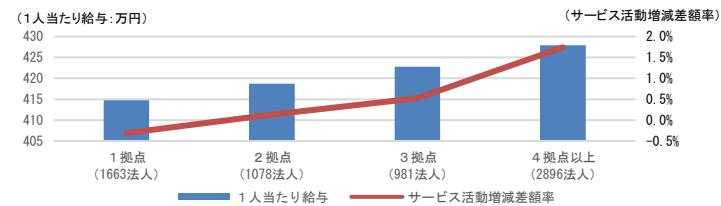
【図1】1法人当たりの現預金・積立金等の推移



【図2】現預金・積立金等の水準と1人当たり給与の関係



【図3】拠点数別の1人当たり給与及びサービス活動増減差額率



【図4】事業規模別の1人当たり給与及びサービス活動増減差額率



総括調査票

調査事案名 (16) 介護サービス事業者の経営状況等

③調査結果及びその分析

2. 法人経営

(1) 特別養護老人ホームを含む複数の拠点を運営している法人（35法人）に対し、複数事業所の経営や事業規模の確保の利点と課題について聴取したところ、主な回答は以下のとおりであった。

利点	課題
✓ 法人全体の収益の安定、本部・事業所間での資金繰り(注1)	✓ 経営能力の向上
✓ 事業所間での人繰り(事業所を超えた人事異動・育成プログラム、職員の休暇取得、コロナが発生した際の人員補填等)	✓ 職員の管理
✓ 物品等の一括契約による調達の効率化、共通部門(事務処理、調理、管理栄養士等)の集約化	✓ 施設整備の負担
✓ 多様なサービス(施設、通所、訪問等)の提供(⇒利用率の向上に寄与)	

(注1) ほとんどの法人が本部・事業所間の資金移転を裁量的に実施（本部で余剰資金を一括管理している法人もあり）。

例：本部の職員給与・活動経費を事業所から本部に繰り入れ、将来の施設・設備の整備・修繕に備えて本部で積立て、収支の良い事業所から収支の悪い事業所に移転

(注2) ほぼ全ての法人が、職員の負担軽減や業務効率化のため、ICT・介護ロボット（タブレット、インカム、見守りセンサー、電子記録システム等）や、間接業務（掃除、洗濯、調理等）の外部委託、介護助手等を活用。

(2) 社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）（9法人）に対し、連携推進法人の設立の利点と課題について聴取したところ、主な回答は以下のとおりであった。

利点	課題
✓ 法人ごとの独自性(地域ごとの特性等)を維持しつつ、連携が可能	✓ 制度の認知度が低い
✓ 人材確保・育成の連携(人材確保事務局専任職員の設置、採用イベントの開催、キャリアパス・給与体系等の標準化、研修等育成担当者の設置、合同研修、人事交流、外国人労働者の監理等)	✓ 設立手続が煩雑
✓ 経営相談・ICT導入に係るアドバイザーとの契約の一元化	✓ 年会費の負担
✓ 物資の共同購入、事務処理・行政手続の代行の集約化	

複数事業所の経営や事業規模の確保、連携推進法人の設立について、多くの法人が経営の安定・改善に寄与すると回答する中、一層の推進に向け、経営能力の向上や制度の改善等の課題に対応する必要性が確認された。

また、今回調査したほとんどの法人において、施設・事業所を越えて資金繰りを行っていることが確認された。例えば、一部事業（施設入所の入口となるデイサービス等）の収支が良くなくても、法人全体の収支（施設の利用率確保等）の観点から経営を行っている場合もあり、特定の事業単体で収支を見るだけではなく、法人全体の収支も見る必要がある。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 法人の経営状況分析

2. 法人経営

- 主として介護サービス事業を行っている法人では、現預金・積立金等の水準が上昇しているにもかかわらず、一部の法人において職員の給与に十分に還元されていない可能性があるため、職員給与への適切な還元を促進する仕組み作りを検討すべきである。
- 併せて、現状、保有資産を含めた分析が可能なのは社会福祉法人のみであるため、介護サービス事業を行う医療法人や営利法人等についても同様に、貸借対照表等の公表を求め、保有資産を含めた「見える化」を推進する必要がある。
- 特に現在の実態調査等は、有効回答率が5割未満であり、本部・事業所間での資金移転を含めた法人全体の収支も把握できないため、介護報酬等の議論を行う際には、上記「見える化」の取組による補完が不可欠である。
- また、複数事業所の経営や事業規模の確保を推進することにより、事業者の経営状況の安定・改善を図るとともに、職員1人当たり給与の引上げにつなげることが重要であり、経営能力の向上に向けた支援や制度の改善等をはじめ、事業の協働化・大規模化に向けた取組を進めるべきである。

総括調査票

調査事案名 (17) 診療報酬（調剤報酬）

②調査の視点

1. 調剤基本料 1 を算定している薬局の実態について

診療報酬改定において、令和 2 年度、令和 4 年度に処方せん集中率が著しく高い薬局や大型チェーン薬局に係る調剤基本料の見直しを実施したが、調剤基本料 1 を算定している薬局の実態はどうなっているか。

2. 地域支援体制加算を算定している薬局の実態等について

1. 地域支援体制加算を算定するためには地域医療への貢献に係る実績要件を満たす必要があるが、当該加算を算定した薬局の実態はどうなっているか。

2. 地域支援体制加算の施設基準は、地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を適切に評価するための要件になっているか。

【調査対象年度】
令和元年度～4 年度

【調査対象先数】
59,396 薬局（全国）

・薬局から地方厚生局へ提出された「保険薬局における施設基準届出状況報告書（毎年 7 月 1 日現在）」に関するデータ

2,055 薬局（63 市町村分）

・令和元年 6 月 2 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に薬局から地方厚生局へ提出された調剤基本料及び地域支援体制加算の施設基準に係る届出書添付書類
・平成 29 年度及び令和元年度予算執行調査（診療報酬（調剤報酬））のデータ

③調査結果及びその分析

1. 調剤基本料 1 を算定している薬局の実態について

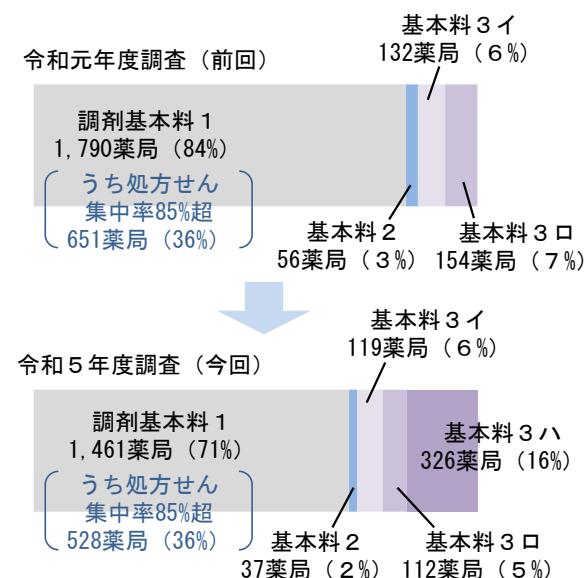
調剤基本料 1 を算定する薬局について過去の調査と比較すると、処方せん集中率が高い薬局の割合に大きな変化は見られない。令和 4 年度診療報酬改定において、調剤基本料 3 ハの導入により処方せん集中率 85% 以下の大型チェーン薬局の基本料区分の見直しを行った結果、調剤基本料 1 の割合は一定程度減少したが、処方せんの集中率が高く受付回数の多い、いわゆる大型門前薬局等を対象とした調剤基本料 2 や調剤基本料 3 イの薬局割合は微減している状況である。

また、令和 2 年度診療報酬改定において、処方せん集中率の高い薬局を対象とした調剤基本料 2 ・ 調剤基本料 3 イの対象範囲を拡大（処方せんの集中率 95% 超・受付回数 1,800 回超～2,000 回以下若しくはグループ全体で 3.5 万回超～4 万回以下）したが、調査対象薬局の中で当該拡大部分の対象となる薬局は、調剤基本料 2 については 7 薬局（全体の 0.3%）、調剤基本料 3 イについては 2 薬局（全体の 0.1%）であり、見直しの影響は極めて限定的である。【図 3】

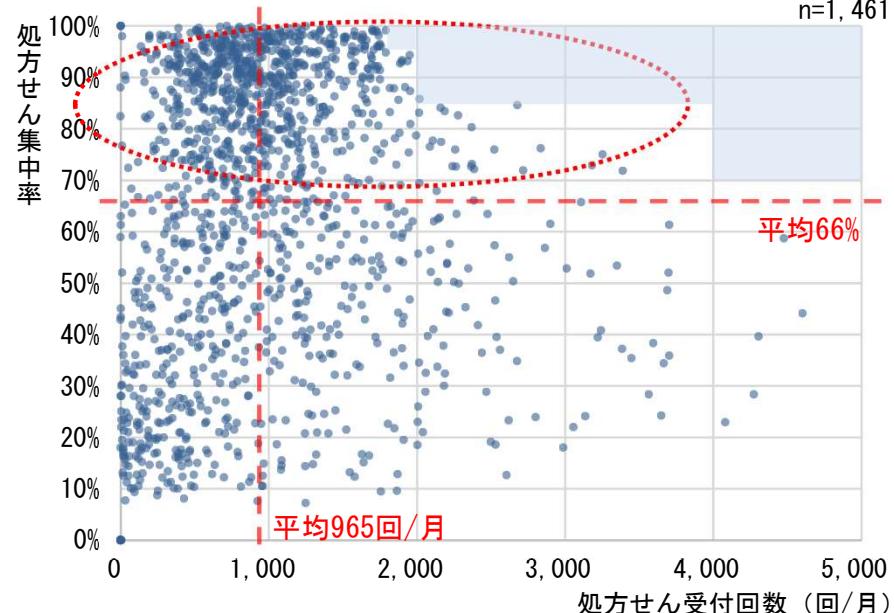
調剤基本料 1 を算定している薬局の処方せんの集中率と受付回数の分布を見ると、集中率 70% 超の薬局で全体の 5 割を、集中率 85% 超の薬局で全体の 4 割を占めており、集中率が高いいわゆる門前薬局でも調剤基本料 1 を算定できる状況となっている。【図 4】

（注）処方せん集中率は「特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合」と定義されていることから、例えば、特定の複数の近隣医療機関からの処方せんのみに依存している薬局であっても、集中率が低くなるという問題もある。この点、同一建物内の医療機関からの処方せん受付回数が 4,000 回超の場合には、集中率にかかわらず調剤基本料 2 が適用される。

【図 3】調剤基本料区分別の薬局数



【図 4】調剤基本料 1 を算定している薬局（処方せん集中率・受付回数別）
n=1,461



総括調査票

調査事案名 (17) 診療報酬（調剤報酬）

③調査結果及びその分析

2. 地域支援体制加算を算定している薬局の実態等について

(1) 処方せん集中率との関係

調剤基本料1を算定する薬局については、地域支援体制加算の要件が大幅に緩和されており、処方せん集中率95%超の薬局の4分の1程度、集中率85%超～95%以下の薬局の4割が加算を算定できる状況となっている。【表2】

(2) 地域医療への貢献に係る実績要件

地域支援体制加算1又は2の算定要件のうち、地域医療に貢献する体制を有することを示す実績として「地域の多職種と連携する会議（※2）への出席（1回以上）」又は「服薬情報等提供料（年12回以上）（※3）」の実績が必要とされている。当該加算を算定している薬局の各実績を見ると、「地域の多職種と連携する会議への出席」が要件を満たす最小限の実績（1回）である薬局が約30%を占めていた。【図5】

また、地域支援体制加算2を算定している薬局の各実績を見ると、「⑥ 外来服薬支援料（※4）」「⑦ 服用薬剤調整支援料（※5）」「⑧ 服薬情報等提供料」の実績を満たしている薬局は極端に少ないなど、選択可能な複数の実績要件の中で基準該当性に著しい偏在が生じている。その結果、9割の薬局は⑥～⑧以外の実績要件を3つ以上満たしており、それだけでも地域支援体制加算を算定できる状況であり、⑥～⑧は要件として機能しているとは言い難い。【図6】

※2 地域の多職種と連携する会議：市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議、介護支援専門員が主催するサービス担当者会議、地域の多職種が参加する退院時カンファレンス。

※3 服薬情報等提供料：医療機関等から患者の服用薬や服薬状況について情報提供の求めがあり、患者の同意を得た上で情報提供、指導等を行った場合に算定（30点等）。

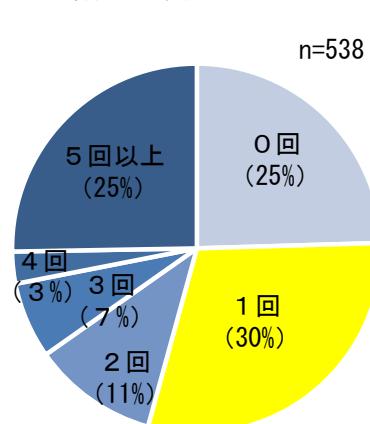
※4 外来服薬支援料：処方医に確認した上で患者が服薬中の薬剤について服薬管理を支援した場合等に算定（185点）。

※5 服用薬剤調整支援料：6種類以上の内服薬を調剤している患者について、処方医に減薬の提案を行い、処方される内服薬が減少した場合等に算定（125点等）。

【表2】 調剤基本料1を算定している薬局のうち地域支援体制加算を算定している薬局の処方せん集中率別割合

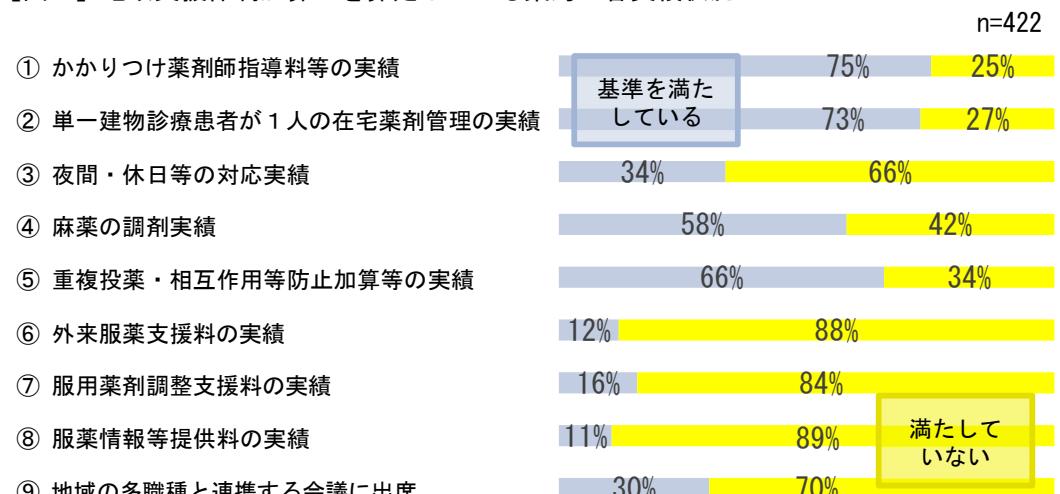
処方せん集中率	地域支援体制加算を算定している薬局
95%超	27% (n=201)
95%以下 85%超	43% (n=327)
85%以下 70%超	58% (n=269)
70%以下	54% (n=664)

【図5】 地域の多職種と連携する会議の出席状況



(注) 上記の割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても100%にならない。

【図6】 地域支援体制加算2を算定している薬局の各実績状況



総括調査票

調査事案名

(17) 診療報酬（調剤報酬）

③調査結果及びその分析

（3）備蓄医薬品目数

地域支援体制加算1又は2を算定している薬局の処方せん集中率と備蓄医薬品目数の関係に着目すると、集中率の低い薬局の方が備蓄している医薬品目数が多い傾向が見られた。【表3】

（4）後発医薬品の調剤割合

地域支援体制加算の算定の要件として、処方せん集中率が85%を超える薬局は「後発医薬品の調剤割合50%以上」であることが求められている。処方せん集中率が85%を超えている薬局は全体の4割を占めており、そのうち後発医薬品の調剤割合50%未満の薬局は全体の僅か1%であった。【図7】

そもそも「後発品置換率50%以下」は調剤基本料の減算対象であり、対象となる薬局は限定されていることから、地域支援体制加算の算定要件として有効に機能しているとは言い難い。

（5）「地域連携薬局」の認定状況

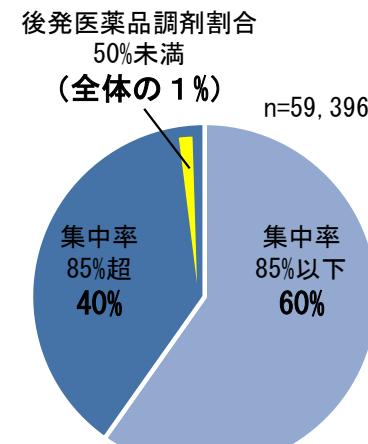
各都道府県が認定する「地域連携薬局（※6）」の認定要件については、医療機関への情報提供や時間外対応の実績など、地域支援体制加算の算定要件と重なる項目があるものの、今回の調査において地域支援体制加算を算定した薬局のうち「地域連携薬局」として認定されている薬局は、僅か8%であった。【図8】

※6 地域連携薬局：地域において在宅医療への対応や入退院時の対応も含めた服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局であり、都道府県が認定（令和5年4月末時点：3,716薬局）する。

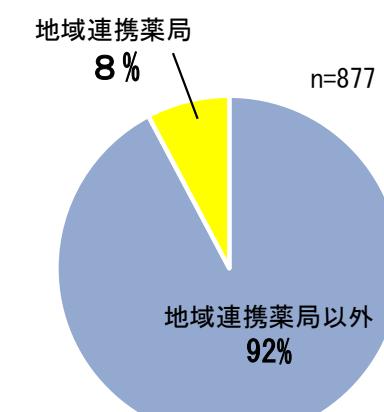
【表3】地域支援体制加算1又は2を算定している薬局の処方せん集中率と備蓄医薬品目数

処方せん集中率	備蓄医薬品目数平均
95%超	1,249品目 (n=55)
95%以下 85%超	1,294品目 (n=140)
85%以下 70%超	1,427品目 (n=188)
70%以下	1,587品目 (n=419)

【図7】処方せん集中率85%超の薬局のうち後発医薬品調剤割合50%未満の薬局



【図8】地域支援体制加算を算定している薬局のうち「地域連携薬局」に認定されている薬局



④今後の改善点・検討の方向性

1. 調剤基本料1を算定している薬局の実態について

- 調剤基本料は、薬局の運営維持に要するコストを処方せんの集中率と受付回数の側面から評価したもの。実際に、集中率の低い薬局の方が備蓄している医薬品目数が多い傾向があり、高コストと考えられる。

- 令和2年度診療報酬（調剤報酬）改定では一部の処方せん集中率が高い薬局を調剤基本料2や調剤基本料3の対象とする見直しを行っているが、その影響は極めて限定的であり、見直しは不十分である。

処方せん集中率が高い薬局であっても処方せん集中率が低く比較的規模の小さな薬局と同様に調剤基本料1が算定されることについて、見直しを行うべきであり、処方せん集中率が高い薬局については、原則として調剤基本料1の対象から除外すべきではないか（仮に処方せん集中率を現行の単一医療機関のものと捉えたとしても、集中率70%超の薬局に調剤基本料2を適用した場合の医療費削減効果を機械的に計算すると▲400億円となる）。

2. 地域支援体制加算を算定している薬局の実態等について

- 地域支援体制加算は、地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を評価するもの。一方で調剤基本料1の薬局を対象とした地域支援体制加算1・2の要件は大幅に緩和されており、さらに緩和された要件自体も有効に機能しているとは言い難く、当該加算の制度趣旨に沿った要件になっていないのではないか。

- 調剤基本料1を算定することによる要件の大幅緩和措置の更なる見直しを行うとともに、真に地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を評価する観点から、例えば、「地域連携薬局」の認定を受けていることを要件とすべきではないか（調査結果を基に機械的に計算した場合、▲1,300億円の医療費削減効果となる）。また、処方せん集中率が高い薬局は原則として対象から除外するなど、算定要件の見直しを行うべきではないか。

総括調査票

調査事案名	(18) 食料安定供給特別会計食糧管理勘定における穀物の買入れ及び売渡し			調査対象 予算額	令和4年度：384,654百万円 (参考 令和5年度：505,213百万円)		
府省名	農林水産省	会計	食料安定供給特別会計 (食糧管理勘定)	項	食糧売払代	調査主体	本省
組織	一			目	食糧売払代	取りまとめ財務局	-

①調査事案の概要

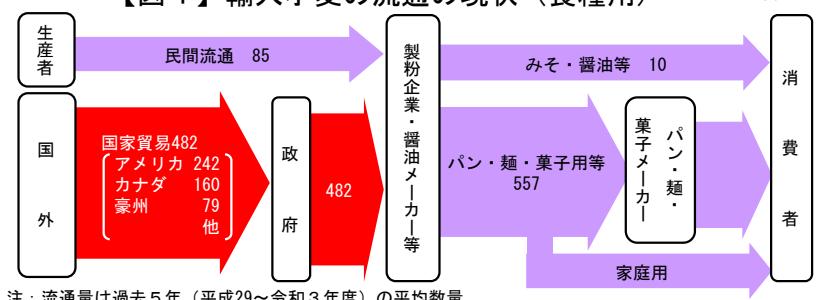
【事案の概要】

(1) 輸入小麦に係る政府売渡制度

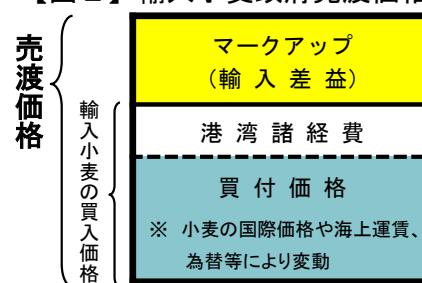
- 主要食糧の一つである小麦は国内需要量の約9割を海外から輸入しており、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、政府が国家貿易として買入れ及び製粉企業等への売渡しを行っており、事業に係る予算や損益計算については、食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）において管理されている。【図1】
- 製粉会社等への政府売渡価格は、輸入小麦の買入価格に、マークアップ（国産小麦の生産振興に充当するための輸入差益）を上乗せして算定しているところ、国際市況や為替等による買入価格の変動を緩和するため、年2回（4月期、10月期）、直近6か月間の平均買入価格を基に算出することとしている。【図2】
- 令和4年10月期の政府売渡価格の抑制
- ウクライナ情勢等による国際価格の急騰に伴い、輸入小麦の買入価格が高騰したことを受け、令和4年10月期の政府売渡価格について、物価高騰対策として、令和4年4月期の売渡価格に据え置いた（通常の6か月間の算定ルールの場合、86,850円/tに改定されるところ、算定期間を1年間に延長することで、同年4月期の価格（72,530円/t）に実質的に据え置き）。これに伴う売渡収入の減少分（311億円）については、予備費の使用により対応することとした（令和5年3月28日使用決定）。【図3】

※ 令和5年4月期については、1年間の買付価格で算定するところ、激変緩和措置として、ウクライナ情勢等による急騰の影響を受けた期間を除く、直近6か月間の買付価格を反映した水準（前期比+5.8%）まで上昇幅を抑制した。

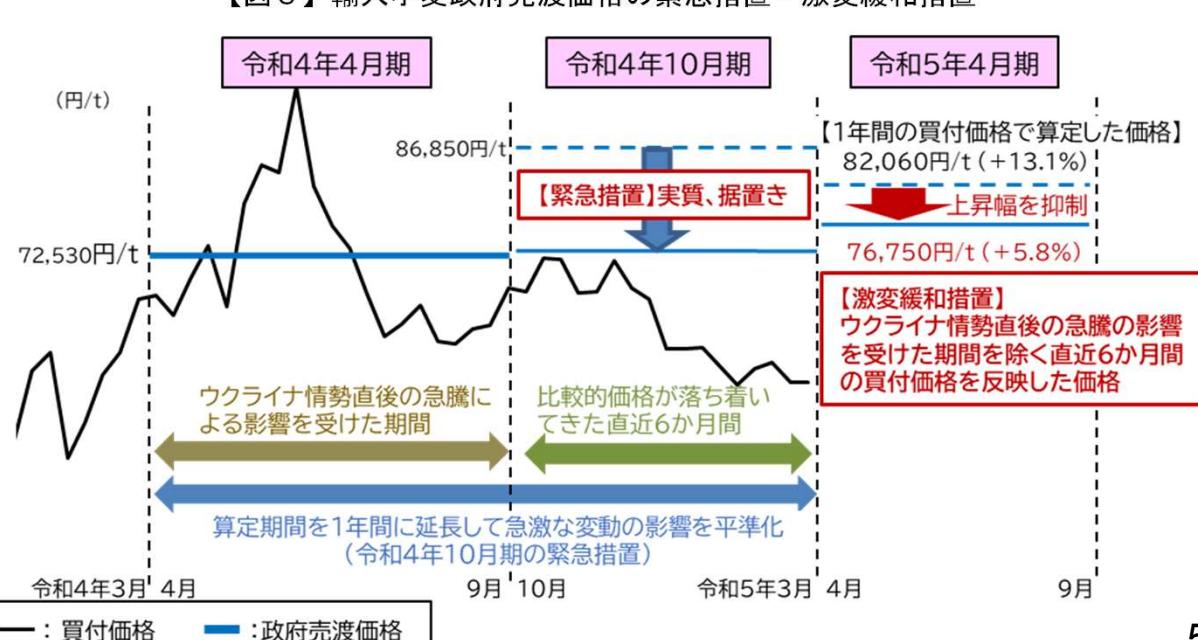
【図1】輸入小麦の流通の現状（食糧用）



【図2】輸入小麦政府売渡価格の構成



【図3】輸入小麦政府売渡価格の緊急措置・激変緩和措置



総括調査票

調査事案名 (18) 食料安定供給特別会計食糧管理勘定における穀物の買入れ及び売渡し

②調査の視点

1. 政府売渡価格の据え置きの卸売価格への影響

- 輸入小麦の政府売渡価格の据え置きにより、小麦関連製品の卸売価格についても据え置き等の効果が確認されるか。

2. 製造事業者の経営等への影響

- 製造事業者の経営や価格戦略にどのような影響があったか。

3. 消費者物価対策としての効果

- 小麦関連製品の小売価格について、据え置き等の効果が確認されるか。

【調査対象年度】

令和4, 5年度
(令和4年10月～令和5年4月)

【調査対象先数】

製粉協会加入企業：21先
一般社団法人日本パン工業会加入企業：20先
一般社団法人日本即席食品工業協会加入企業：57先

【小売価格調査】

・小売物価統計調査
(東京都区部/令和4年1月～令和5年4月)

③調査結果及びその分析

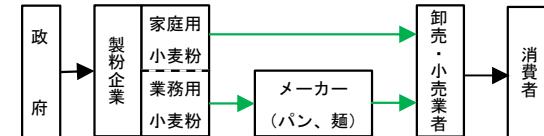
1. 政府売渡価格の据え置きの卸売価格への影響

- (1) 小麦関連製品の卸売価格に係る対応
- 小麦を主原料とする製品の製造事業者（製粉企業、パン・即席食品メーカー）に対し、令和4年10月期の輸入小麦の政府売渡価格の据え置きによる自社製品の卸売価格に係る対応について、書面により実態調査を行った。【図4】【表1】
- 輸入小麦の政府売渡価格が据え置かれた令和4年10月以降（令和4年10月～令和5年4月末）の自社製品の卸売価格について、品目別に値上げの有無及び値上げ幅を確認したところ、
 - ・ 小麦粉については、業務用・家庭用ともに値上げを実施したとの回答はなかったが、ミックス粉については、約8割の品目で値上げを実施したと回答。
 - ・ パン製品については、価格改定により値上げされた品目は1割未満にとどまる一方、約7割の事業者が、菓子パンや惣菜パン等を中心に商品リニューアルや内容量の変更による事実上の値上げを実施したと回答。
 - ・ 即席めんについては、カップ麺の値上げは1割未満にとどまる一方、チルド麺については約8割、冷凍麺については約7割の品目で値上げを実施したと回答。

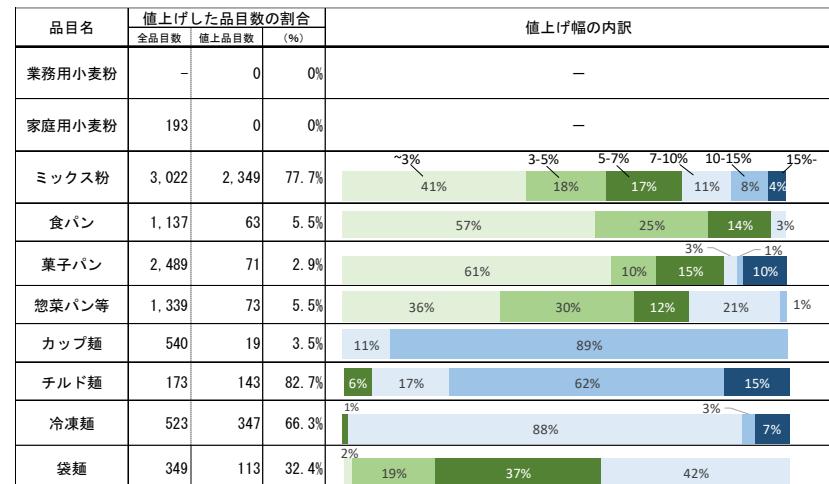
(2) 卸売価格の値上げを行った要因

- 自社製品の卸売価格の値上げ等を行った要因としては、「小麦以外の原料価格の高騰」が最多であり、次いで「包材資材費の高騰」、「動力燃料費の高騰」等の回答があった。【表2】

【図4】調査対象品目（緑色の矢印部分の品目価格を調査）



【表1】令和4年10月以降の自社製品の卸売価格の値上げ実施状況



※「惣菜パン等」には、食パン、菓子パンを除くその他のパン(いわゆる惣菜パン、調理パン等)が含まれる。

【表2】自社製品の卸売価格を値上げした要因 ※複数回答可
(単位:件)

小麦以外の原料価格の高騰	27
包装資材費の高騰	23
動力燃料費の高騰	21
人件費の高騰	12
円安(原材料等を外貨で直接購買している場合に限る)	5
海上運賃・物流費の高騰	3

総括調査票

調査事案名 (18) 食料安定供給特別会計食糧管理勘定における穀物の買入れ及び売渡し

③調査結果及びその分析

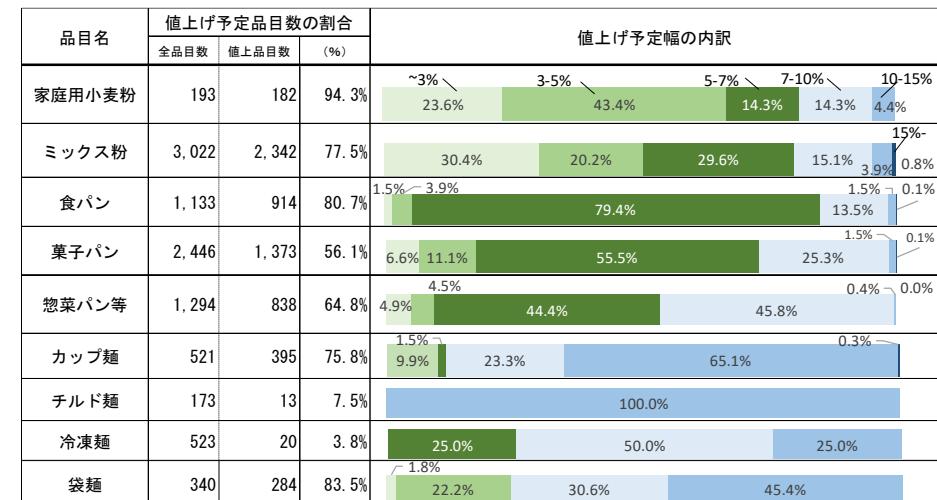
2. 製造事業者の経営等への影響

- 政府売渡価格の据え置きによる製造事業者の経営や価格戦略に与えた影響について、「製品価格改定の検討期間ができた」、「利益確保に貢献した」といった回答がある一方、「小麦以外の原材料の製品価格への転嫁が困難になった」との回答が、製粉企業及びパンメーカーで最多であった。【表3】
- 令和5年5月以降（令和5年4月期の政府売渡価格の引き上げ後）の価格改定の予定（令和5年5月1日時点）について、特に食パン、カップ麺、袋麺、ミックス粉等において、政府売渡価格の引き上げ幅（前期比+5.8%）を上回る水準での改定予定との回答があった（多くの品目において、上記「製品価格への転嫁が困難」となった小麦以外の原材料価格等の上昇分が令和5年5月以降の製品価格に転嫁されるものと推察される）。【表4】

【表3】政府売渡価格の据え置きによる主な経営上の影響 ※複数回答可
(単位:件)

	小麦粉	パン製品	即席めん	計
小麦以外の原材料等の製品価格への転嫁が困難になった	19	11	3	33
製品価格改定の検討期間ができた	4	8	6	18
抑制された分、利益確保に貢献した	1	6	7	14
資金繰りが改善した	3	0	1	4
収益が向上した	1	0	1	2

【表4】令和5年5月以降の自社製品の卸売価格の値上げ実施予定（令和5年5月1日時点）



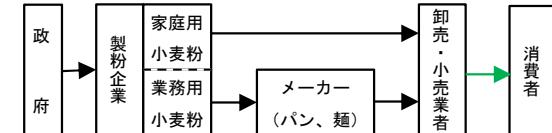
3. 消費者物価対策としての効果（小売価格への影響）

- 小売物価統計調査（東京都区部）の対象品目から、主たる原料として小麦が使用されている製品について、令和4年10月期の政府売渡価格の据え置きの前後における小売価格の変動幅を調査し、メーカー・流通段階を経て、最終消費者が実際に負担する価格への影響を確認した。【図5】

（注）通常、製粉企業が業務用小麦粉の価格に政府売渡価格の改定を反映するのは約3か月後であることから、令和4年4月期については「改定前」を令和4年1月～同6月、「改定後」を令和4年7月～同12月とし、令和4年10月期の政府売渡価格の改定の影響については、「据え置き前」を令和4年7月～同12月、「据え置き後」を令和5年1月～同4月とし、それぞれの期間の平均小売価格の増加率を算出した。

※ 業務用小麦粉については、現行価格と比較して、強力系小麦粉は235円/25kg、中力系・薄力系小麦粉は135円/25kg又は140円/25kgを引き上げる予定
※ 「惣菜パン等」には、食パン、菓子パンを除くその他のパン（いわゆる惣菜パン、調理パン等）が含まれる。

【図5】調査対象品目
(緑色の矢印部分の品目価格を調査)



総括調査票

調査事案名 (18) 食料安定供給特別会計食糧管理勘定における穀物の買入れ及び売渡し

③調査結果及びその分析

- 令和4年10月期の政府売渡価格の据え置きを反映した期間の平均小売価格の増加率については、
 - ① 家庭用小麦粉、食パン、カップ麺については、+1%～2%程度
 - ② 惣菜パン（カレーパン・サンドウィッチ）については、+2%～4%程度
 - ③ チルド麺（ゆでうどん・中華麺）については、+3%～5%程度
 - ④ 外食については、中華そばが+2%、うどんが+約5%、ハンバーガーが+約7%、宅配ピザが+約11%となっている。【表5】
- ①家庭用小麦粉等については、1. の卸売価格の対応や、令和4年4月期の政府売渡価格の改定（前期比+17.3%）の前後の小売価格の増加率（+6%～9%程度）と比較しても低い増加率となっていることを踏まえると、政府売渡価格の据え置きにより、一定の小売価格の抑制効果があったと考えられる。
- 他方、②惣菜パンや③麺製品、④外食については、据え置き後も小売価格が上昇しており、品目によっては令和4年4月期の改定前後の増加率を上回る水準となっている。また、食料品全体（生鮮食品を除く）の消費者物価指数の上昇率（+3.7%）を下回る水準にないことも踏まえると、これらの品目については、政府売渡価格の据え置きによる小売価格の抑制効果を明確に確認することは困難である。

【表5】小売物価統計調査を基にした小麦使用品目の小売価格増加率

品目	① 家庭用小麦粉等		② 惣菜パン			③ チルド麺		④ 外食			消費者物価指数 【食料品全体 (生鮮食品を除く)】	
	家庭用 小麦粉	食パン	カップ麺	カレーパン	サンド ウィッチ	ゆでうどん	中華麺	中華そば	うどん	ハンバー ガー		
令和4年4月期 増加率	9.2%	6.1%	9.0%	7.4%	6.8%	5.9%	3.4%	1.0%	3.3%	10.1%	2.6%	3.8%
令和4年10月期 増加率	1.0%	1.4%	1.6%	2.4%	4.1%	5.0%	3.3%	2.0%	4.6%	7.4%	11.3%	3.7%



④今後の改善点・検討の方向性

- 輸入小麦の政府売渡価格の据え置きによる小麦関連製品の影響については、小麦粉や食パンのように、製造事業者の卸売価格及び小売段階において、製品価格が概ね横ばいとなり、価格抑制の効果があったと評価できる品目がある一方、品目によっては、価格抑制の効果が確認できないものもあった。
- これについては、品目により製品価格に占める原料小麦の価格の割合が低い、あるいは、製品価格の改定のタイミングが政府売渡価格の改定と必ずしも一致しない等の理由が考えられるが、製造・卸・小売の各段階における転嫁の要因が明らかではなく、令和5年4月期の政府売渡価格の引上げ後的小売価格の動向も含め、政策効果を丁寧に検証する必要がある。
- また、政府売渡価格の据え置きにより、製造事業者において、「製品価格改定の検討期間ができた」など経営にプラスの影響があったとの回答もある一方、「小麦以外の原材料等の製品価格への転嫁が困難となった」との回答が多数あったことから、事業者における円滑な価格転嫁に配慮することが求められる。

総括調査票

調査事案名	(19) 農業農村整備事業（汎用化の効果）			調査対象 予算額	令和3年度：159,578百万円の内数 ほか (参考 令和5年度：63,319百万円の内数)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	農業農村整備事業費	調査主体	本省
組織	農林水産本省			目	農業競争力強化基盤整備事業費補助	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【調査の背景・概要】

我が国では、主食用米の需要が中長期的に減少傾向（▲約10万t/年）にあり生産も減少している中、限られた農地を有効活用し（全作物を自給するには追加で2倍の農地が必要との農林水産省試算もある）、収益性の高い野菜や国内で自給できていない麦・大豆など畑作物の生産を、需要に応じて効果的・効率的に推進していく必要がある。こうした畑作物の生産推進に当たって、水田から畑地への転換を進めていくことで生産性の向上を図ることや、水田であっても裏作で畑作物を生産することなどにより耕地利用率の向上（昭和36年138%→令和3年91%に減少）を図っていく必要がある。その一方で、「水田活用の直接支払交付金」により主食用米からの転作助成が実施されている影響も相まって、実態としては畑地化よりも水稻を主とする基盤整備に比重が置かれ、畑作物ではなく、作付インセンティブが高い飼料用米など水稻が過剰に作付されている（飼料用米は食料・農業・農村基本計画における令和12年度の目標を令和4年度に10万t・4.5万ha超過し、これは少なくとも転作助成における200億円の追加的な財政支出に相当※1）。

また、農業経営の観点からも、稻作は主業経営体の生産割合が4割にとどまり小規模な副業的経営体が多くを占める（稻作の一人当たり年間労働時間は約25日分といった短時間で済む※2）ことに加え、比較的大きな稻作農家ほど飼料用米等の転作助成金に依存している等課題が多く、今後は、需要に応じた畑作物の生産に効果的・効率的に取り組む経営体のための基盤整備を推進していく必要がある。

本事業は、水田や畑地の基盤整備（区画整理、排水改良、汎用化、畑地化等）への支援を実施しているが、上記のような状況を適切に踏まえた執行状況となっているかを検証するため、事業内容別の実施割合や事業実施後の作付動向、水田の汎用化の実態や畑地化との比較等について調査を実施した。

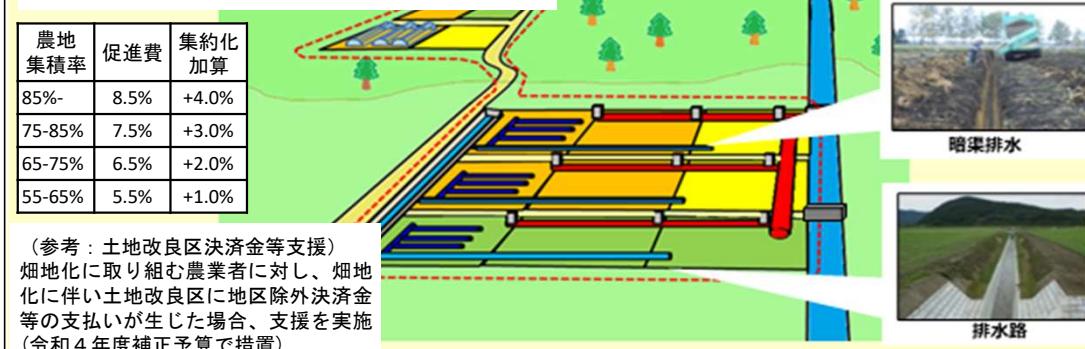
【農地整備事業のイメージ】

（実施主体）都道府県、市町村、土地改良区 等
(採択要件) 受益面積20ha以上、担い手への農地集積率50%以上※3等

※3 「令和5年に農地集積率8割」との目標に対し、現状は全体平均で約6割、基盤整備実施後の地区の平均は8割を超えており、事業要件はそれより低い（補助率）国費50% 等

（促進費）事業実施後の農地集積率や集約化率に応じ国費等を追加交付し農家の事業費負担（基本12.5%）を軽減※4（下表）

※4 事業前から条件を満たしている場合も満額交付されている



【対象事業】

農業農村整備事業（農業競争力強化基盤整備事業）のうち、農地整備事業（平成29年度～令和3年度までに事業が完了した451地区のうち回答のあった241地区）。

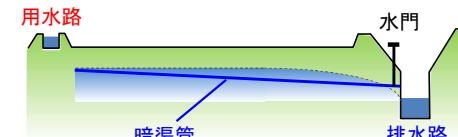
【農地整備事業の主な目的】

- ①排水改良せず、水田の区画整理のみ行い水稻を作付 水稻を主とする基盤整備
- ②水田を排水改良し、水稻を作付 水稻を主とする基盤整備
- ③水田を排水改良し、水稻を作付するが、麦・大豆や高収益作物（野菜等）など畑作物も実施＜水田の汎用化＞ 水稻を主とする基盤整備
- ④水田を排水改良し、畑地に転換＜水田の畑地化＞ 畑作を主とする基盤整備
- ⑤畑地の高機能化・区画整理を行い畑作を実施 畑作を主とする基盤整備

【水田の汎用化と水田の畑地化の違い】

「水田の汎用化」（＝「汎用田の整備」）は、水稻を作付しつつ畑作物を裏作・輪作できるよう、水田の貯水能力を残したまま暗渠管の導入等により排水機能を強化する事業。（下図）

「水田の畑地化」は、水稻から畑作物に転換できるよう、畦畔（あぜ）を除去したり、必要に応じ排水機能を強化するなど、水田から畑地に転換する事業。



総括調査票

調査事案名

(19) 農業農村整備事業（汎用化の効果）

④今後の改善点・検討の方向性

- 主食用米の需要・生産が減少し、限られた農地を有効活用しながら、需要に応じた畑作物の効果的・効率的な生産が求められている中、
- ・事業計画と食料・農業・農村基本計画の整合性が図られることなく、下記①～③の水稻を主とする基盤整備が多く実施され、飼料用米の過剰作付が促されたことで、本事業費に加えて「水田活用の直接支払交付金」の追加的な財政支出が発生していること、
 - ・「③水田の汎用化」を実施しても半分以上の汎用田で裏作・輪作による畑作物の作付が行われていない可能性が高いこと、
 - ・生産性やコストの観点でも「③水田の汎用化」よりも「④水田の畠地化」に優位性が見られること、
 - ・水稻には連作障害がなく同じ水田で水稻を作付し続けても支障はないこと、
- などを踏まえ、

1. 今後、本事業の採択に当たっては、事業における水稻等の作付計画が食料・農業・農村基本計画における生産量・作付面積の目標と整合的であることを前提とすべき。また、農地集積率の達成要件（現状5割）についても、食料・農業・農村基本計画の目標と整合的に少なくとも8割まで引き上げるべき（基盤整備実施後の地区の平均は現状でも8割を超える）。
その上で、下記①～③の水稻を主とする基盤整備は以下のようない合理的な範囲に限定し、「④水田の畠地化」等を推進すべき。
 - 「①水田の区画整理のみ」については、貸し手等から引き受け手に集積・集約する際に引き受け手の水田と一体的に営農するための大区画化が不可欠である場合
 - 「②水田の排水改良」については、貸し手等から引き受け手に集積・集約する際に引き受け手の水田と同等の排水状況が不可欠である場合や地域の気候・土壤などの性質上畑作は適さない中で老朽化等により更新・長寿命化等が不可欠である場合
 - 「③水田の汎用化」については、畑作の推進に当たり裏作・輪作の中で部分的に水稻を組み込むことが不可欠である場合 等
2. 本事業の実施後は、作付状況の定期的なフォローアップを必須とし、食料・農業・農村基本計画との整合性が図られた事業計画どおりに水稻・畑作物の作付が実施されない地区に対しては、現場での指導・助言を強化すべき。それでも改善が見られない場合には、当該地区（土地改良区等）の次期更新事業など補助事業の採択を留保することや、当該地区における飼料用米等の転作助成ほか営農支援事業の補助対象を見直すことなどを行うべき。

総括調査票

調査事業名	(20) 戰略的・機動的な海岸事業の推進		調査対象 予算額	令和4年度(補正後) : 61,163百万円の内数 (参考 令和5年度 : 40,297百万円の内数)		
府省名	農林水産省 国土交通省			項	海岸事業費 ほか	調査主体 本省
組織	農林水産本省 水産庁 国土交通本省	会計	一般会計	目	海岸保全施設整備事業費 ほか	取りまとめ財務局 一

①調査事業の概要

我が国は、国土が狭隘で平野部が限られており、その利便性等から海岸の背後に多くの人口・資産が集中している。また、台風の来襲が多い等厳しい地理的・自然条件の下、国土の長大な海岸線のうち4割(約1万4千km)が各都道府県知事により「海岸保全区域※」として指定・管理されている。

海岸事業のうち、国の直轄事業については、令和4年度現在において23件の事業を実施しているが、このうち、昭和30・40年代から超長期にわたり継続している事業等の存在によって「予算の使途の硬直化」や「国の技術力を一部の地域で独占」しているおそれがあることから、過去の反省も踏まえ、事業効果の早期発現に向けて戦略的・機動的な海岸事業を推進する。

※海岸保全区域：「海岸法」に基づき津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するため必要があると認めて都道府県知事が指定した一定の海岸の区域

問題意識	昭和30・40年代から超長期にわたり継続している事業等の存在	現在の対策は効果的だといえるか？	調査の視点
	<ul style="list-style-type: none"> 超長期にわたり継続している事業 (6事業) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 共通点は海岸侵食対策 (養浜 (含サドリサイクル)) さらに、 <ul style="list-style-type: none"> 「海岸法」の一部改正(平成11年)により防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 面的防護方式への転換 (養浜) 	<p>現在も、河川からの供給土砂量の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因により砂浜の侵食が進行し、今後、「養浜」の量が増加する見込み。</p> <p>「養浜」の防護・環境・利用に対する価値観は千差万別であり、相互間のトレードオフ・衝突を極力小さくするための関係者との調整等に時間を要している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 砂浜の価値や保全効果の「見える化」 2 土砂収支不均衡の改善 3 効率的で効果的なマネジメントによる事業促進

砂浜の役割について

砂浜は、各種の動植物の生息・生育や人々の利用の場としてだけでなく、波を減衰させ、背後の人命や財産を高潮や津波等の災害から守るという重要な役割を担っている。

1970年



広い砂浜が存在

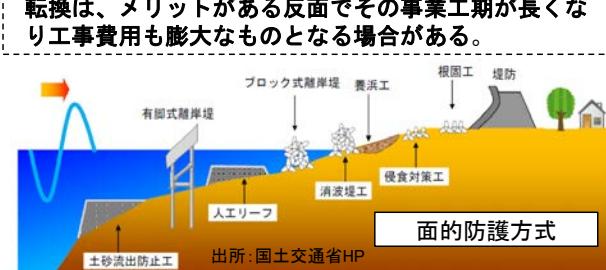
2022年



砂浜が消失 (消波ブロックで代替)

面的防護方式への転換

従来の直立堤防(護岸)や消波工により海岸を線的に防護する「線的防護方式」から、海岸線から離れた場所に離岸堤や潜堤を設けるなど、複数の施設により波の力を分散させて受け止める「面的防護方式」への転換は、メリットがある反面でその事業工期が長くなり工事費用も膨大なものとなる場合がある。



面的防護方式

海岸管理者・継続事業数

「海岸法」による海岸管理者は、一般に都道府県知事である。一方で、国は、国土の保全上特に重要なものであり、高度の技術力を必要とするとき等は、海岸管理者に代わって施設の新設等の事業を行うこととしている。

※海岸管理者：海岸保全区域及びその区域内にある堤防、護岸等の施設(海岸保全施設)について管理する機関

継続事業の状況 (令和4年度末時点の経過年数) (事業数)					
	全数	15年未満	15年以上	30年未満	30年以上
直轄事業	23	9	14	5	9
補助事業	297	297	0	0	0
計	320	306	14	5	9

59

総括調査票

調査事案名 (20) 戰略的・機動的な海岸事業の推進

②調査の視点

2. 土砂収支不均衡の改善

海岸侵食は、河川からの供給土砂量の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因によって大きな影響を受ける。このため、対策は、河川等の各領域を網羅した流砂系全体を考えた総合的な土砂管理が必要となる。

海岸侵食対策では、この土砂収支の不均衡が大きな課題となるが、必要な対策が講じられているのか調査を行う。

3. 効率的で効果的なマネジメントによる事業促進

見通しの甘いシナリオにより計画が策定された場合は、その後の執行管理をも困難なものとする等、後年度の事業マネジメントに影響する。

このような事態を避けるべく、国の直轄事業を行う職員が効率的で効果的なマネジメントを行うための方策について調査を行う。

③調査結果及びその分析

2. 土砂収支不均衡の改善

○ 土砂移動の事業連携と養浜量の目標

令和4年度において、砂浜の養浜を実施した事業のうち約8割が河川等の他事業との間で土砂移動の連携を図っており、効果的・効率的な取組を行っている事例もある。

一方、流砂系における総合土砂管理計画が策定されているケースでも、海岸領域の養浜量に関する年間目標値が明らかにされているものはごく一部である。【図3】

【効果的・効率的な取組事例】 土砂の搬出側と受入れ側双方で事前にルールを定めておくこと。

- ・海岸事業側において、土砂の受入れ基準（土砂の粒径・質）を事前に作成（宮崎海岸）
- ・総合土砂管理計画において、土砂の堆積箇所からのサンドライクルを規定（清水海岸）

【図3】養浜量の目標値が明記されている計画

総合土砂管理計画	海岸名	都道府県
相模川流砂系	茅ヶ崎（菱沼地区）	神奈川県
大井川流砂系	駿河	静岡県
天竜川流砂系	竜洋、浜松（篠原、五島）	静岡県
日野川流砂系	皆生	鳥取県
小丸川水系	宮崎	宮崎県

④今後の改善点・検討の方向性

2. 土砂収支不均衡の改善

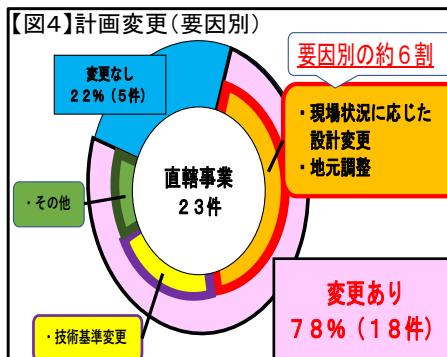
海岸侵食対策は、流砂系全体でのコストの最適化も踏まえつつ、土砂収支に関係する者が海岸侵食への影響にも配慮した上で「協働」を基本とすることとし、事前に土砂搬入のルールを定める等、効果的・効率的な取組事例を令和5年度中に横展開し、戦略的に土砂収支の不均衡の改善を図るべき。



3. 効率的で効果的なマネジメントによる事業促進

計画の設計に当たり不確定要因がある場合は、不確定要因を最小化しつつ、当該要因に対応するために必要な事業期間や事業費を、技術的に想定可能な範囲で幅を持ったものとして算出し、国民へ示すことにより、事業の適切な執行管理や国民へのアカウンタビリティを果たすべき。

国の直轄事業を行う職員の業務は多岐にわたり、効率的で効果的なマネジメントの取組が必要となることから、民間のノウハウを活用した事業促進PPP等の先行事例を令和5年度中に横展開し、事業の促進を図るべき。



3. 効率的で効果的なマネジメントによる事業促進

○ 事業期間中の計画変更割合が高い

直轄事業では、事業期間中に当初計画からの事業期間や総事業費が変更される傾向が高く、計画変更の要因別では、現場状況に応じた設計変更や地元調整がその主な変更要因となっている。【図4】

直轄事業の平均事業期間は約40年と長く、事業期間中における新技術への対応や長引く関係者間の調整等、直轄事業担当職員業務の効率的で効果的なマネジメントが求められる。

防護・環境・利用の相互間でのトレードオフ・衝突を極力小さくするためには、計画設計段階から関係者（海岸管理者、地方自治体、地域住民等）の「協働」による目標設定が必要と考える。

先行事例（事業促進PPPの業務）イメージ



総括調査票

調査事業名	(21) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等			調査対象 予算額	令和2年度補正（第3号）：9,500百万円 ほか (参考 令和5年度：2,950百万円)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	漁業経営安定対策費ほか	調査主体	共同
組織	水産庁			目	漁業経営安定対策事業費補助金ほか	取りまとめ財務局	(東海財務局)

①調査事業の概要

【事業の概要】

- 日本の漁業・養殖業生産量はピーク時の約3分の1まで減少し、過剰漁獲や環境変動等の影響が指摘されている。このような状況を踏まえ、平成30年12月に「漁業法」が改正され、水産庁は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立し、漁業者の所得向上等を目指す水産改革を推進している。
- 特に水産業の成長産業化に向けて、水産庁では、スマート水産技術の開発・実装や漁業人材確保のための環境等の整備等を図りつつ、資源変動等の変化に適応可能な経営体の育成等に向けた取組を図るとしており、その取組として水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等がある。
- 本事業は、広域浜プラン等に基づく所得向上の取組に必要な漁船（中古又は新船）をリース事業者（漁業団体）が取得し、資源管理又は漁場改善（以下「資源管理」という。）を行う中核的漁業者にリースする取組を支援（リース漁船の取得費等を助成）する事業である。

取組目標

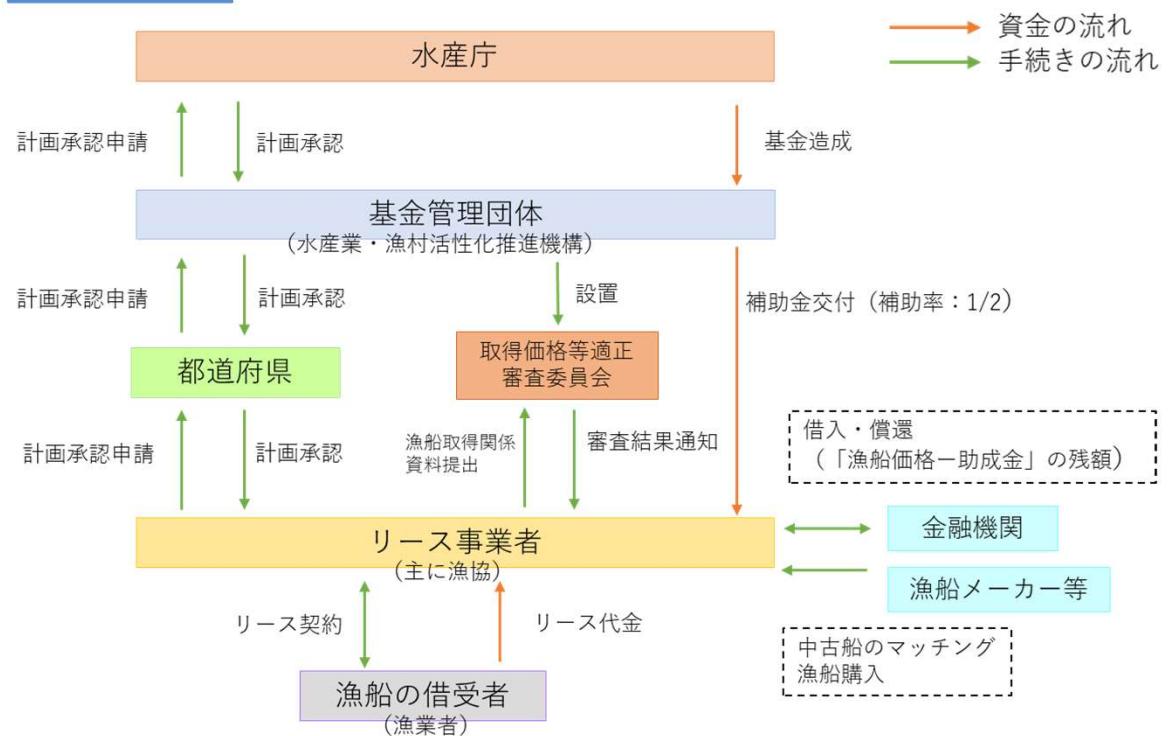
1. 5年以内に、漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10%以上向上させること。新規就業者にあっては、原則、当該地域の平均漁業所得から10%以上向上させること。
2. 自力で次期代船の取得が可能となる利益の留保を実現すること。

※中核的漁業者は、上記の取組の具体的な内容をリース事業者に提出し、リース事業者がこれに基づき事業実施計画書を作成して基金管理団体に承認申請

リース対象漁船・補助率

- 原則として、中古漁船とする。ただし、
 ① 十分な努力を払ったにもかかわらず、必要とする規模・仕様の漁船が調達できない場合
 ② 中古船の取得・改修費が新船建造費を上回る場合は、新造船も可とする。
- 漁船の取得費・改修費：1/2以内（1隻当たり3億円が助成の上限）

事業の流れ



総括調査票

調査事案名 (21) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等

②調査の視点

【調査対象年度】
平成29年度～令和4
年度

【調査対象先数】
水産庁 : 1先
リース事業者 : 88先

1. 漁船の取得価格

漁船取得費の低減
に努めているか。

1. 漁船の取得価格

③調査結果及びその分析

- 本事業では漁業者の求める漁船導入に当たり、取得費低減の観点から、原則中古船を取得した上で必要な機関・設備等の改修を行うこととし、中古船が調達できない場合には、新船建造が認められているところである。
 - 平成29年から令和3年までに本事業で導入された漁船における、新船、中古船の割合及びその取得価格（改修費も含む）を調査したところ、約7割が新船導入となっており、また、新船・中古船別の取得価格（中央値）は、新船の方が中古船よりも2倍以上高い結果となった。なお、総トン数別で件数の多い4トン台、9トン台で比較した場合においても、同様に新船の方が中古船よりも2倍以上高い結果となった。【表1】
 - 本調査において回答のあった337件を対象に、10件以上の実績がある都道府県ごとの漁船取得状況を見ると、中古船取得率に大きな差が認められた。【表2】
 - リース事業者に中古船のマッチングの実施状況を聞き取ったところ、全県において、複数の漁協等に対し、取得を希望するスペック（大きさ、仕様等）の中古船の有無を確認しているものの、中古船の取得割合が低い県のリース事業者では「近隣の漁協に確認するのみにとどまっている」例があった一方で、取得率が高いリース事業者からは、「周辺の漁協のみならず、県外の漁協や造船所又は鉄工所など広範囲に照会をかける等の取組を行っている」ほか「漁業が盛んなエリアが広い地域は、中古船を見つけやすい」との声があった。
- ※登録漁船数は、近年減少傾向にあり、令和3年では前年から3,390隻減少の59,500隻となっていることから、中古船は一定数存在すると考えられる。

【表1】漁船（新船・中古）取得価格の比較

漁船	件数	取得価格（中央値）
漁船全体	1,767	4,099万円
新船全体	1,200 (67.9%)	5,098万円
中古船全体	567 (32.1%)	2,208万円
漁船（4t台）全体	560	3,600万円
新船（4t台）	341 (60.9%)	4,250万円
中古船（4t台）	219 (39.1%)	1,770万円
漁船（9t台）全体	207	6,390万円
新船（9t台）	131 (63.3%)	9,682万円
中古船（9t台）	76 (36.7%)	2,994万円

※取得価格の1/2を本事業で補助

【表2】都道府県別にみた漁船（新船・中古）取得状況

都道府県	全体件数	中古船件数	新船件数
A県	30	30 (100%)	0 (0%)
B県	13	10 (77%)	3 (23%)
C県	25	19 (76%)	6 (24%)
D県	13	0 (0%)	13 (100%)
E県	13	4 (31%)	9 (69%)
F県	25	6 (24%)	19 (76%)

※ F県の新船件数19件のうち15件は、4t台の養殖作業船であり、隣接するA県では、同規模同業種の作業船を全て中古船で導入できていた。仮にF県の15件のうち半数の8件が中古船取得できたと仮定した場合の削減額（事業費）は、約2億円と試算される。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 漁船の取得価格

効率的に全国規模で中古船のマッチングが可能となるよう、中古船に係る情報集約・提供体制を構築するなど、中古船照会作業の効率化を図りつつ、個別案件ごとの事業費の適正化を図るべき。

なお、上記の仕組みが整うまでの間、中古船のマッチングの好事例も参考に、

- ・照会範囲（県外の造船所や鉄工所等の広範囲にまで照会をかけること）

- ・照会期間（最低半年は中古船の照会をかけること）

等を明確化することも必要。

また、中古船を優先的に採択した上で、残りの配分枠の範囲内で新船導入を採択する仕組みや、新船の補助率の水準も含め検討すべき。

総括調査票

調査事案名 (21) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等

②調査の視点

2. 遊漁船への転用状況

導入漁船の遊漁船転用状況を確実に把握できているか。

3. 資源管理の取組状況

本リース事業は、資源管理を行う漁業者向けの支援となっているが、水産庁は、各漁業者が行う資源管理の取組を適切に把握しているか。

③調査結果及びその分析

2. 遊漁船への転用状況

- 本リース事業は、漁労所得の向上を目指すものであり、遊漁船への転用は、事業開始時に事前承認を受けた上で、毎年の遊漁船収入等が漁労収入を超えないことを要件としている。
- 水産庁調べによると令和4年度現在、遊漁船隻数は約1.4万隻あり、遊漁船業者（約1.3万人）のうち72%が漁協組合員であることから、漁業者が営む遊漁船は約1万隻と見込まれ、全国の漁船（約6万隻）のうち2割程度が遊漁船としても登録されていると推測される。こうした状況の中、令和3年度会計検査院報告において、本事業で導入した漁船を不當に遊漁船に転用していた事例が指摘されており、遊漁船への転用状況について課題が生じている状況にある。
- 本調査において回答のあった337漁業者について、遊漁船への転用状況を確認したところ、8漁業者(2.3%)から遊漁船収入を得ているとの回答があったものの、事業計画に記載し事前承認を受けた者は1漁業者のみであり、7漁業者については目的外使用となっていた。
- また、8漁業者のうち6漁業者については遊漁船収入等が漁労収入以内であったが、2漁業者については、遊漁船収入を漁労収入と切り分けて把握しておらず、基準内か否かを判断できなかった。
- 以上のように、今回調査においては、本リース事業利用者による遊漁船への転用状況（遊漁船として転用しているか否か、転用している場合にその使用割合がどうなっているのか）について、水産庁は適切に把握していないことが確認された。また、本調査においては、遊漁船への転用割合は2.3%にとどまったが、漁船の遊漁船への登録状況（2割程度）を踏まえると実際の転用割合は更に大きいと推測され、遊漁船の使用状況についての適切な確認体制を構築するべき。

3. 資源管理の取組状況

- 我が国水産業では、漁獲量の減少が続いている、その要因としては様々な要因が考えられるものの、適切な資源管理を行い水産資源の維持・増加を図っていくことが重要である。各地域における資源管理の取組として、「資源管理計画」を策定し、各地の実態に即した自主的な管理が行われている。
- 水産庁によると、全国で作成されている各地域の「資源管理計画」のうち、665件において資源量が「減少」と評価しているが、564件は資源管理計画の検証結果を「継続」と位置付けており、資源管理を強化する計画になっていない。各地域における資源管理については、科学的根拠に基づいて適切に資源管理の強化を行っていく必要がある。【表3】
- こうした中、本リース事業では、漁獲量の増加等を通じて漁労所得の向上を目指すものであるが、同時に本リース事業利用者は資源管理に係る取組を行うことが要件となっている。
- 337漁業者の事業計画について、資源管理の取組に係る記載状況を確認したところ、約4割（141漁業者）が具体的な取組内容を記載しておらず、事業実施中の漁業者が適切に資源管理に取り組んでいるか確認できなかった。【表4】
- また、337漁業者のうち養殖業者を除いた212漁業者について、資源管理計画の状況を見ると約12%の漁業者において、資源が「減少」と評価された地域の魚種を対象としていた。
- 収益増加のため漁獲量の増加等を計画する漁業者については、特に資源管理の確実な履行が求められているにもかかわらず、適切な資源管理に向けそのチェック機能やフォローアップ状況が十分とは言い難い。

【表3】資源管理計画の状況

	継続	強化	小計
減少	564	101	665
横ばい	928	102	1,030
増加	544	59	603
小計	2,036	262	2,298

(注) 各計画作成者は、5年に一度の自己評価・検証の際に、前回計画から資源管理の取組を追加的に措置する場合は「強化」、現行の取組を継続させる場合は「継続」と位置付けている。

【表4】事業計画の記載内容

資源管理の具体的取組 (n=337)	件数 141	割合 41.8%
記載なし	141	41.8%

資源管理の具体的取組 (n=337)	件数 196	割合 58.2%
記載あり	196	58.2%

④今後の改善点・検討の方向性

2. 遊漁船への転用状況

導入漁船の目的外使用を防ぐため、事前承認の徹底とともに遊漁船収入を毎年報告させるべき。

その上で、例えば、遊漁船収入等が事業開始時の目標漁労収入を継続的に超えているなど悪質と認められるものについては補助金の返還を求めるべき。

3. 資源管理の取組状況

資源管理の着実な推進のため、

・事業計画記載の資源管理の取組について、毎年その実績を報告させるとともに、科学的な根拠に基づいた地域の資源管理の取組を要件化することも検討すべき。

・資源管理を行っていない漁業者に対しては、基金管理団体等による指導、助言を強化し、それでもなお、改善が認められない場合には、補助金の返還などを求めていくべき。

なお、事業計画において、事業目標（漁労所得の10%向上）に向けた取組を具体的かつ定量的に記載することも必要である。

総 括 調 査 票

調査事業名	(22) コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業			調査対象 予算額	令和3年度補正（第1号）：55,653百万円の内数 (参考 令和5年度：-)		
府省名	経済産業省	会計	一般会計	項	クールジャパン推進費	調査主体	共同
組織	経済産業本省			目	コンテンツ産業等強化事業費補助金	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事業の概要

新型コロナにより、音楽コンサートや演劇等のライブ・エンタテインメントは、開催自体や収容人数等に制限がなされたことから、収益の減少が見られた。

コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業のうち、「withコロナ時代のライブ・エンタテインメント事業の支援（J-L0D(3)収益基盤強化枠）」では、

- ・収益が落ち込んだライブ・エンタテインメント事業者に対する支援を実施し、
- ・事業者の収益基盤の強化やビジネスモデルの転換を促すこと

を目的として、チケット収入や物販収入などのイベント開催会場での収入に加えて、有料動画配信などの収益チャネルの多様化等に取り組むイベントについて、その開催費用の一部を補助している。



■補助対象：イベント実施に関する費用等（例：出演料、イベント制作料、会場施設使用料等）

※イベント実施期間：令和4年4月28日～11月30日

■補助率：補助対象経費の1/2～1/4（1件当たり補助上限5千万円）

※補助率ごとに申請可能件数の上限有

■補助要件：①収益チャネル多様化のための取組を実施すること

（例：有料アーカイブ配信、協賛収入、DVD等販売等）

②顧客体験価値向上のための取組を実施すること

（例：プロジェクトマッピング、パックステージツアー等）

②調査の視点

1. 事業者支援の必要性

「既に業況が回復し、支援の必要性が低い事業者にも支援をしていたのではないか」という観点から、事業者の企業全体の収支状況（コロナ前後の比較）を調査した。

2. 収益基盤強化の効果

「収益基盤の強化にどの程度効果があったか」という観点から、収益基盤強化の取組の実施状況や補助対象事業の収支状況等を調査した。

⇒ 1、2を踏まえ、今後の補助の在り方を検討する。

【調査方法】

1. 間接補助事業者（以下「事業者」という。）に対するアンケート調査
2. 事業者から補助事業者（以下「事務局」という。）に提出される間接補助事業実績報告書（以下「事業実績報告書」という。）を分析

【調査対象年度】

- 1、2ともに令和3年度

【調査対象先数】

1. 事業者427先
⇒ うち回答のあった322先（回答率：75.4%）
2. 補助採択累計額の上位100事業者（採択件数1,474件）
⇒ うち令和5年4月6日時点で事務局による確定検査を終了した上位92事業者（採択件数1,005件）

総括調査票

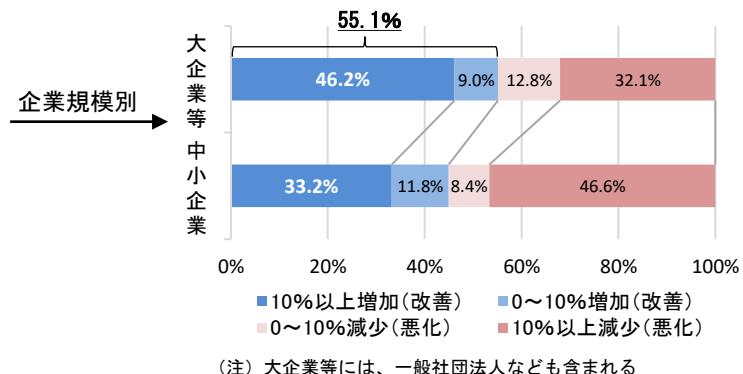
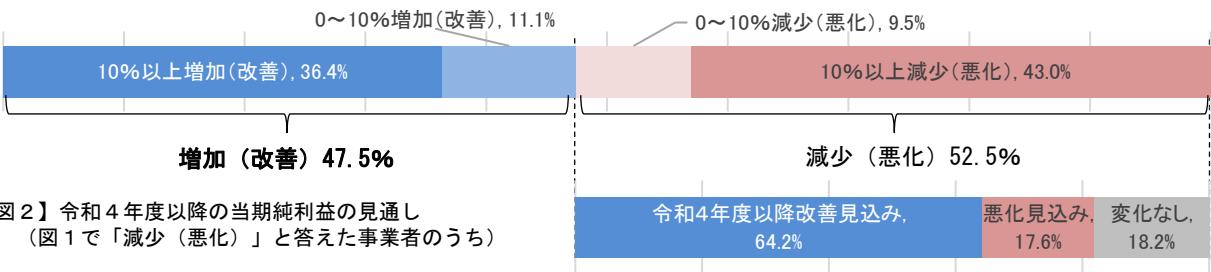
調査事案名 (22) コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業

③調査結果及びその分析

1. 事業者支援の必要性

- 企業全体の収支状況を見ると、令和3年度において既に47.5%の事業者はコロナ以前よりも純利益が増加・改善していた。特に大企業等では、55.1%の事業者は純利益が増加・改善していた。【図1】
 - 純利益が減少・悪化した事業者のうち、6割以上が「令和4年度以降に改善見込み」としている。【図2】
- ⇒ 結果的には、既に業況が回復しており、支援の必要性が低い事業者にも支援をしていたのではないか。

【図1】令和3年度当期純利益（対令和元年度比）



2. 収益基盤強化の効果

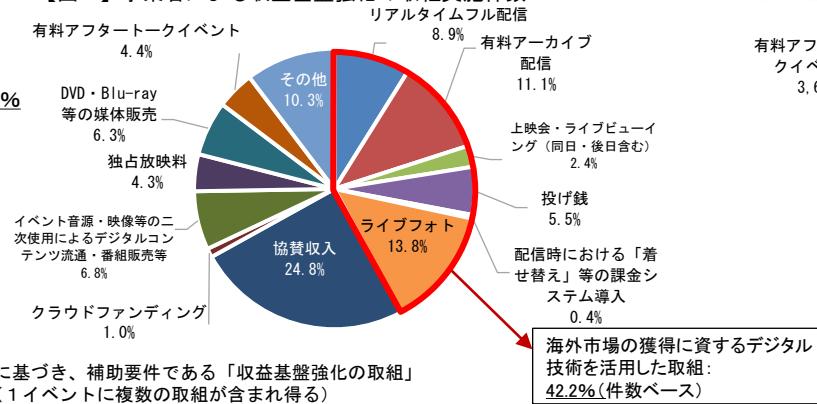
- アンケート調査によると、新たな収益基盤強化の取組にチャレンジした事業者がほとんど（98.1%）であった【図3】。
- 具体的な取組内容を見ると、海外市場の獲得に資する「デジタル技術を活用した取組」（動画配信等）は42.2%（件数ベース）で【図4】、これらによる収入は37.9億円（全体の28.8%）であった【図5】。収益基盤の強化やビジネスモデルの転換に一定の効果があったことが分かった。

【図3】収益基盤強化の取組について、コロナ前後で変化があったか（アンケート調査回答：320事業者）

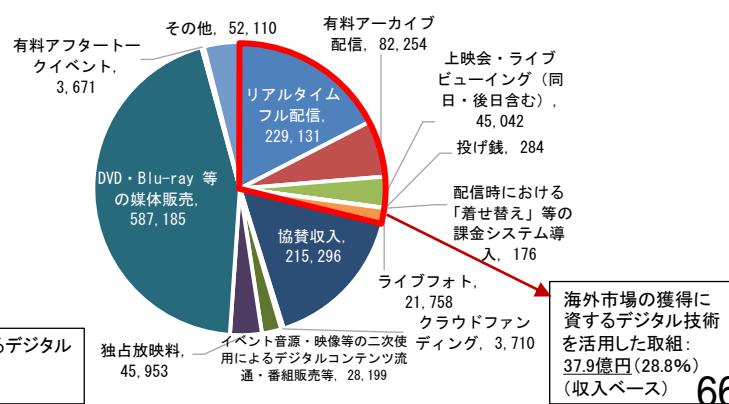
全て新しい取組	16.3%
一部新しい取組	81.9%
全てコロナ禍前から実施していた取組	1.9%

98.1%

【図4】事業者による収益基盤強化の取組実施件数



【図5】収益基盤強化の取組による収入（万円）



（注）図4、5は事業実績報告書（全1,005件）に基づき、補助要件である「収益基盤強化の取組」の実施件数及びそれによる収入を集計。（1イベントに複数の取組が含まれ得る）

総括調査票

調査事案名 (22) コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業

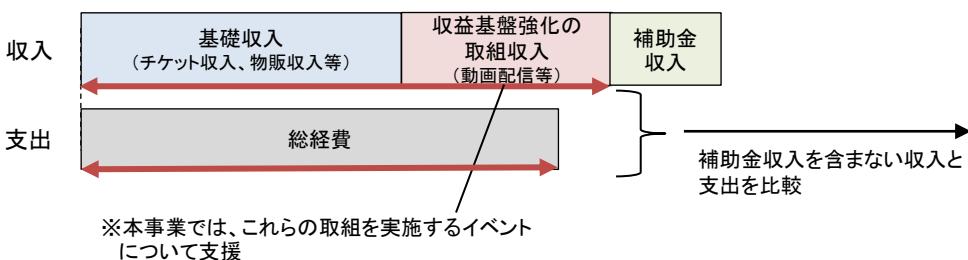
③調査結果及びその分析

2. 収益基盤強化の効果（続き）

- これら補助対象事業の収支状況を見ると、新型コロナの影響がまだ続いた令和4年度においても、約7割の事業者において、補助金収入を除いても黒字化できていた。【図6】
- アンケート調査で「今後補助金がなくとも収益基盤強化の取組を継続する」と答えた事業者に対し、その理由を尋ねたところ、「顧客ニーズやイベント内容に合致している」、「収益性が高まった」など、ビジネスモデルの転換に向けた前向きな回答が見られた。【図7】

⇒ 新型コロナの影響が収束していく中、今後は補助によらずとも収益基盤強化の取組を促すことが可能ではないか。

・ライブイベントの収益構造（イメージ）



【図6】補助対象事業の収支状況（事業者ごと）（補助金収入は含まない）



(注)事業実績報告書(全1,005件)から集計。

【図7】補助金がなくとも収益基盤強化の取組を継続する理由
(アンケート調査回答：165事業者)

顧客ニーズに合致した取組のため	36.4%
イベント内容に合致した取組のため	32.4%
収益性が高まったため	24.0%
その他	7.3%

- 各取組に掛かる費用は割高でかなりの負担ではあるが、時代のニーズに合致した取組に、グローバルな可能性があったため。
- ・ステナブルな取組は、時代的にも、イベントとしても、今後も継続して行っていくべき取組であったため。
- ・今後、別のスタイルの収益基盤強化に値する取組に発展する可能性があり、また発展する方法を模索したいため。
- ・社会に必要とされる取組であるため。
- ・イベントそれぞれの特性を鑑み臨機応変に必要な取組を継続実施していくため。
- ・アーティストからの海外展開の希望があったため。

④今後の改善点・検討の方向性

- 補助に当たっては、真に支援を必要とする者への支援に重点化するよう、事業者の収益状況等を踏まえた補助要件や補助率等を設定すべき。
- これまで実施していなかった取組（デジタル技術の活用など）を行うことにより、多くの事業者において補助金収入によらずとも黒字化することができたことを踏まえ、今後はこうした好事例の横展開により、ライブ・エンタテインメント市場の成長を促すべき。
- その上で、今後は採算性に見通しが立ちづらいものの先進性のある取組（例えばWeb3.0技術の活用など）への支援に重点化すべき。

総括調査票

調査事案名

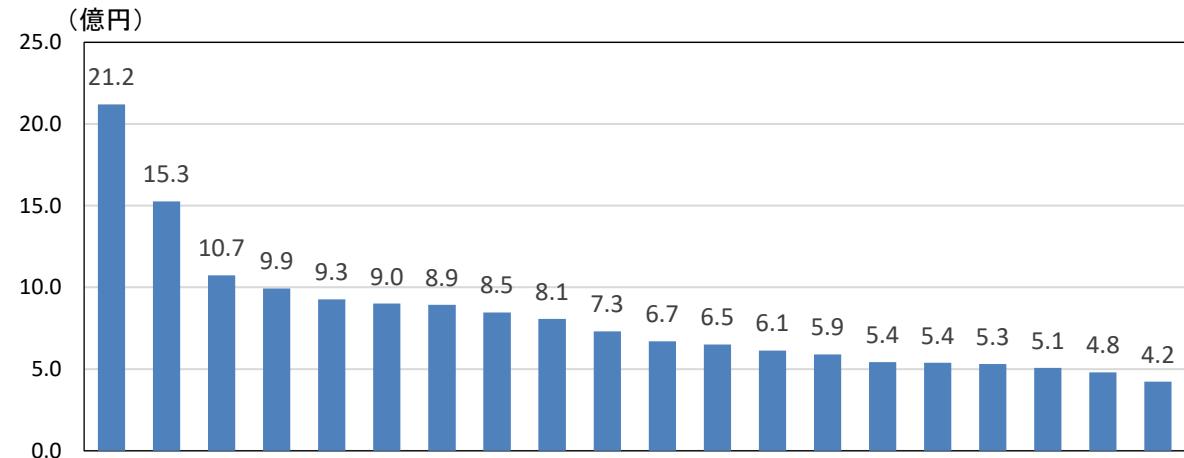
(22) コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業

参考資料

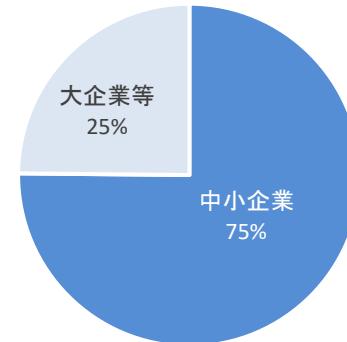
執行状況、事業者の概要

- 補助総額（採択ベース）：372.9億円
- 補助対象事業者数：434事業者

◆補助額・上位20事業者（採択ベース）

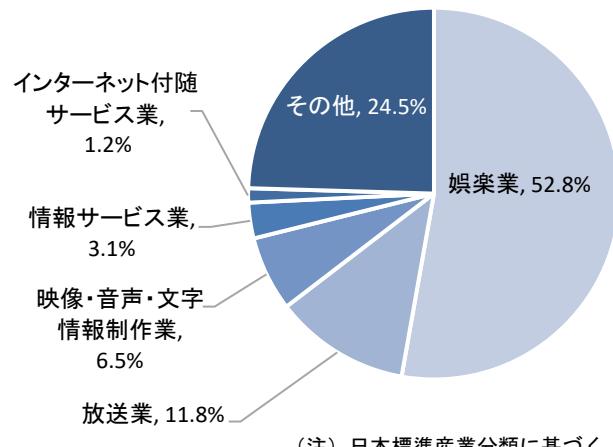


◆事業者の企業規模（アンケート調査回答に基づく）



（注）大企業等には、一般社団法人なども含まれる

◆事業者の業種（アンケート調査回答に基づく）



・娯楽業

映画、演劇その他の興行及び娯楽並びに付帯するサービスを提供する事業者（芸能プロダクション、イベント企画会社等）

・放送業

無線又は有線の電気通信設備により放送事業を行う事業者（テレビ・ラジオ放送事業者等）

・映像・音声・文字情報制作業

映画、レコード、新聞、テレビ・ラジオ番組等の制作・配給を行う事業者（新聞社、映画・テレビ番組制作事業者等）

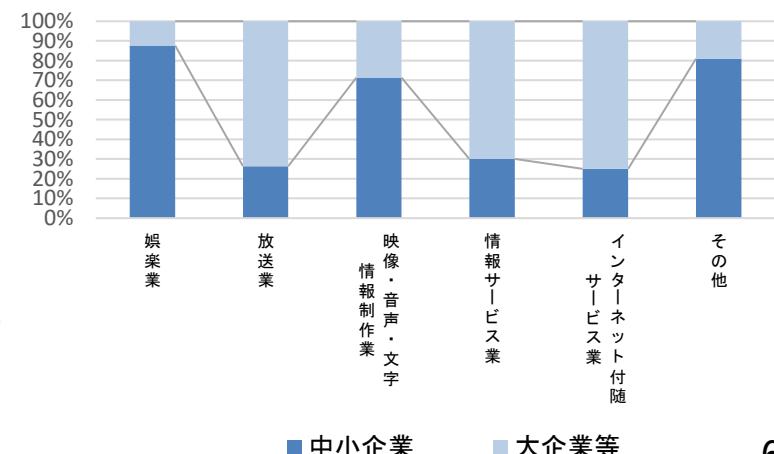
・情報サービス業

受託開発ソフトウェア、ゲームソフトウェア等の作成及び付帯するサービスを提供する事業者（アプリ・ゲーム開発事業者等）

・インターネット付随サービス業

インターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行う事業者（ポータルサイト・サーバ運営事業者等）

◆業種別の企業規模（アンケート調査回答に基づく）



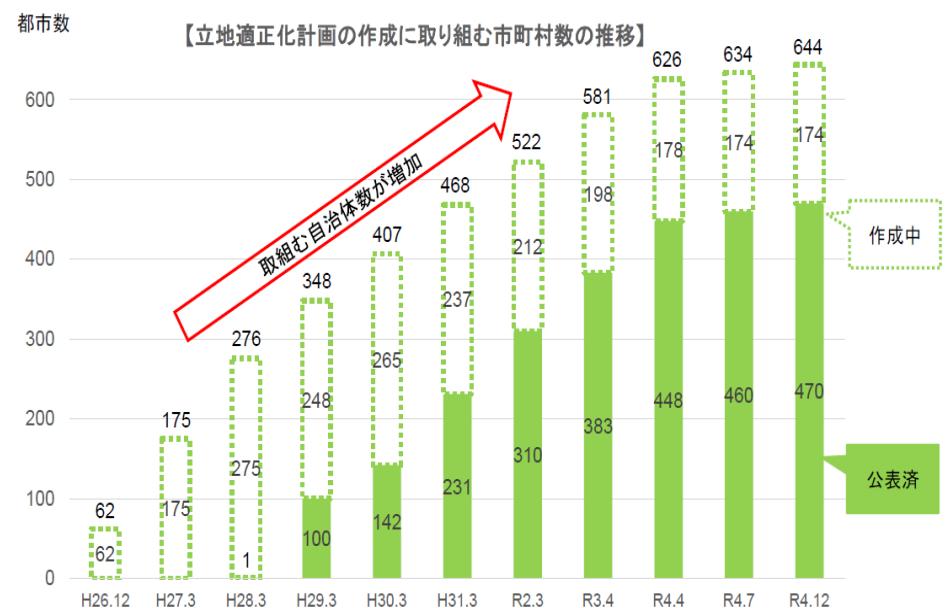
総括調査票

調査事案名	(23) 都市構造再編集中支援事業			調査対象 予算額	令和4年度（補正後）：74,840百万円 ほか (参考 令和5年度：70,000百万円)			
府省名	国土交通省		会計	一般会計	項	都市再生・地域再生整備事業費	調査主体	本省
組織	国土交通本省				目	都市構造再編集中支援事業費補助	取りまとめ財務局	一

①調査事案の概要

【事業の概要】

- 人口が増加し、都市の拡大が続いてきた時代に、住民の生活水準の向上のために、公共施設や道路・下水道などの公共インフラが整備されてきた。他方、人口が減少していく時代にあっては、市街地における人口密度が減少して都市のスポンジ化が進み、住民一人当たりの負担（維持管理や老朽化更新等のコスト）も増大していくと見込まれる。
- 拡大した都市をコンパクトに集約し、市街地における人口密度を保つことによって、住民一人当たりのコストを抑制するとともに、都市のインフラや生活の利便性を向上させ、都市構造を持続可能なものにしていくことが重要である。
- こうした考えの下、平成26年から、公共施設や学校・病院等の主要な生活サービス機能（誘導施設）を都市の中心部周辺に誘導しつつ、その周辺に居住誘導を行うことと合わせ、周辺部における生活拠点との間を公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を進めてきた。都市構造再編集中支援事業は、都市のコンパクト化を図るために市町村が作成する「立地適正化計画」に基づいて、自治体等が行う公共施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組に対して補助を行うことにより、持続可能で強靭な都市構造へ再編することを目的とする事業である。
- 国土交通省において自治体に対して立地適正化計画の作成を促す取り組んできた成果もあり、制度開始からおよそ10年が経過する中で、立地適正化計画を作成・公表済の自治体が年々増加している。一方で、今後は立地適正化計画の作成が上記のような制度趣旨に沿ったものとして機能しているかについて検証を行い、計画の質を更に向上させていくことに取り組むべき段階にあると考えられることから、これまでの取組とその成果について、検証を行う。また、現時点で立地適正化計画の作成に取り組んでいない自治体も引き続き一定程度残っていることから、その要因についても検証を行い、取組の加速化を図る。



総括調査票

調査事案名 (23) 都市構造再編集中支援事業

②調査の視点

【調査対象年度】
令和2年度～令和4年度

【調査対象先数】
1,622市区町村

1. 立地適正化計画の作成状況について

各自治体における立地適正化計画の作成状況はどのようにになっているか。作成していない場合、どのような原因で作成していないのか。

2. 立地適正化計画における目標設定について

立地適正化計画の必要性や有効性を客観的に評価するため、定量的な目標設定を行うことが推奨されているが、具体的にはどのような内容となっているか。

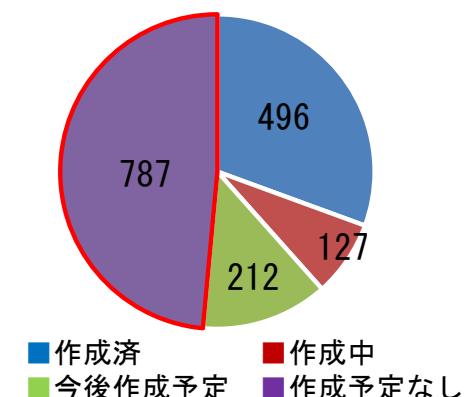
③調査結果及びその分析

1. 立地適正化計画の作成状況について

立地適正化計画の作成状況について市区町村に対し確認を行ったところ、回答のあった1,622市区町村のうち、787の自治体（49%）が「作成予定なし」であった。
【図1】

「作成予定なし」の787の自治体に対し、その主な理由を確認した結果、「体制が不十分」が283（36%）、「ノウハウが不十分」が88（11%）と新たな計画作成に係る負担軽減や技術的な支援の必要性が見受けられる。【表1】

【図1】立地適正化計画の作成状況 【表1】「作成予定なし」の理由 (n=787)
(n=1,622)

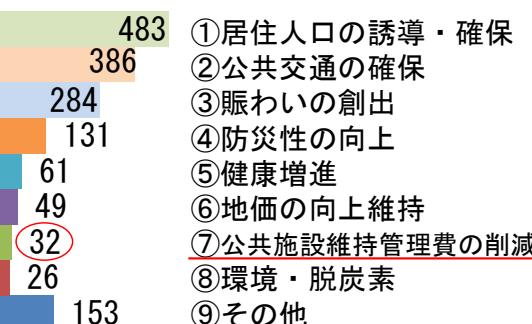


理由	回答数
体制が不十分	283
ノウハウが不十分	88
地域住民との調整が困難	52
コスト負担が過大	45
作成の必要性を感じない	164
その他（都市計画区域がない等）	155

2. 立地適正化計画における目標設定について

ほとんどの自治体が居住人口の誘導・確保や公共交通の確保に関する目標設定を行っている一方で、公共施設維持管理費の削減を目標設定している自治体は32（6%）にとどまっており、公共施設の集約・再編等、維持管理費の削減に向けた検討が十分に行われていない可能性がある。【図2】

【図2】目標の設定状況 (n=496)



*立地適正化計画作成済の496自治体を対象に調査（複数回答可）を実施

④今後の改善点・検討の方向性

1. 立地適正化計画の作成状況について

立地適正化計画未作成の自治体に作成を促すため、手続きの簡素化や既存計画を基にした効率的な作成方法等を検討すべきではないか。

また、本調査で示す改善点を含め都市政策における検討課題は多いが、特に小規模自治体の業務負担軽減の観点から、単に自治体に求める業務を増やすだけにならないよう既存業務全般について効率化の余地がないかを合わせて検討を行うべきではないか。

2. 立地適正化計画における目標設定について

人口減少下において、自治体が自ら社会資本の維持管理費の抑制を検討することは重要であり、公共施設の維持管理費の削減に関する目標設定を立地適正化計画の必須項目とする、あるいは本事業の補助要件として維持管理コストの分析を設けるといったこと等を通じて、住民への費用負担の見える化を推進するとともに、まちづくりやインフラ整備について納税者の目線をより取り入れることができるように検討すべきではないか。

総括調査票

調査事案名 (23) 都市構造再編集中支援事業

②調査の視点

③調査結果及びその分析

④今後の改善点・検討の方向性

3. 誘導区域の設定状況及び誘導施策の効果について

都市のコンパクト化を図るために各自治体が立地適正化計画において設定する都市の居住者の居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）及び誘導施設（公共施設等）の立地を誘導すべき区域（都市機能誘導区域）はどのように設定されているか、また誘導施策の効果はどうなっているか。

4. 事前復興まちづくり計画の作成状況について

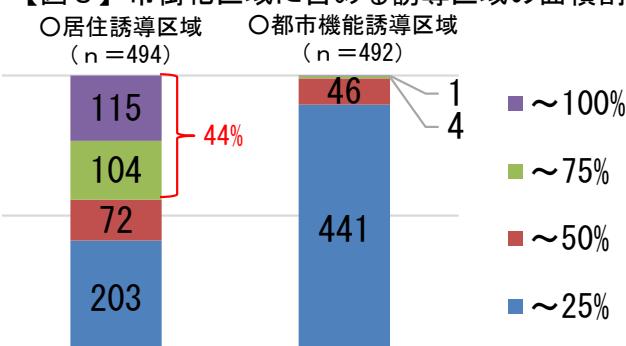
災害発生後に早期かつ効率的な復旧・復興のため、被災後のまちづくりの姿をあらかじめ検討しておく事前復興まちづくり計画は、立地適正化計画と整合を図るべきであるが、作成状況はどうなっているか。

3. 誘導区域の設定状況及び誘導施策の効果について

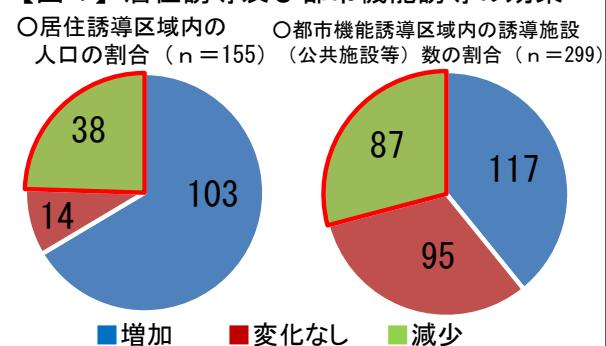
立地適正化計画において居住エリアがコンパクトに集約されているかを検証するため、市街化区域（区域区分が定められていない場合は都市計画区域全域。以下同様。）のうち居住誘導区域の占める面積の割合を確認したところ、44%の自治体が市街化区域の50%超を居住誘導区域としていた。自治体ごとに地理的特性や元々の都市構造が異なるため一概には言えないものの、こうした自治体では、居住エリアの集約が不十分となっている可能性がある。【図3】

また、立地適正化計画策定後に、実際に計画の狙いどおりに居住誘導区域への居住誘導が進んだか効果を検証するため、各自治体の人口に対する居住誘導区域内の人口割合の増減を立地適正化計画作成前と現在で比較したところ、25%の自治体で区域内の割合が減少していた。こうした自治体では、誘導の意図と逆行して居住エリアの分散が進んでいると考えられる。自治体内に存在する誘導施設（公共施設等）のうち都市機能誘導区域内に位置する施設数の割合についても同様の比較を行ったところ、29%の自治体で減少したとの結果であり、こうした自治体では、人口よりもコントロールしやすいと思われる誘導施設（公共施設等）の集約でさえも、実際には進んでいない可能性がある。【図4】

【図3】市街化区域に占める誘導区域の面積割合



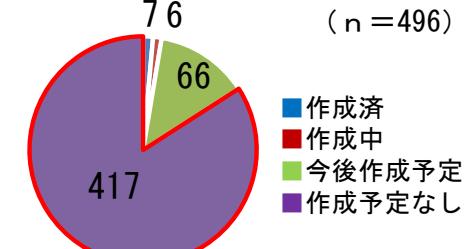
【図4】居住誘導及び都市機能誘導の効果



4. 事前復興まちづくり計画の作成状況について

発災前から復興まちづくりを検討しておくことが早期復興に有効であることから、国土交通省は自治体の取組を推進してきたが、立地適正化計画作成済の496自治体のうち417（84%）が事前復興まちづくり計画は「作成予定なし」という結果であり、そのような自治体では体制やノウハウに関する支援の必要性等が考えられる。【図5】

【図5】事前復興まちづくり計画の作成状況 (n=496)



3. 誘導区域の設定状況及び誘導施策の効果について

自治体ごとの特徴等を考慮する必要はあるものの、都市のコンパクト化の趣旨を踏まえれば、自治体として真に人口密度の維持を図るべき区域に限定して誘導区域を設定することが重要であり、区域の設定状況と合わせて、誘導施策が結果に結びついているかを継続的に検証する仕組みを検討すべきではないか。その上で、誘導方針と逆行した状況が改善されない場合には、補助金の対象外とする等の措置を検討すべきではないか。

4. 事前復興まちづくり計画の作成状況について

事前復興まちづくりを推進するため、立地適正化計画の中に事前復興の概念を位置付ける等、既存計画も活用しながら自治体に取組を促す方策を検討すべきではないか。

総括調査票

調査事案名	(24) 河川の掘削土砂の有効活用			調査対象 予算額	令和4年度（補正後）：416,191百万円の内数 ほか (参考 令和5年度：283,707百万円の内数)	
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	河川整備事業費、 北海道開発事業費	調査主体 本省
組織	国土交通本省			目	河川改修費、 河川維持修繕費	取りまとめ財務局 一

①調査事案の概要

【事案の概要】

- ・河川管理者は、洪水時の水位を低下させるため、河道掘削（河道の土砂の掘削、運搬、処分等）を実施している。
- ・河川整備を実施するに当たり、河道掘削におけるコスト縮減が重要であることから、令和元年度において調査し、民間の砂利採取事業者の活用やコスト縮減の好事例を展開すること等の指摘を行った。その後、規制緩和等により民間事業者の採取量の増加や好事例の活用が一定程度進んだ。
他方、民間事業者の砂利採取量は増加しているとはいえ、国（直轄）の掘削量（令和2年：およそ15,000千m³）の約2割であり、国側のコスト縮減の更なる検討が必要。
- ・今回の調査では、更なるコスト縮減を検討するため、河道掘削に係るコストで大きな割合を占める掘削土砂の運搬費用の実態を調査・分析し、掘削土砂の活用状況の問題点や地域のニーズ等も調査し、掘削土砂の有効活用を検討する。
(本調査は、令和元年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

【前回調査（令和元年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- ・河川の掘削土砂の処分について、コスト縮減の好事例について、国管理河川のみならず自治体管理河川にも展開を図り、全国的な取組として拡大・定着させコスト縮減を強化・徹底すべき。
- ・民間（砂利採取事業組合等）の活用は、低コストで土砂掘削が実施できることから、治水安全度を考慮しながら更なる用途規制の撤廃や採取可能量の拡大、公募による募集など、民間参入を積極的に進めるべき。

反映の内容等

- ・コスト縮減の好事例を取りまとめ、各地方整備局、都道府県に展開した。
- ・河川砂利の枯渇状況などを改めて確認した上で、新たに用途規制を撤廃する河川を拡大するとともに、砂利採取規制計画を変更し、採取可能量を拡大した。
- ・砂利採取計画のHP掲載数を拡大し、各河川の砂利の採取可能量を広く周知することで、民間参入を積極的に進めた。

【反映状況】

【砂利採取組合等による砂利採取実績】

	H29実績	R2実績(直近調査)
採取実績量	2,100千m ³	2,612千m ³
採取可能量	9,416千m ³	12,952千m ³
採取河川の割合 (採取河川/採取可能河川)	14% (39/281河川)	17% (48/281河川)
砂利採取規制計画公表状況	59% (167/281河川)	93% (259/281河川)
規制解除率 (コンクリート骨材使用に限定) (用途規制解除延長/採取可能延長)	82% (2,703/3,277km)	91% (3,527/3,937km)

*1 281河川のうち、147河川は採取可能量がゼロの河川

*2 採取可能量がゼロ、地元調整中の理由により、22河川が未公表

*3 規制未解除の区間は、現状の骨材使用目的の採取が可能量の大部分を占める

- ・各地方整備局等が閲覧できるインターネットに、コスト縮減の好事例集を掲載。
(取組事例)
 - ・掘削土受入地の一般公募による処分費抑制。
 - ・掘削箇所の近郊の水防備蓄拠点整備等に活用。
 - ・建設副産物協議会において、建設発生土の保管場所等の利用形態や所在地等を整理した一覧表や、有効事例を活用するよう周知。
 - ⇒ 新たに公募掘削による砂利採取に着手。
(4河川)
 - ⇒ 河川近郊の土地などを借地等によりストックヤードとし、他事業等へ提供。
(10か所以上)

土砂掘削の民間活用を促進するため、砂利採取規制計画の公表(+34%)、用途規制の解除(+9%)の取組を実施し、民間活用砂利による採取量は約2,600千m³まで増加。

総括調査票

調査事案名 (24) 河川の掘削土砂の有効活用

②調査の視点

河川の掘削土砂の処分、活用について

- 河道掘削における事業費の内訳や土砂の処理方法を確認し、改善点はないか検討する。

【調査対象年度】

令和3年度及び令和4年度

【調査対象先数】

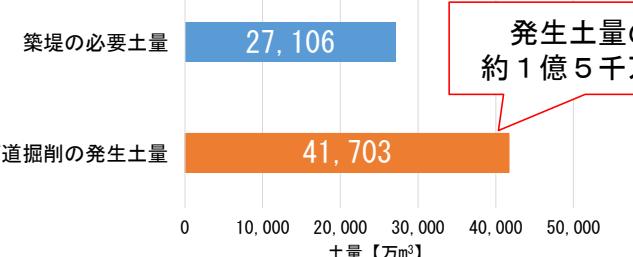
地方整備局等： 9先

③調査結果及びその分析

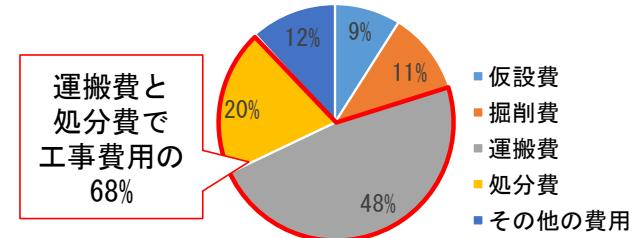
河川の掘削土砂の処分、活用について

- 国が管理する河川において、今後の必要となる土砂量と河道掘削で発生する土砂量の収支は、発生する土砂量の方が約1億5千万m³多く、他事業等への活用が必要となっており、運搬コストが発生する。【図1】
- 掘削工事の主要工種内訳は、運搬費が48%と費用の大半を占め、次いで処分費が20%となっており、運搬費と処分費で掘削費用の約7割を占めている状況となっている。【図2】
- 今回、令和3年度及び4年度で実施した河道掘削のうち、運搬費比率が50%以上の工事（1,052件）を対象として詳細調査を行った。その結果、一部は民間での受け入れの活用や、やむを得ず民間処分を行ったものがあったが、運搬先は公共が約8割であり、建設発生土の再利用が図られているものの、平均運搬距離も長く、運搬費比率は平均すると74%と高い傾向にあり、コストが掛かっていることが分かった。【表1】【図3】
- 一方、備蓄やストックヤードへの一時保管は、平均運搬距離が比較的短い傾向にあるが、活用状況は14%にとどまっている。【表1】

【図1】今後の河川整備における土砂収支



【図2】掘削費用の内訳（調査対象全工事）

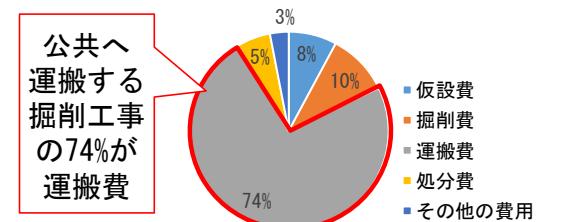


【表1】運搬先の内訳

分類	回答	割合	平均運搬距離 (km)
公共	海岸や道路等の他事業との連携	27%	27.2
公共	河川事業（改修事業等）事業進捗	25%	17.1
公共	土地区画整理事業の敷地造成等の地域からの要望	20%	32.8
公共	備蓄やストックヤードへの一時保管	14%	17.0
公共・民間	土砂受け入れに関する公募	7%	29.5
民間	受け入れ先がないため民間処分	3%	15.7
民間	土質の状態が悪く有効活用ができないため民間処分	3%	17.5

【図3】掘削費用の内訳

（運搬先が「公共」であり、かつ運搬費比率50%以上の工事）



総括調査票

調査事案名 (24) 河川の掘削土砂の有効活用

③調査結果及びその分析

●掘削土砂の活用状況の問題点及び更なるコスト縮減の検証

- ・他事業への活用に向けたマッチングシステム

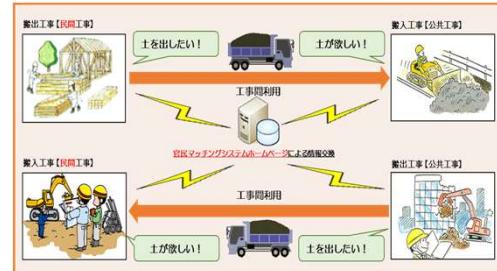
【公共事業間】

建設発生土情報交換システム



建設発生土を他の工事で有効活用するために必要な情報をリアルタイムで交換ができる。

官民有効利用マッチングシステム



・掘削土砂の活用に当たっては、システムの利用により、掘削土砂の有効活用を行っている。システムへの登録に当たっては、まずは他の公共事業への利用が優先された上で、近隣民間事業との調整が行われている。両システムとも、工事発注の目処が立った段階で土砂発生、需要の登録をする事例が大半を占め、中長期的な事業計画（土砂の需要）は基本的に登録されていない。

・一方で、今回の調査の過程において、自治体等からは発生土の高台利用や防災公園利用、備蓄等の要望が多数あることが分かったが、必要土量や受入時期などが具体化していない事業計画段階のものはシステムに登録されていない状況にあった。



・流域全体で、中長期的な土砂の需要と供給の情報が共有できていないのが現状である。公共事業、地方公共団体、地域・民間企業等の土砂の需要サイドの事業を、総合的かつ中長期的に把握ができる仕組みがあれば、地域活用やストックヤードの場所や年数の検討において、効率的な利活用が可能。

④今後の改善点・検討の方向性

河川の掘削土砂の処分、活用について

・河道掘削により発生した土砂を有効活用し、効率的に処理することは重要であるが、現状、中長期的な土砂の需要を把握して土砂の処分方法を選定しているとは言えず、必ずしも効率的な処分となっていない可能性があるのでないか。

・掘削土砂の運搬に当たっては、他の公共事業へ直接運搬するか、ストックヤードを活用するか、トータルコストで比較する必要があるため、各主体における事業の見通しやヤード用地の取得方法、地域ニーズへの対応を含めた中長期的な土砂の需要と供給の総合的な把握が必要となる。

・そのためには、現在のシステムを活用したマッチングに加え、河川の掘削土砂に関して、自治体や民間事業者等の今後の事業予定や地域におけるニーズなど、中長期的な事業展開を流域治水協議会等を通じて共有し、チェックシート等によるトータルコストの比較検討をするなど、個別事業を超えたトータルコストの最適化がなされるよう、効率的な事業実施ができる仕組みを構築すべき。

・ストックヤード活用によるコスト縮減の事例があるが、比較的近距離にヤードを確保するため運搬費は他事業に運搬するより低コストになるが、運搬費に加え、借地料や現状復旧費用が発生する。

・今回の調査では、対象とした93か所のストックヤードに掛かる費用の平均値と公共事業へ運搬した費用の平均値にて、1万m³を10年間掘削し、年1回運搬した場合をモデルとして比較した。

・ストックヤード活用の場合
運搬費 (17km) 約3億8,000万円
借地料 (5,000m³) 約670万円
原状復帰費用 約2,500万円
約4億1,170万円

※需要側が負担するストックヤードからの搬出費用は含まれていない。

・公共事業へ運搬した場合
運搬費 (30km) 約6億3,000万円

平均値の比較ではストックヤードの費用の方が安く試算されたが、一方で、公共事業間においては、搬出費用も含めたトータルコストにて比較検討する必要がある。

総括調査票

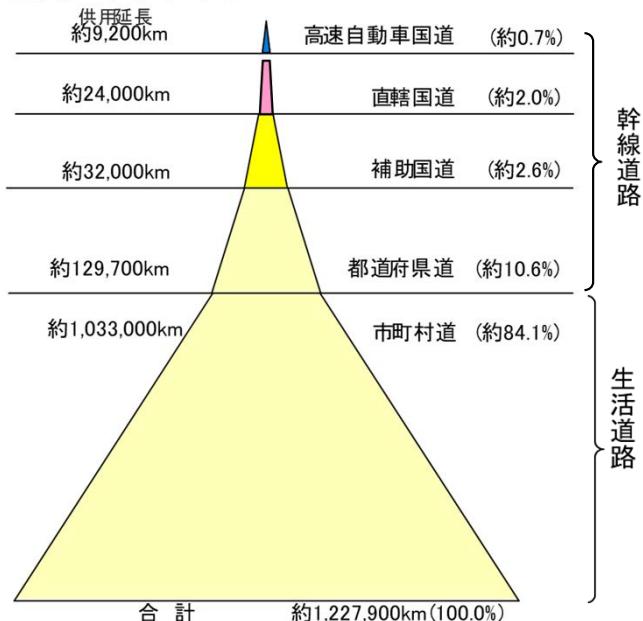
調査事案名	(25) 道路事業等			調査対象 予算額	令和4年度（補正後）：4,198,047百万円の内数 (参考 令和5年度：3,498,751百万円の内数)	
府省名	国土交通省ほか	会計	一般会計	項	地域連携道路事業費 社会資本総合整備事業費 ほか	調査主体
組織	国土交通本省ほか			目	地域連携道路事業費 社会資本整備総合交付金 ほか	取りまとめ財務局 (東北財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 道路の整備に関しては、直轄事業、補助事業に加え、地方の要望に応じて道路整備に充てられる社会資本総合整備事業に国費を支出している。
(以下、道路整備に係る直轄事業、補助事業を合わせて「道路事業」、これに道路整備に係る社会資本総合整備事業（交付金事業）を加えて「道路事業等」という。)
- 特に、近年の災害の頻発化、激甚化への対応として、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）や「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」（以下「5か年加速化対策」という。）などにより、道路整備を含む公共事業に多額の国費を支出している。
- これまでの道路投資により、我が国の道路の供用延長は1,227,900kmに及んでいる。例えば高規格幹線道路については、全都道府県の県庁所在地を通過とともに、計画延長約14,000kmに対して、事業中区間も含めると総延長は約13,000km（対計画比約95%）に至っており、5か年加速化対策では高規格道路のミッシングリンク（約200区間）の改善等をKPIとして設定し事業を推進するなど、一部に課題を残しつつも、道路インフラは概成しつつある。
- 道路事業は、①新規事業採択時評価（事業費を予算化する事業等）、②再評価（事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業等）、③事後評価（事業完了後5年以内）などの各段階における事業評価により、事業の必要性、整備効果の検証等を行いつつ進めているところ。

(道路の供用延長)



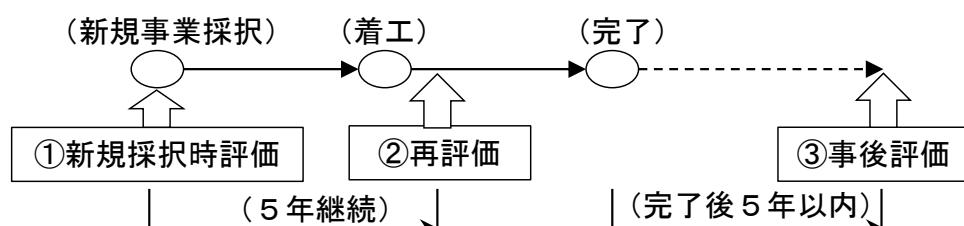
(高規格幹線道路の整備状況)

	計画延長	令和5年4月1日現在	
		供用中	事業中
高規格幹線道路	約14,000km	12,217km	1,121km

(5か年加速化対策の予算措置状況)

	総額
道路事業	989,337百万円
令和4年度補正	329,753百万円
令和3年度補正	299,094百万円
令和2年度補正	360,490百万円

(事業評価の概要)



- ① 新規採択時評価：費用対効果分析を含め、総合的に実施
- ② 再評価：事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業継続が不適当な場合には中止
- ③ 事後評価：事業完了後の事業の効果等を検証し、必要に応じ、適切な改善措置、同種事業の計画・調査の在り方等を検討

総括調査票

調査事案名 (25) 道路事業等

②調査の視点

1. 整備完了後の交通量の分析

- 道路事業では、供用後の事後評価時に交通量の実績を検証し、併せて、将来の見通しとして、計画交通量の推計も示している。
- そこで、事後評価後の実績交通量を確認し、評価時点の交通量実績や計画交通量との程度の乖離が生じているかを調査した。
- また、乖離が生じている場合には、道路管理者に対して、周辺状況の変化の有無や内容についてアンケート調査を行った。
- これらを通じて、新規事業採択時の評価精度向上のために必要となる事項を調査した。

【調査対象年度】
平成15年度～平成26年度

【調査対象先数】
直轄：10地方整備局等
補助：22府県及び市町

【調査対象事業】
直近の平成27年度全国道路・街路交通情勢調査（以下「道路交通センサス」という。）までに事後評価を実施した事業（直轄：332事業（378区間）、補助：47事業（47区間））

③調査結果及びその分析

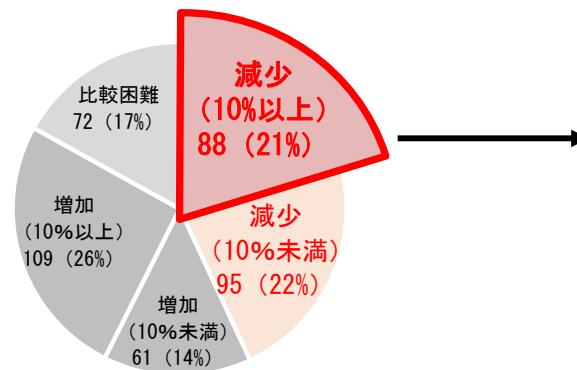
1. 整備完了後の交通量の分析

(1) 事後評価時点の実績交通量とその後の実績の比較

- 事後評価時点（H15～26）の実績交通量と、平成27年度の道路交通センサスに基づく直近の実績交通量を比較したところ、直近の交通量が事後評価時点よりも増加した区間も全体の40%あったが、減少した区間が43%存在した。中でも、10%以上の交通量の減少がみられる区間が21%を占めていた。【図1】

（参考）「10%」について、事業評価では、交通量が計画よりも10%増減した場合の費用便益比に対する影響を試算しているところ。

【図1】事後評価時（H15～26）と直近の交通量（H27）の比較（n=425区間）



＜うち30%以上の大幅な減少が生じていた区間＞

- ～▲70%：1箇所（最大：▲77%）
- ▲69～▲60%：2箇所
- ▲59～▲50%：2箇所
- ▲49～▲40%：6箇所
- ▲39～▲30%：13箇所 計24箇所

○ 大幅な減少が生じていた区間の個別事例と周辺状況（※）

<事例1>

（H22）：2,525台/日 → （H27）：573台/日（▲77%）
⇒ 平成27年までの間に周辺に高規格道路が完成したもの

<事例2>

（H19）：31,086台/日 → （H27）：17,170台/日（▲45%）
⇒ 道路管理者からは、周辺市町村の人口が減少したとの回答しか得られなかつたが、財務省で調査したところ、平成25～27年にかけて周辺に当該道路のバイパスとしても機能する高規格道路が完成していたことがわかつたもの

<事例3>

（H17）：17,412台/日 → （H27）：10,955台/日（▲37%）
⇒ 道路管理者からは、周辺市町村の人口が減少したとの回答しか得られなかつたが、周辺の人口減少率が▲7%に過ぎず、財務省においてヒアリングを行つた結果、「高速道路の延伸など、道路ネットワークの状況等に変化があつた。」との追加的な回答が得られたもの

（※）（1）（2）いずれにおいても、「周辺状況」については、事後評価時点と道路交通センサス時点における外的な周辺状況の変化を道路管理者へ聞き取る簡易な調査を行つたものであり、因果関係についてより詳細な調査が必要である。

総括調査票

調査事案名 (25) 道路事業等

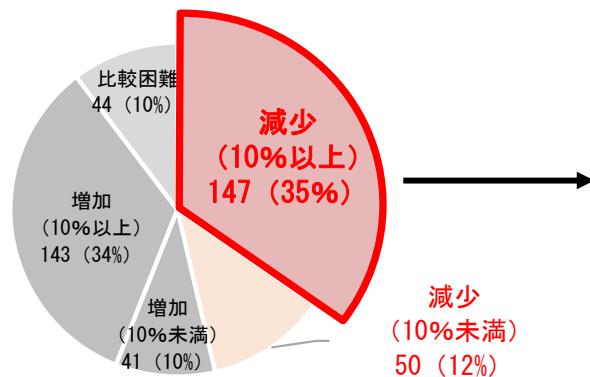
③調査結果及びその分析

(2) 事後評価における(将来の)計画交通量と直近の実績の比較

- 同様に、事後評価時点の計画交通量(S63～R12)（注3）と道路交通センサス(H27)に基づく実績交通量を比較（注4）したところ、道路交通センサス時点の交通量が上回っているものが43%あった一方、下回っているもの（減少）も46%となっていた。
- 更に、計画交通量を下回っている197区間のうち、10%以上交通量が下回っているものが35%となっていた。【図2】

(注3) 本件調査における計画交通量は、各事業の事後評価時点における、計画目標の年(S63～R12の間の一定時点)の平均交通量(台/日)の推計値
 (注4) 計画交通量の推計年次と実績交通量の年次は時点が異なるものの、単純に比較したもの

【図2】計画交通量(S63～R12)と直近の交通量(H27)の比較(n=425区間)



＜うち30%以上の大幅な減少が生じていた区間＞

- ~▲70% : 1箇所 (最大: ▲77%)
- ▲69～▲60% : 11箇所
- ▲59～▲50% : 11箇所
- ▲49～▲40% : 17箇所
- ▲39～▲30% : 36箇所 計76箇所

- 大幅な減少が生じていた区間の個別事例と周辺状況

＜事例1＞

計画年度(R3) : 6,300台/日 → 直近実績(H27) : 1,419台/日 (▲77%)

⇒ 平成11年度の供用後16年経つが、交通量推計上の前提となっている周辺道路が未供用のままであったもの

＜事例2＞

計画年度(R12) : 8,400台/日 → 直近実績(H27) : 2,969台/日 (▲65%)

⇒ 道路管理者からは、周辺状況の変化について、特段の回答が得られなかつたもの

(3) 上記調査に係る分析

- 交通量が10%以上減少した区間において外形的な周辺状況の変化を調査したところ、「推計で考慮されているネットワーク道路が未供用」「完成4車線で計画交通量を推計したが暫定2車線で供用中」「推計で考慮されていない周辺道路の供用に伴う交通転換」「回答困難」といった回答があった。

これらは、いずれにしても、計画交通量の推計に際して、できる限りの見通しを立てて、反映させるべきものであり、道路整備の進捗状況を踏まえた現実的な便益の算出などによる、より精度の高い事業評価が求められる。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 整備完了後の交通量の分析

① 交通量については、便益を算出するための基幹的なデータであり、新規事業採択時の事業評価に際しては、周辺の道路整備の見通し、人口動態等、交通量に及ぼす影響やリスクを十分に加味し、現実的で精度の高い評価を行うべき。

② インフラ整備の効果は長期にわたり発現するものであり、事後評価以降においても、交通量に想定を超える変化がある場合は、その要因分析を行うべき。
 実績交通量との乖離の要因については、更に詳細な調査を行い把握していくことが考えられる。

③ その上で、蓄積した知見を以後の道路整備に反映させ、より効率的・効果的な整備を行っていくべき。

総括調査票

調査事案名 (25) 道路事業等

②調査の視点

2. 国土強靭化5か年加速化対策に係る道路事業等の実施状況

- 道路事業等については、近年の災害の頻発化、激甚化への対応として、5か年加速化対策などにより、多額の予算を措置している。
- このため、国土強靭化に係る道路整備について、より効果的・効率的な推進を図る方策がないか検討するため、事業箇所の現況や事業の効果等に関する調査を行った。
- また、社会资本総合整備事業については、地方の要望に応じて道路整備に充てられているため、事業箇所の実態を調査した。

【調査対象年度】

令和4年度

【調査対象先数】

直轄：10地方整備局等

補助：60都府県及び市

交付金：65道県及び市町村等

【調査対象事業】

令和4年度補正予算（第2号）において、5か年加速化対策予算が措置された673事業

③調査結果及びその分析

2. 国土強靭化5か年加速化対策に係る道路事業等の実施状況

(1) 実施事業内容の調査

- 5か年加速化対策では、道路事業のうち、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策、道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策、道路施設の老朽化対策などについて、重点的・集中的に実施することとしている。
- 他方で、特に社会资本総合整備事業（以下「交付金事業」という。）について、実際に実施している事業内容を調査したところ、駅の自由通路の整備、交差点拡幅・待避所設置といった、
 - ・ 5か年加速化対策による整備の必要性が明らかでない事業
 - ・ そもそも、事業内容として、既に避難所までの一定の道路整備がなされている箇所への追加的な道路整備など、防災上の効果が高いとは考え難い事業が見受けられた。【次項事例1～2参照】
- 重点的・集中的に国土強靭化を推進するという、5か年加速化対策の趣旨に鑑みれば、単に国土強靭化地域計画に定める事業であることをもって実施するのではなく、個別の事業内容ごとに事業の必要性、緊要性を踏まえて優先順位を付けて実施していく必要がある。
- また、重点的・集中的に5か年加速化対策に掲げたメニューを実施していくためには、地方自治体にとって自由度の高い交付金を活用するとしても、施策への該当性をしっかりと確認する仕組みなくしては、効果の高い事業実施につながらないのでないのではないか。

総括調査票

調査事案名 (25) 道路事業等

③調査結果及びその分析

**【事例 1】災害対策としての効果に疑義があるもの（駅の自由通路の整備）
<交付金>**

<事業概要>

駅に自由通路を整備し、駅の右側から第1次緊急避難場所へのアクセス時間 を短縮。



(注6) 第1次避難場所は、災害発生後、直ちに開設されるものであり、第2次避難場所は、災害の状況・規模に応じて順次開設されるもの

(注7) 國土強靭化地域計画へ位置付けられているが、整備計画にはその旨の記載がされていないもの

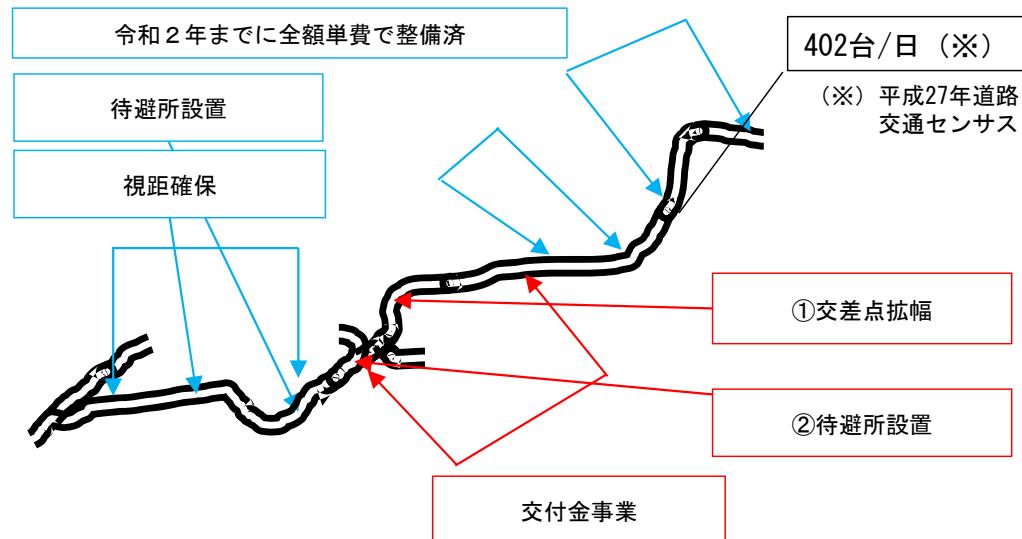
<所見>

- 地方自治体が作成した社会資本総合整備計画において、國土強靭化を含むものとされていない（注7）。
- 1次避難場所に至る道路は既に様々に存在する中での、自由通路の追加的な整備の防災上の必要性には疑義。
- 駅の右側からの交通利便性向上を主目的とした事業と考えられる。

**【事例 2】5か年加速化対策による整備の必要性が明らかでないもの
(道路拡幅等) <交付金>**

<事業概要>

土砂災害警戒区域（地すべり）において、避難所への移動経路の狭隘幅員解消のため、視距改良・道路拡幅・待避所設置を実施。



<所見>

- 本事業箇所については、地方自治体が策定する社会資本整備総合計画上、國土強靭化関連の事業となっていない。また、國土強靭化地域計画にも位置づけがないなど、國土強靭化施策としての必要性が明らかとは言えない。
- 加えて、本区間全体については、平成24年度以降、県の単独事業として順次実施してきたところ、当該区間は最後の箇所となっていたものであり、隣接の整備区間に比べて緊急性が劣後すると考えられる箇所について、5か年加速化対策に基づく国費が充てられている。

総括調査票

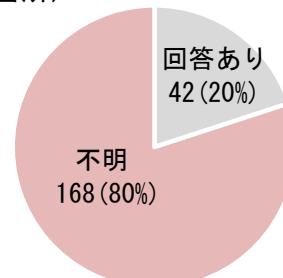
調査事案名 (25) 道路事業等

③調査結果及びその分析

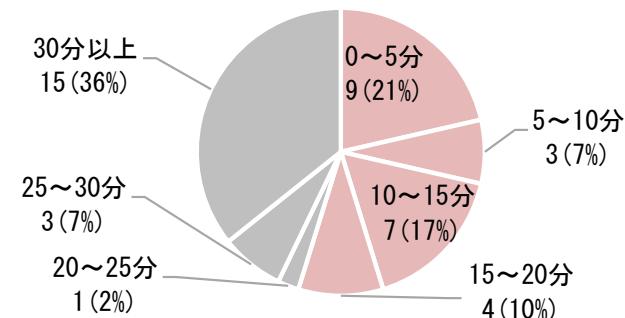
(2) 事業効果の定量的把握について

- 事業効果として事業主体が掲げている内容について定量的な把握がなされているか調査したところ、効果として「緊急輸送道路が通行止めになった場合に大幅な迂回を強いられる区間の代替路線を構成する」ことを挙げていた210箇所のうち、事業箇所の整備による迂回時間の短縮効果が「不明」との回答が168件（80%）あった。【図4】
さらに、迂回時間短縮効果について回答があった42件についても、整備前の所要時間からの短縮効果は、過半数が20分未満となっているほか、短縮効果が1分にとどまるものが2件あるなど効果が乏しいものもあった。【図5】
- 代替路線の整備による迂回時間短縮効果については、一般に定量化が難しいとは考えられない。多額の公費を投じている中で、事業主体は説明責任をきちんと果たしていくべきである。その上で、多様な整備効果をできる限り定量的に評価し、効果の大きいものから優先順位を付けて事業を実施するべきである。

【図4】迂回時間短縮効果を定量的に把握している割合
(n=210箇所)



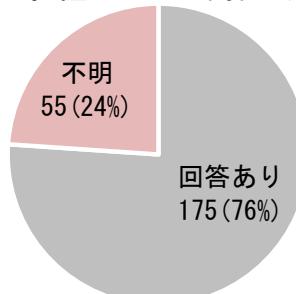
【図5】迂回時間短縮効果の分布 (n=42箇所)



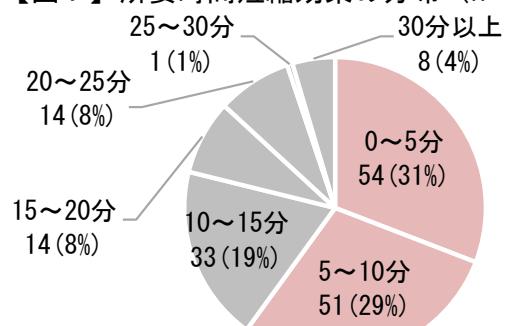
- また、事業効果として「医療施設へのアクセス向上」を挙げていた230事業のうち、事業箇所の整備による医療施設への所要時間短縮効果について、「不明」との回答が55件（24%）あった。【図6】

所要時間短縮効果について回答があった175箇所についても、整備前の所要時間からの短縮効果は、過半数が10分未満となっているほか、短縮効果が1分にとどまるものが16件あるなど効果が乏しいものもあった。【図7】

【図6】医療施設への所要時間短縮効果を
定量的に把握している割合 (n=230箇所)



【図7】所要時間短縮効果の分布 (n=175箇所)



④今後の改善点・検討の方向性

2. 国土強靭化5か年に係る道 路事業等の分析

① 5か年加速化対策に即し、また事業効果の高い事業が確実に行われるよう、自治体への自由度の高い交付金であっても、施策への該当性をしっかりと確認する仕組みを構築し、効果的・効率的に予算執行していくべきである。

② 災害時にも機能する道路ネットワークの確保について、抽象的に防災目的としての重要性を唱えるだけではなく、事業実施主体において、できる限り定量的な効果を示し、客観的基準に基づき事業を評価選定する仕組みを構築すべき。

総括調査票

調査事案名	(26) 特定離島港湾施設等の維持管理			調査対象 予算額	令和4年度：1,115百万円 (参考 令和5年度：740百万円)		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	港湾事業費	調査主体	本省
組織	国土交通本省			目	特定離島港湾維持管理費	取りまとめ財務局	一

①調査事案の概要

【事案の概要】

「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（平成22年法律第41号）及び「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」（平成22年7月13日閣議決定）に基づき、海洋資源の開発及び利用や海洋調査等の諸活動が、本土から遠く離れた離島や海域においても安全かつ安定的に行うことができるよう、人員、物資等の輸送や補給に必要な拠点施設として、特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）において、特定離島港湾施設の整備を推進するとともに、国による港湾の管理を実施している。

本予算は、南鳥島における特定離島港湾施設や港湾周辺の水域等の維持管理のための経費である。

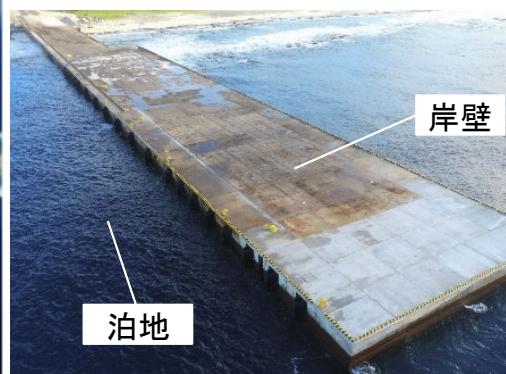
【特定離島の位置】



【事業概要】

○南鳥島（事業着手：平成22年度）

岸壁（延長160m・水深-8m）、泊地（水深-8m）



(出所) 海上保安庁海洋情報部「日本の領海等概念図」を基に作成

総括調査票

調査事案名 (26) 特定離島港湾施設等の維持管理

②調査の視点

- 1. 南鳥島における特定離島港湾施設等の維持管理に係る実態調査等について

南鳥島においては、関東地方整備局の職員が現地に常駐し、特定離島港湾施設等の維持管理業務に従事している。

そこで、施設等の維持管理方法や現状の課題を把握するため、関東地方整備局を対象にアンケートを実施するとともに、実地調査を行った。

【調査対象年度】
令和4年度

【調査対象先数】
関東地方整備局：1先

2. 離島港湾における施設等の維持管理に係る実態調査について

今後の特定離島港湾施設等の維持管理の在り方についての検討の参考とするため、離島港湾を対象に、施設等の維持管理に係るアンケートを実施した。

【調査対象年度】
令和4年度
【調査対象先数】
港湾管理者：9先（30事例）

③調査結果及びその分析

- 1. 南鳥島における特定離島港湾施設等の維持管理に係る実態調査等について
- 2. 離島港湾における施設等の維持管理に係る実態調査について

（1）維持管理業務の概要

広大な排他的経済水域等の保全や海洋資源開発等に関する活動の拠点施設である南鳥島の特定離島港湾施設等の管理を行うため、国土交通省においては、関東地方整備局職員2名体制で、係留施設等を巡回して目視により点検等を行っており、点検結果等については関東地方整備局に報告がなされている。

（2）施設の現状及び課題

施設の現状について実地調査を行ったところ、事業期間の初期に整備された岸壁の一部等において、島内で活動する重機等の輸送に伴い生じたひび割れやくぼみ等が散見された。また、平均風速約5m/s前後の風が吹いており、かつ、岸壁が外洋に面して防波堤がないことから、波が高く岸壁に打ち付けている状況が確認されたところ、荒天時には岸壁を越波することもある旨聴取した。

こうした本土の港湾とは異なる環境の下、万一施設が損壊して復旧工事を行うこととなった場合、本土から遠く離れた南鳥島の地理的状況から、本土での実施に比して相当の時間・経費（※）を要することが想定されるほか、代替施設もないことから各種活動に対し大きな制約を与えることとなる。

（※）船舶や作業員を構成するなどの渡島準備に数か月を要するほか、船舶による渡島自体にも片道約5日間かかる。また、経費としても船舶の借り受けのみで数千万円程度要することが想定される。

したがって、予防保全的な維持管理が他の港湾に比してもより重要と言えるところ、事業者による点検・修繕についても、その地理的状況から頻繁に行なうことは困難であり、各種施設点検のための事業者の渡島は年1～2回程度にとどまっている。

以上より、事業者の渡島の機会が極めて限られる中、コストを抑制しつつ適切な施設の維持管理を行っていくためには、日常点検の段階から、常駐職員により施設の劣化・損傷状況等を可能な限り詳細かつ網羅的に把握し、その情報を踏まえて点検・修繕すべき箇所を組織的に検討し的確な判断を行った上で、事業者の渡島の際に必要な対応が遺漏なく一度に行われるよう措置することが不可欠である。

しかしながら、現状の通常点検は目視による巡回にとどまっており、各施設における小さな損傷等を見逃すことがあるほか、水中部等目視では容易に確認できない箇所の状況把握も困難であるなど、事業者の渡島に先立って行なるべき現場での実態把握の改善が必要と認められた。

（3）新たな技術の導入等による日常点検の精度の向上

こうした現状の施設点検における課題に対し、常駐職員の増員や予算の増加を伴うことなく対応するためには、常駐職員による日常点検の精度の向上を図り、施設の実態に関する評価が的確に行われるようすることが求められる。

この点、南鳥島と同様に本土から離れた離島港湾に対し維持管理に係るアンケートを実施したところ、いくつかの港湾管理者においては、空中ドローンや水中ドローン等の技術を活用している旨の回答があった。

ドローンについては、比較的安価であり、また、南鳥島においても島内に大幅な設備の整備を行うことなく利用可能と考えられる。その効果としても、特に、水中ドローンについては、潜水士に委託することなく水中部の撮影を可能とするものであり、常駐職員による実態把握に効果的と考えられ、このように、より多角的に把握した情報を組織的に共有することにより、更なる点検・修繕の必要性やその時期等についての的確な判断に資するものと考えられる。

④今後の改善点・検討の方向性

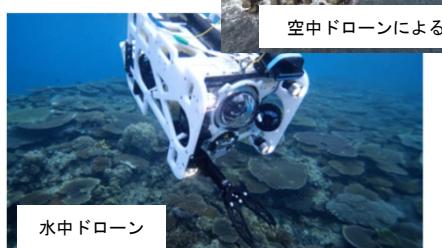
- 1. 南鳥島における特定離島港湾施設等の維持管理に係る実態調査等について
- 2. 離島港湾における施設等の維持管理に係る実態調査について

南鳥島における特定離島港湾施設等については、その地理的状況から事業者による点検・工事等を頻繁に行なうことが困難である中、数少ない事業者の渡島の機会を最大限活かすため事前の詳細な実態把握が不可欠であるところ、現状においては、常駐職員が施設を巡回し目視で確認する手法にとどまっている。改善が必要と認められる。

そのため、他の離島港湾での実例も踏まえ、新たな技術を活用するなどして、常駐職員による日常点検の精度の向上を図るべき。特に、水中ドローンについては、目視で確認困難な水中部について潜水士を渡島させることなく点検を可能とするものであり、優先順位が高いと考えられるが、国土交通省としても、導入効果やコストを検証し、より効果的な方法を検討すべき。



空中ドローンによる撮影



水中ドローン

(参考) ドローンの活用事例

総括調査票

調査事業名	(27) 戰略的なプロモーションの実施 (JNTO運営費交付金を含む)		調査対象 予算額	令和4年度 : 6,541百万円 ほか (参考 令和5年度 : 12,356百万円)		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	独立行政法人国際観光振興機構運営費 ほか	調査主体
組織	観光庁			目	独立行政法人国際観光振興機構一般勘定 運営費交付金 ほか	取りまとめ財務局 (近畿財務局)

① 調査事業の概要

【事業の概要】

- 「観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）」を含め、これまで各種政府方針において、インバウンド促進は、コロナ禍からの回復や少子高齢化等に直面する我が国において、観光産業を通じた経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であり、戦略的な訪日プロモーションの実施は、その為の主要な施策の一つとして位置付けられている。世界の主要な国々が政府観光局を有して、熾烈な外客誘致競争を展開している中、我が国も日本政府観光局（正式名称は独立行政法人国際観光振興機構。以下「JNTO」という。）が中核的な役割を果たして、運営費交付金等を活用しつつ、訪日プロモーションに取り組んでいるところ。
- JNTOは、世界の主要な市場に25か所の海外事務所も活用した情報・ネットワークや、専門機関としての知見・分析能力を有しており、観光庁の有識者検討会において、地域（自治体・DMO※）との役割分担として、JNTOが訪日プロモーションとして地域の情報発信を一元的に行い、地域は観光資源の磨き上げや多言語表記等の受入れ環境整備等を優先的に行なうことが効果的、との方向性が示されている。※DMO : 観光地域づくり法人 (Destination Management / Marketing Organization)
- また、その他の予算事業として、観光庁の他の事業や、国際観光旅客税の収税を活用した文化庁や環境省などの事業においても、地域の事業者・自治体等を対象とした訪日プロモーション支援が含まれているところである。そこで、各事業の訪日プロモーションにおけるJNTOとの役割分担について調査を行い、重複のない、より効果的・効率的な訪日プロモーション支援の在り方について検討を行う。更に、PDCAに役立てる等の観点から、JNTOと連携した訪日プロモーションの効果の有無についての、地域の自治体・DMO・事業者等の認識状況について調査を行う。

【JNTOについて】

- ・ 世界各国の現地事務所を通じた世界の市場とのネットワークを活用し、訪日プロモーションで中核的な役割を果たしている。



主な訪日プロモーション事業の例

- Webサイト・SNS
- 旅行博・見本市・商談会
- 旅行会社関係者などに向けた日本招請
- 広告展開
- 地域からの情報収集・発信事業
- 広報・取材支援 等

【JNTOによる事業者・自治体等との訪日プロモーションにおける主な連携】

- ・ 自治体やDMO、事業者等を対象とした連携事業として、JNTOによる地域の情報発信支援や、プロモーションの関係のノウハウ集の公開等による支援等を実施している。



JNTOによる地域情報の
SNS投稿やHP掲載

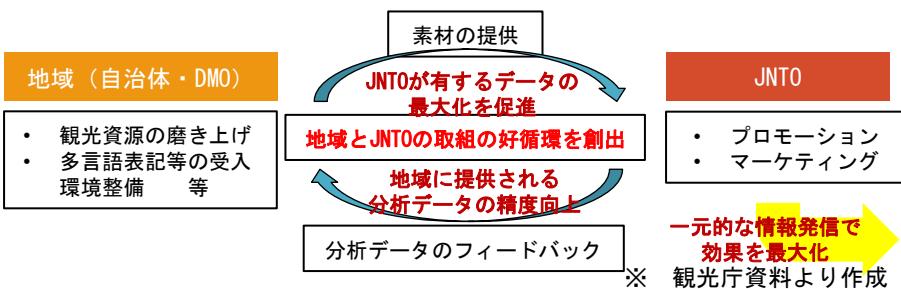


旅行博・商談会等への
参加支援や
観光関係者の日本招請



ノウハウ集等の公開
※ JNTO資料より作成

【地域（自治体・DMO）とJNTOの連携による好循環の創出】



【その他の訪日プロモーション支援を含む予算事業】

※令和3年度予算及び令和4年度当初予算

観光庁 : ①広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

観光庁 : ②国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

観光庁 : ③地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業

文化庁 : ④日本博を契機とした観光コンテンツの拡充

観光庁 : ⑤ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

文化庁 : ⑥日本が誇る先端技術を活用した日本文化の魅力発信

環境省 : ⑦国立公園利活用促進円滑化事業

総括調査票

調査事案名 (27) 戰略的なプロモーションの実施 (JNTO運営費交付金を含む)

②調査の視点

1. JNTOの活用実態調査

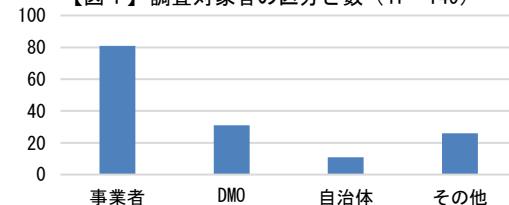
訪日プロモーション支援を含む予算事業を活用する事業者・自治体等の訪日プロモーションにおける、JNTOとの役割分担の検討状況について調査し、効果的な役割分担が検討・実施されているかどうか確認する。

③調査結果及びその分析

1. JNTOの活用実態調査

基礎調査として、令和3年度予算及び令和4年度当初予算で、訪日プロモーション支援事業（前頁の「その他の訪日プロモーション支援を含む予算事業」①～⑦）を活用している事業者・自治体等と、全事業費におけるプロモーション費の割合について調査を行ったところ、結果は以下のとおりとなった。【図1】【表1】

【図1】調査対象者の区分と数 (n=149)



【表1】事業者、自治体等が実施する各事業の全事業費に占めるプロモーション事業費の割合の分布 (n=149)

0～10%	11～20%	21～30%	31～40%	41～50%	51%～
30	29	47	15	16	12

既存のプロモーション支援を行っている予算事業のうち、「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業（以下、広域周遊促進事業）」においては、予算事業を活用するDMOとJNTOの役割分担を制度に落とし込む形で、令和2年度より要件として、特定の範囲ごとに、全事業※のうち調査・戦略策定及び情報発信・プロモーションに係る補助金額の割合を3割以下とすることとしている。

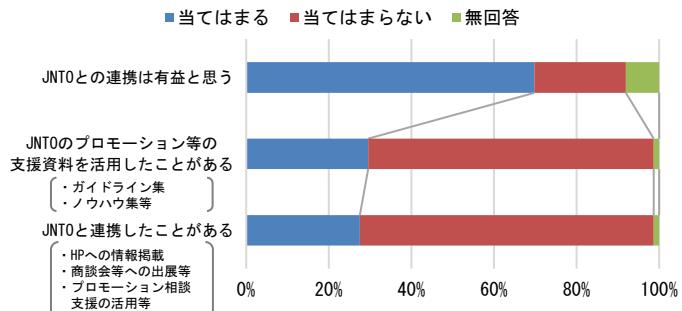
※全事業は、①調査・戦略策定、②滞在コンテンツの充実、③受入環境整備、④旅行商品流通環境整備、⑤情報発信・プロモーション。

このような予算事業の事例も踏まえ、訪日プロモーション支援事業を活用している事業者・自治体等のプロモーションにおいて、JNTOとの連携※状況を調査すると、連携は有益であるとの回答は7割程度の一方、実際に連携している事業者等は3割程度にとどまっていた。このギャップに該当する事業者等については、JNTOのリソース活用を検討することで、訪日プロモーションの効率化・効果の向上の余地があるものと考えられる。【図2】

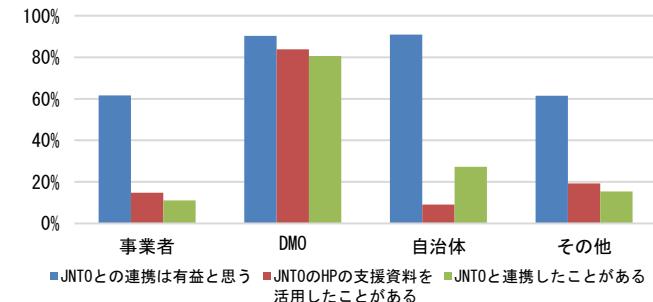
また、事業者等の区別別に傾向を見てみると、DMOでは連携が進んでいる一方、他の事業者・自治体等では連携が少ない状況であった。【図3】

※JNTOとの主な連携：JNTOのHPへの情報掲載やSNS投稿、商談会等への出展、プロモーション相談支援の活用等

【図2】JNTOとの連携の有益性とJNTOとの連携等の状況 (n=149)



【図3】調査対象者別のJNTOとの連携の有益性とJNTOとの連携等の状況 (n=149)



総括調査票

調査事案名 (27) 戰略的なプロモーションの実施 (JNTO運営費交付金を含む)

③調査結果及びその分析

1. JNTOの活用実態調査

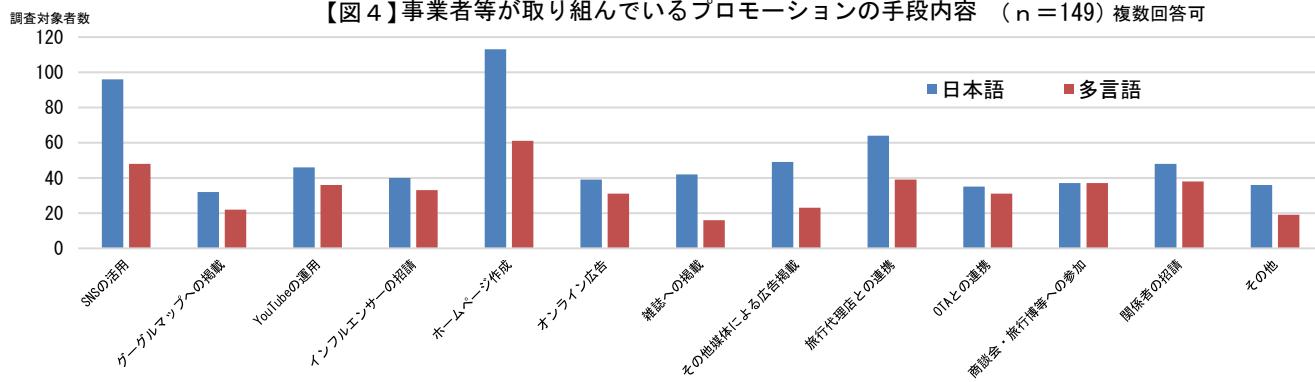
観光庁の有識者検討会などにおいては、JNTOの訪日プロモーションの強みとして、インバウンドの主要市場に設置された海外事務所を通じた現地の情報や、多様な海外メディア・旅行会社等とのネットワーク、多くの事業者等と共同で実施すると効果の高い商談会等への参加や招請事業の実施、さらには、情報発信や訪日プロモーション事業の実施により蓄積された豊富なデータと優れたデータ分析機能を有している点などが挙げられている。一方で、それぞれの個別の地域や事業者等の固有事情に根差した情報収集・発信等、事業者等による訪日プロモーションに利がある分野もある。

こうした中、事業者等が訪日プロモーション支援事業において行っているプロモーション手段を調べると下記のとおりとなった。

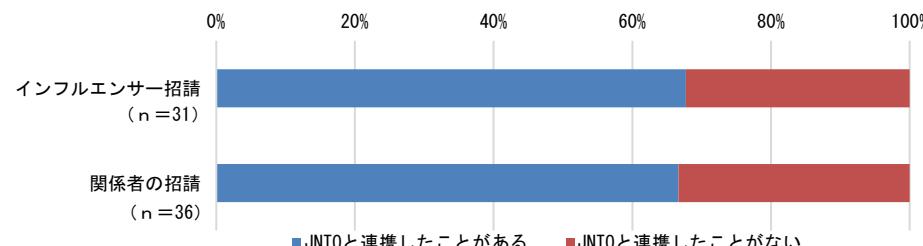
このプロモーション手段のうち、ホームページの作成など、幾つかの手段はJNTOと各地域や事業者それぞれが取り組むことに合理性があると考えられるものがある。一方、例えば「招請事業」に関しては、個別事業者等ごとに実施するよりも、一元的に実施した方が効果が高いプロモーション手段であり、重複を排除し、効率的に事業を実施するためには、JNTOへの一元化を促していくべき事業であるが、実際招請事業を実施している事業のJNTOとの連携状況を調査すると、JNTOと連携していない事業者が存在していた。

このほか、その他媒体による広告掲載などに関連し、国外メディア・旅行会社向けのコンテンツ提供などについても、JNTOへの一元化による効率化を検討していくべきと考えられる。

【図4】事業者等が取り組んでいるプロモーションの手段内容 (n=149) 複数回答可



【図5】招請事業におけるJNTOとの連携状況



④今後の改善点・検討の方向性

1. JNTOの活用実態調査

これらの調査結果を踏まえると、事業者等が各プロモーション支援事業において、JNTOのリソースを活用できるものは活用していくよう促していくことが、重複排除や事業リソースの効率的な活用のために重要なと考えられる。

具体的には、

- ・広域周遊促進事業におけるプロモーション事業費等の割合制限など、個別の制度設計においてJNTOのリソース活用のインセンティブが働くようにすることや、
- ・関係省庁間で、支援制度を設計する際に重複がないよう、要求前に意見交換を実施、などの仕組みを検討・導入すべき。

総括調査票

調査事案名 (27) 戰略的なプロモーションの実施 (JNTO運営費交付金を含む)

②調査の視点

2. JNTOとの連携効果の把握に関する実態調査

JNTOとの効果的な役割分担の検討を含め、効果的なプロモーションの検討に必要なプロモーションの効果の把握状況に問し、予算事業を活用する観光関係事業者・自治体等に調査を行う。

【調査対象年度】
令和3年度～令和4年度

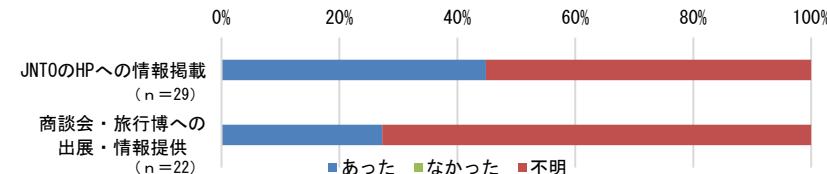
【調査対象先数】
観光事業者：274先
回答先数：149先

③調査結果及びその分析

2. JNTOとの連携効果の把握に関する実態調査

まず、JNTOとの連携を実施している各事業者・自治体等に対し、訪日プロモーションの効果を把握しているか調査するため、(1) JNTOのHPへの情報掲載、(2) JNTOの商談会・旅行博への出展・情報提供と2つの手段に関し、プロモーションの効果としての売上への影響を確認した調査結果が下記のとおりである。

【図6】プロモーションの売上への効果

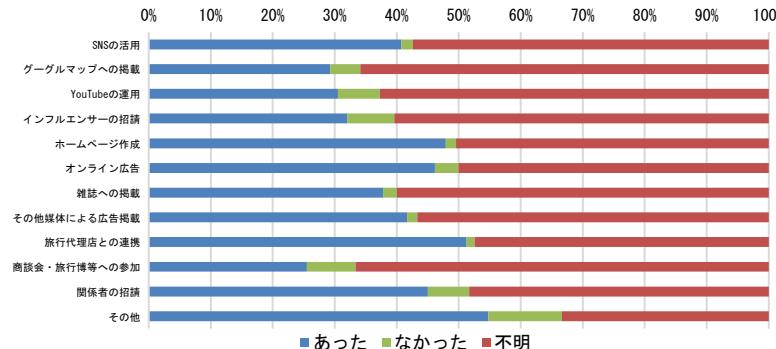


効果がなかったとの回答はなく、効果があつたという回答が2～4割となっている一方、効果が不明との回答が5割を超えていた。

JNTOのHPを見ても、JNTOのプロモーションの手段の紹介や、SNSやHP作成、動画作成などのノウハウ集は公表されている一方で、プロモーションの効果に関する公表や、プロモーションの効果分析のノウハウ集などは、明示的に公表されていなかった。プロモーションの効果が把握できないと、PDCAの観点を踏まえた、より効果の高いプロモーション手段へのリソース配分の見直しの検討が難しくなることが考えられる。

次に、JNTOとの連携がなかった事業者等を含めて、プロモーションの効果としての売上への影響を確認した結果は下記のとおりとなり、上記の調査と同様に、不明との回答が多かった。

【図7】プロモーションの売上への効果 (n=149)



④今後の改善点・検討の方向性

2. JNTOとの連携効果の把握に関する実態調査

観光庁、関係省庁、及び事業者等が訪日プロモーション戦略として、より効果の高いプロモーションへの重点化等を検討するため、JNTOは、平均的なSNSのエンゲージメント数やHPの閲覧数、旅行博や商談会の参加者数など、JNTOが把握しているプロモーションの効果に関する情報を分かりやすくまとめて、HPで公表するなどの形で、フィードバックしたり、事業者等がプロモーションの効果を把握するためのノウハウ集などの材料を提供すべき。

また、観光庁及び関係省庁は、訪日プロモーション支援を含む予算制度を検討する際に、事業者や自治体等が、それらの情報・ノウハウ集を活用し、より効果の高いプロモーションへのリソース配分の修正に取り組むような、仕組みの検討などを行なべき。

総括調査票

調査事業名	(28) 海岸漂着物等地域対策推進事業			調査対象 予算額	令和3年度：170百万円 ほか (参考 令和5年度：170百万円)		
府省名	環境省	会計	一般会計	項	大気・水・土壤環境等保全費		調査主体
組織	環境本省			目	地域環境保全対策費補助金		取りまとめ財務局

①調査事業の概要

【事業の概要】

■事業概要 地方公共団体が実施する海岸漂着物、漂流物・海底堆積物（以下「海岸漂着物等」という。）の回収・処理、発生抑制対策等に関する事業を支援する。

■事業形態 補助事業

■補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）

■補助率 原則：7/10

■交付額の配分方法

各自治体からの要望額に対し、環境省において、前年度の交付額や直近の執行実績等を踏まえて設定した基準額を基に、所要の調整を行い交付額を決定している。

■事業イメージ

海岸漂着物等の
回収・処理事業

〔海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理を推進〕

海岸漂着物等の
発生抑制対策事業

〔海洋ごみの発生抑制に係る普及・啓発、調査・研究等〕



（取組事例：自治体による出前講座）



■予算額の内訳

（単位：百万円）

	令和2年度 補正予算	令和3年度 当初予算
回収・処理事業	3,110	170
発生抑制対策事業	370	—

■過年度予算の推移

（単位：百万円）

	当初予算	補正予算	合計
令和2年度	3,695	3,525	7,220
令和3年度	170	7,889	8,059
令和4年度	170	3,525	3,695
令和5年度	170	—	170

※予算額には、調査対象外の海洋ごみに関する地域計画策定支援事業を含む。

※令和2年度当初予算額は、臨時・特別の措置分を含む。

※令和3年度補正予算額は、軽石対応に係る経費を含む。

②調査の視点

1. 海岸漂着物等の回収・処理事業の配分の適正性・執行の効率性について

○ 海岸漂着物等の回収・処理事業について、都道府県への事業費配分は、回収・処理量に対応したものとなっているか。

○ 効率的な予算執行がなされるよう、競争原理に基づいた事業者選定がなされているか。

2. 海岸漂着物等発生抑制対策事業の在り方について

○ 漂着ごみの調査結果等を踏まえた際、各自治体が実施する発生抑制対策事業は、その削減に向けて、真に効果のある、適切な対策であると言えるか。

【調査対象年度】令和2～3年度

【調査対象先数】都道府県：47先

（うち8先は本事業の活用実績なし）

総括調査票

調査事案名 (28) 海岸漂着物等地域対策推進事業

③調査結果及びその分析

1. 海岸漂着物等の回収・処理事業の配分の適正性・執行の効率性について

(1) 海岸漂着物等の回収・処理単価

- 各自治体が実施した海岸漂着物回収・処理事業の回収単価及び処理単価(※)を都道府県別に比較したところ、最大値と最小値で、回収単価は約14倍、処理単価は約10倍もの乖離が見られた。

なお、必ずしも島しょの多い都道府県の単価が高いわけではなかった。【図1-1】【図1-2】

※回収(処理)費を回収(処理)量で除したもの。

- また、地域区分が島しょのみの事業を取り出して都道府県別に回収単価を比較した場合でも、著しい乖離が見られた。【表1】

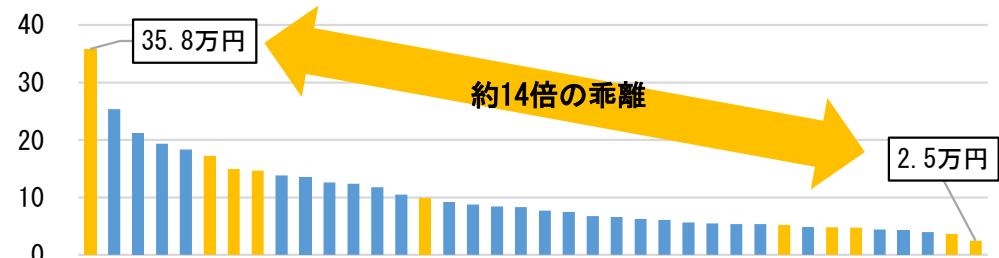
- 事業費の積算根拠を確認したところ、「回収・処理量」を一切考慮せず、作業回数・作業面積等のみを根拠としている事業が相当程度(21%)見られた。

【表1】回収単価の分析(万円/t)

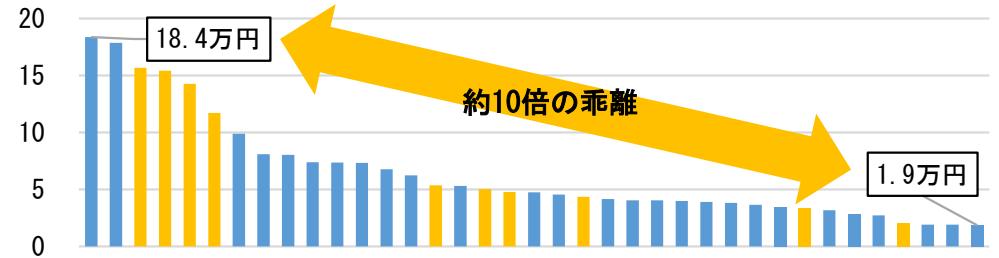
地域区分	最大値	最小値
島しょ	152.8	0.7
島しょ以外	21.2	1.2

※回収作業を実施した地域区分として上記項目のみを選択した事業を、都道府県別に集計の上、単価を算出。

【図1-1】都道府県別の回収単価(万円/t)



【図1-2】都道府県別の処理単価(万円/t)

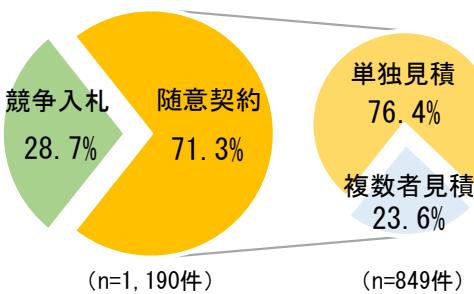


※図1-1、1-2のうちオレンジで着色した都道府県は、属する離島数が上位の10団体を示している。

(2) 契約方式

- 事業者選定時の契約方法を確認したところ、全契約(1,190件)、単価契約等を除く。)のうち、競争入札が29%であったのに対し、随意契約(単独見積、複数者見積)が71%に上った。また、随意契約のうち、単独見積が76%に上った。【図2】

【図2】契約方式の状況



④今後の改善点・検討の方向性

1. 海岸漂着物等の回収・処理事業の配分の適正性・執行の効率性について

- 全国の回収・処理単価を比較すると、一定程度、地理等の特殊事情を考慮したとしても、合理的な説明がつかない単価の差が生じており、事業費が、回収・処理量に応じて適切に配分されていないのではないか。

- 本事業の実施に当たっては、環境省において、
 - ①単価の上限の導入や、数量・作業場所等に応じた標準価格の設定等を検討した上で、
 - ②都道府県における事業費の積算時において、回収・処理量の考慮を必須とするよう取扱いを見直し、
 - ③併せて、契約事業者の選定に当たっては、競争入札や、随意契約による場合も複数者見積を行うよう促すことによって、事業費を効率化しつつ、海岸漂着物等の回収・処理量が多い自治体へより重点を置いた配分がなされるよう見直しを行うべき。

総括調査票

調査事案名 (28) 海岸漂着物等地域対策推進事業

③調査結果及びその分析

2. 海岸漂着物等発生抑制対策事業の在り方について

(1) 漂着ごみの詳細と発生源について

○ 全国で回収・処理された漂着ごみの詳細を分析すると、海域による差異はあるが、主にプラスチックごみと漁具が大勢を占めていることが分かる。【図3】

○ このうち、ペットボトルの言語表記を比較すると、黒潮上流域や対馬暖流上流域では特に外国語表記のものが多く、漁具のうち浮子（ブイ）については、日本語表記製品の割合は全地域で30%を切っていた。【図4】

これら調査を踏まえると、漂着ごみは、他地域で発生したものが海流等の影響で当該海岸に漂着したものが多いと考えられる。

(2) 発生抑制対策の妥当性

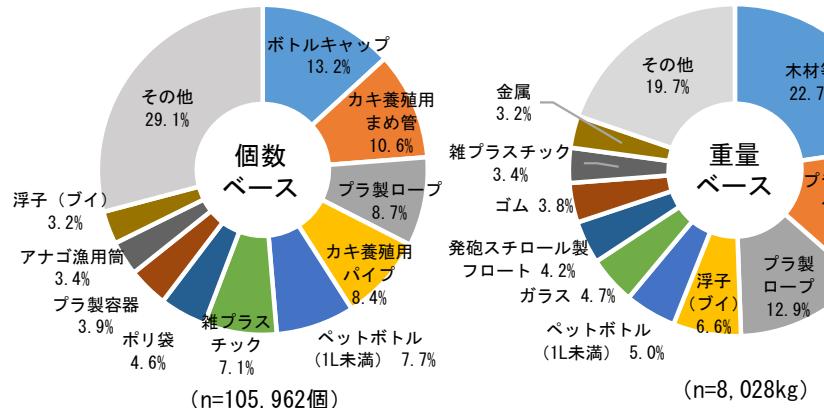
○ 他方、本事業を実施している39団体に対して取組内容を調査したところ、全体（204事業）のうち、当該自治体内において環境意識等を啓発する事業※が75%（153件）を占めていることが分かった。

※ 啓発イベント実施、チラシ・ポスター作成、WEB・SNS掲載など

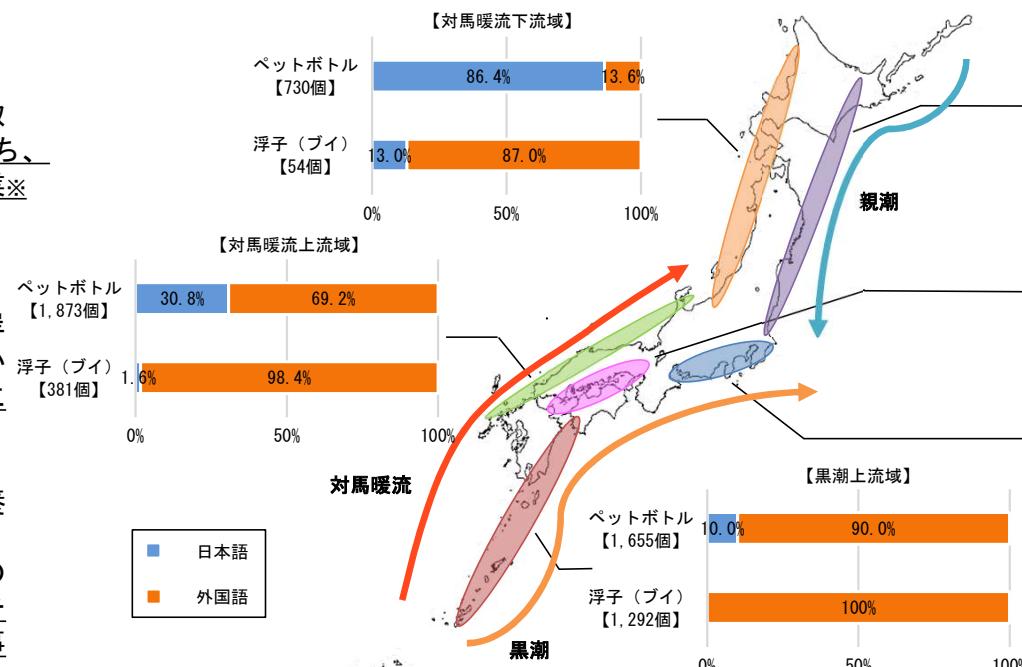
○ これらの啓発事業は、例えば当該地域内の海岸におけるポイ捨てへの注意喚起等としては何らか効果があるとしても、海外や他地域からの漂着に対して削減効果があるとは考えづらい。

○ また、瀬戸内海など一部地域においてはカキ養殖用漁具（まめ管・パイプ）の漂着が非常に多くなっているが、こういった漂着ごみを削減するのであれば、その発生原因に対して直接アプローチすべきであり、漂着する側の自治体による啓発事業が効果を有するとは考えづらい。

【図3】令和3年度漂着ごみ上位品目（全国）



【図4】ペットボトル及び漁業用浮子（ブイ）の言語表記別割合



④今後の改善点・検討の方向性

2. 海岸漂着物等発生抑制対策事業の在り方について

○ 漂着ごみの内訳や発生原因を踏まえると、自治体による啓発事業がその発生抑制に大きな効果を持つことは考えづらい。

○ 本事業については、その在り方を抜本的に見直し、海外における発生原因への直接的な働きかけや、国内漁業関係者との調整など、発生源へ直接アプローチする取組を国が主導していくべき。

総括調査票

調査事案名	(30) 民間船舶の運航・管理事業			調査対象 予算額	令和4年度：2,663百万円 ほか (参考 令和5年度：2,742百万円)		
府省名	防衛省	会計	一般会計	項目	艦船整備費	調査主体	本省
組織	防衛本省			目	公共施設等維持管理運営費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事業の概要】

島嶼侵攻対処や災害発生時には、自衛隊艦船の輸送能力だけでは不足する事態も想定されることから、民間海上輸送力を効果的かつ効率的に活用し、大規模な人員・装備品等の輸送を可能とする機動展開能力を強化するため、民間事業者による民間船舶（以下「PFI船舶」という。）の調達・維持管理・運航等を一元的に行う事業である。

- ・自衛隊の用に供していない期間は、管理運営事業者が独自の民間収益事業を実施できることとなっており、利益の一部を国庫に納付することとなっている。
- ・現契約では、輸送用船舶として、PFI船舶2隻を10年間で総額約250億円（平成28年から令和7年末）で運用中であり、契約総額の中で、維持管理・運航等に必要な経費を毎年度、予算計上している。

これまでの主な活用実績として、自衛隊訓練演習時の部隊・装備品輸送に加え、平成28年の熊本地震及び平成30年の北海道胆振東部地震における部隊・物資の輸送、被災者向けの休養施設（食事・入浴）等、災害時にも活用されているほか、令和2年のクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」の生活・医療支援等を行う自衛隊員等の活動拠点・宿泊場所等としても活用されている。

「防衛力整備計画（令和4年12月16日閣議決定）」では、「海上輸送力を補完するため、車両及びコンテナの大量輸送に特化したPFI船舶を確保する」とし、約0.1兆円を計上している。

【保有船舶】

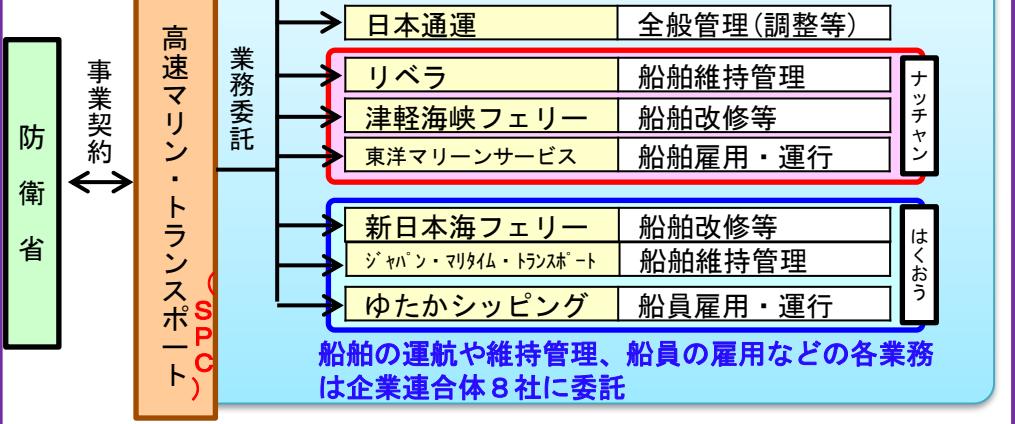


【輸送能力】
人員：508名
車両：大型トラック50両
小型トラック110両



【輸送能力】
人員：507名
車両：大型トラック200両

【事業スキーム】



【問題意識】

PFI船舶の運用に際しては、災害対応を含む有事等の用に供することを本務としつつ、それ以外の期間においても、自衛隊訓練での活用に加え、民間収益事業での活用も可能な契約となっていることも踏まえ、PFI事業で実施することにより期待される成果が上がっているか、活用実績を確認する必要がある。

また、今般策定された「防衛力整備計画」ではPFI船舶の確保が掲げられたことを踏まえ、活用実績の調査結果から、確保の際に必要となる検討事項を洗い出す必要がある。

総括調査票

調査事案名 (30) 民間船舶の運航・管理事業

②調査の視点

1. PFI船舶の平素の稼働状況

PFI船舶の運用実態を把握し、平素において、どのように活用が図られているか、調査を実施する。

2. PFI基本方針との関係性

PFI船舶の運用実態が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）」（以下「PFI基本方針」という。）で掲げられるPFI事業の実施による成果に沿っているものか、検証を実施する。

3. 運用パターン別取組状況

PFI船舶の運用状況を、運搬対象と運搬用途で類型化した上で、PFI船舶がどのような用途で利用されているのか、調査を実施する。

【調査対象年度】

平成28年度～令和4年度

【調査対象先数】

防衛省ほか：6先

③調査結果及びその分析

1. PFI船舶の平素の稼働状況

○稼働率（稼働率＝稼働日数÷稼働可能日数（契約上の日数から整備日数を控除した日数））

PFI船舶の契約開始時（平成28年度）から令和4年度末までの稼働状況を調査したところ、両船舶の稼働率については、ナッチャンWorldは8.0%、はくおうは10.0%であった。【表1】【表2】

さらに、稼働時の用途を調査すると、自衛隊訓練以外では、ナッチャンWorldは民間収益事業の割合が高く、はくおうは災害派遣利用の割合が高かった。これは、ナッチャンWorldは、HP上でイベント実績等を周知していることから映画イベントをはじめとするイベント利用が多く、はくおうは、入浴施設等を有するという船舶の特性から、西日本の台風や豪雨災害時の派遣、新型コロナウイルス対応（令和2年度に横浜港へ45日出航）での利用が多くなっている。

【表1】(ナッチャン)	稼働可能日数	稼働日数	稼働率	(うち訓練)	(うち災害派遣)	(うち収益事業)
H28年度	365日	6日	1. 6%	6日	0日	0日
H29年度	311日	28日	9. 0%	7日	0日	21日
H30年度	344日	66日	19. 2%	7日	5日	54日
R元年度	356日	41日	11. 5%	19日	11日	11日
R2年度	322日	19日	5. 9%	19日	0日	0日
R3年度	365日	9日	2. 5%	9日	0日	0日
R4年度	330日	23日	7. 0%	23日	0日	0日
総計	2,393日	192日	8. 0%	90日(3. 8%)	16日(0. 7%)	86日(3. 6%)

【表2】(はくおう)	稼働可能日数	稼働日数	稼働率	(うち訓練)	(うち災害派遣)	(うち収益事業)
H28年度	365日	51日	14. 0%	6日	41日	4日
H29年度	347日	25日	7. 2%	5日	0日	20日
H30年度	350日	58日	16. 6%	15日	40日	3日
R元年度	349日	74日	21. 2%	27日	47日	0日
R2年度	351日	15日	4. 3%	12日	3日	0日
R3年度	342日	13日	3. 8%	13日	0日	0日
R4年度	353日	9日	2. 5%	9日	0日	0日
総計	2,457日	245日	10. 0%	87日(3. 5%)	131日(5. 3%)	27日(1. 1%)

総括調査票

調査事案名 (30) 民間船舶の運航・管理事業

③調査結果及びその分析

2. PFI基本方針との関係性

「PFI基本方針」では、PFI事業の実施により期待される成果として、「財政資金の効率的利用」、「民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化に資すること」等が掲げられている。※本事業の導入決定当時のPFI基本方針（平成25年9月20日閣議決定）でも同内容が掲げられていた。

「財政資金の効率的利用」については、10年間で250億円を投じる事業であり、平時における自衛隊訓練等での活用も期待されるものであるが、前掲1の【表1】、【表2】で示したとおり、自衛隊訓練での利用率はナッチャンWorldが3.8%、はくおうが3.5%となっている。

また、「民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化に資すること」については、「民間収益事業」での利用率はナッチャンWorldが3.6%、はくおうが1.1%であり、両船舶とも令和2年度以降の実績はなかった。

3. 運用パターン別取組状況

船舶の運搬用途を「自衛隊利用」と「自衛隊以外の利用」の2種類とし、そのうち後者については運搬対象を「ヒト」または「貨物」に類型化した上で、PFI船舶の運営事業者へのヒアリングも含め取組状況を調査した。

調査結果は【表3】のとおりであり、PFI船舶の事業目的に馴染む自衛隊訓練での利用について見ると、PFI船舶の利用実績は船体規模や燃料の面から限定的であり、代わりに民間船をチャーターして利用しているという状況であった。

【表3】

自衛隊以外の利用

自衛隊利用

・民間収益事業の売上の内訳は下記のとおりであり、米軍輸送が総売上の7割を占めている。
 ・営業活動はHP等で実施しているが、問合せを受けても、燃料費等のコストが割高で実現に至らないケースも見られた。
 ・コロナの影響により、両船舶とも令和2年度以降民間収益事業の実績はない。

ナッチャンWorld

はくおう

総売り上げ	2.1億円	総売り上げ	2.6億円
米軍輸送	1.5億円	米軍輸送	1.8億円
イベント等	0.6億円	イベント等	0.8億円

・両船舶とも運営事業者による営業活動実績なし。
 ・運営事業者によると、貨物航路は定期航路が前提であり、スポット需要の取込みは困難との意見。

④今後の改善点・検討の方向性

- PFI船舶の平素の稼働状況
- PFI基本方針との関係性

PFI船舶は、維持整備や船員確保の面でコスト優位性はある一方、自衛隊による利用及び民間収益事業による利用率が両船舶とも1割以下の状況にある。したがって、財政資金の効率的利用に向けて、平素においても活用できる用途があれば、積極的に活用すべき。

現在の「防衛力整備計画」ではPFI船舶の確保が掲げられているが、確保に際しては、必ずしもPFI手法の導入ありきではなく、例えば、中古船舶の供給状況等も踏まえつつ、中古船舶を買い上げた場合との経費効率の比較や、PFI方式とする場合でも契約内容の見直しも含め、有効活用の方策を検討すべき。

3. 運用パターン別取組状況

(現行船舶)

自衛隊訓練や米軍輸送の需要を取り込み、PFI船舶を積極的に活用すべき。

特に自衛隊訓練については、護衛艦用とPFI船舶用の燃料の調達バランスを再考し、PFI船舶をより自衛隊訓練で活用できるようにすべき。

(防衛力整備計画での確保予定船舶)

現在の「防衛力整備計画」では、PFI船舶の確保が掲げられているが、確保に際しては、有事における利用に加え、

- 自衛隊訓練での利用
 - 民間収益事業（例：定期航路による貨物運搬、自治体訓練での利用）
- を柱とした有効活用に向けた方策の検討や中古船舶を買い上げた場合との経費効率の比較を前提とすべき。